

第3回日野町議会定例会会議録

平成30年6月13日(第2日)

開会 9時11分

散会 18時09分

1. 出席議員(13名)

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 堀江和博 | 8番 | 蒲生行正 |
| 2番 | 後藤勇樹 | 9番 | 富田幸 |
| 3番 | 奥平英雄 | 10番 | 高橋涉 |
| 4番 | 山田人志 | 11番 | 東正幸 |
| 5番 | 谷成隆 | 12番 | 池元法子 |
| 6番 | 中西佳子 | 14番 | 杉浦和人 |
| 7番 | 齋藤光弘 | | |

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

13番 對中芳喜(欠席)

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

| | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 町長 | 藤澤直広 | 教育長 | 今宿綾子 |
| 総務政策主監 | 西河均 | 教育次長 | 望主昭久 |
| 総務課長 | 藤澤隆 | 企画振興課長 | 安田尚司 |
| 税務課長 | 増田昌一郎 | 住民課長 | 澤村栄治 |
| 福祉保健課長 | 池内潔 | 子ども支援課長 | 宇田達夫 |
| 長寿福祉課長 | 山田敏之 | 農林課長 | 寺嶋孝平 |
| 商工観光課長 | 福本修一 | 建設計画課長 | 高井晴一郎 |
| 上下水道課長 | 長岡一郎 | 生涯学習課長 | 日永伊久男 |
| 会計管理者 | 福本喜美代 | 学校教育課参事 | 山添美実 |
| 住民課参事 | 柴田和英 | | |

4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 山添昭男 議会事務局主任 菊地智子

5. 議事日程

- 日程第 1 議第 4 3 号から議第 5 2 号まで（専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の制定について）ほか 9 件）および報第 5 号（平成 2 9 年度日野町一般会計繰越明許費繰越計算書）について

〔質 疑〕

- 〃 2 議第 4 3 号から議第 4 4 号まで（専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の制定について）ほか 1 件）について

〔討論・採決〕

- 〃 3 議第 4 6 号から議第 5 2 号まで（八日市布引ライフ組合規約の変更についてほか 6 件）について

〔委員会付託〕

- 〃 4 一般質問

- | | | |
|-------|----|-----|
| 4 番 | 山田 | 人志君 |
| 2 番 | 後藤 | 勇樹君 |
| 3 番 | 奥平 | 英雄君 |
| 9 番 | 富田 | 幸君 |
| 1 1 番 | 東 | 正幸君 |

会議の概要

－開会 9時11分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員、ご起立お願いします。
一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

はじめに、会計管理者から行政報告があります。会計管理者。

会計管理者（福本喜美代君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

去る5月31日、平成29年度の各会計の出納閉鎖を実施いたしましたので、その概要をご報告申し上げます。本日配付させていただきました、平成29年度出納閉鎖状況の資料をご覧ください。

まず、一般会計につきましては、歳入92億1,079万8,380円、歳出87億5,954万5,116円、差し引き4億5,125万3,264円の残額となりました。なお、歳入歳出差し引き額から、繰越明許費に係る一般財源1億1,731万円を差し引きますと、3億3,394万3,264円になりました。

次に、各特別会計の報告をいたします。

国民健康保険特別会計は、歳入24億9,602万6,140円、歳出23億5,901万466円、差し引き1億3,701万5,674円の残額となりました。

簡易水道特別会計は、歳入1,160万1,222円、歳出1,155万602円、差し引き5万620円の残額となりました。

公共下水道事業特別会計は、歳入8億5,904万8,998円、歳出8億5,899万2,570円、差し引き5万6,428円の残額となりました。

農業集落排水事業特別会計は、歳入1億9,343万8,757円、歳出1億8,620万137円、差し引き723万8,620円の残額となりました。

介護保険特別会計（保険事業勘定）は、歳入20億3,473万9,750円、歳出19億7,965万5,361円、差し引き5,508万4,389円の残額となりました。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）は、歳入473万1,678円、歳出471万3,877円、差し引き1万7,801円の残額となりました。

後期高齢者医療特別会計は、歳入2億5,252万335円、歳出2億4,894万6,445円、差し引き357万3,890円の残額となりました。

西山財産区会計は、歳入219万6,679円、歳出193万9,544円、差し引き25万7,135

円の残額となりました。

以上、平成29年度出納閉鎖状況のご報告といたします。

議長（杉浦和人君） 会計管理者の行政報告は終わりました。

日程第1 議第43号から、議第52号まで、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の制定について）ほか9件、および報第5号、平成29年度日野町一般会計繰越明許費繰越計算書についての質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番、池元法子君。

12番（池元法子君） おはようございます。

それでは、議第52号、平成30年度日野町一般会計補正予算（第1号）について、1点だけお尋ねをいたします。

歳出の農林水産業費の畜産業費の中の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、これに2億9,147万5,000円とかなり多額の補助金での事業ですが、どのような事業内容なのかをお尋ねいたします。

また、以前は、20年ぐらいになると思いますけども、そのころには県の4分の1の酪農家がこの日野町にあったというふうに記憶をしておりますが、現在の状況はどうなのでしょう、お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 12番、池元法子君の質問に対する当局の答弁を求めます。農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） おはようございます。

ただいま池元議員の方より、畜産環境にかかわりますところの質問をいただきました。

事業の概要でございます。事業の概要につきましては、畜産クラスター協議会を設立いたしまして、畜産クラスター協議会が策定しますところの畜産農家への補助、助成というような事業になってございます。内容といたしましては、牛舎を1棟建築しますのと、堆肥処理施設を2棟建築しますのと、あと飼料保管庫1棟の事業計画の内容となっております。

それとあわせて、畜産関係の状況でございます。肉用牛、乳用牛でございます。日野町におきましては、乳用牛につきましては295頭飼養されております。肉用牛につきましては2,765頭が日野町内で、畜産農家で飼養されております。滋賀県全体におきましては、乳用牛については2,977頭、肉用牛につきましては1万8,498頭が飼養されているというような現在の状況でございます。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

12番（池元法子君） 大体の状況は分かりました。

以前、酪農家数が県全体の4分の1ぐらいあったのではないかなという私の記憶

の中で、今かなり減っています。今回のこの事業でこれからの酪農業、それが増えていくというのか、振興に期待ができる事業なのかどうか、それをお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 再質問いただきました。この事業についての今後の振興ということのお尋ねでございます。

畜産クラスターに係ります事業は、町内の畜産農家と、あとJAをはじめとします関係の団体、そして県の機関等が集まりまして協議会の方をつくっております。その中で、日野町という地域の関係者全部が連携をしていく中で、畜産の収益性を向上させるというような目的のもとで協議会を設立しておりますので、今後構成員の方が規模拡大をするなり、収益性を上げるということの計画を持たれていく中で、今後の事業展開をされるというような形になってございます。

この事業につきましては、2分の1の国からの助成があって、あとは融資を受けての事業展開をされるというようなことになってございます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

11番、東 正幸君。

11番（東 正幸君） おはようございます。ご苦労さまでございます。

それでは、2点ばかり質問をしたいと思いますので、よろしく願います。

第1点目は、議第49号の日野町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありますけれども、説明では当町では事業所はないということでありましてけれども、今回のこれは連携協力ということであります。もし、この家庭的保育事業所が開始されたならば、そこで他の保育所との連携でありますけれども、他の保育所との定員との関係はどのように捉まえておられるのか。やはり、今も100パーセント、百何十パーセントという定員と思われるんですけれども、保育所への連携についてはどのように、そういう定員の中でどうように捉まえておられるのかお伺いしたいと思います。

それと、議第50号でありますけれども、日野町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありますけれども、今回放課後の児童支援員のことでありますけれども、我々は通常、指導員さんと言っておりましたけれども、新制度ではどのように変わってきたのかお伺いしたいなと思います。

また、補助員についてはどうように思っておられるのか、お伺いしたいなと思います。

議長（杉浦和人君） 11番、東 正幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。子ども支援課長。

子ども支援課長（宇田達夫君） おはようございます。

ただいま議第49号、日野町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、まずご質問をいただきました。今回の改正によりまして、代替保育につきまして、保育所以外の保育を提供する事業者からも確保できるようになるというものでございますが、保育所との定員の関係ということでご質問をいただきました。

今後、日野町で家庭的保育事業が実施された場合におきまして、その時点で待機児童等が生まれているような状況であるならば、そのときには公立保育所におきまして一時保育事業などを実施するなど、家庭的保育事業者、事業の中で、子どもさんが路頭に迷わないようにといたしますか、そのような対応は必要であるのではないかとこのように思っております。

続きまして、議第50号、日野町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。このたびの改正によりまして、放課後支援員さんにつきまして、基礎資格について一定の経験のある方に緩和をされるものでございます。

その中で、現在、議員おっしゃられました補助員さんという方におきましても、一定の経験を、おおむね5年とされておりますが、5年を経験されるということで支援員への道が開かれるというものでございます。

また、今回の改正におきましては、教員資格について、更新をできていない場合の取り扱いも明確にされておきまして、有効な教員免許の所持者を対象とするように改正をされるものでございます。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） 再質問でありますけれども、公立保育所は待機児童がなくなつたときには、待機児童が余裕があるときにはそうであるということのように思えたんですけれども、そのときもやはり、もし100パーセント以上あればどのように考えておられるのか、もう一度お聞きしたいなというふうに思います。

それと、教員の免許の更新ですけども、今そういうなんはやはり強制ではできないかも分かりませんが、どの程度更新されてない方がおられるのか、そういうようなことが分かればお伺いしたいなと思いますし、やはり更新をしてほしいなというふうに思いますけども、そこら辺の取り組みについてはどのように考えておられるのかお伺いします。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（宇田達夫君） ただいま家庭的保育事業がされる場合に、そのときの待機児童ということでございますが、実際、日野町でそのような事業が実施されたときですが、そのときに待機児童が日野町の中で生まれるような状態であれば、

先ほど申しましたように、一時保育事業などを実施しながら、子どもさんを確実に預らせてもらうような体制をしていきたいというふうに思っております。

また、教員資格についてでございますが、今回の改正では放課後事業であります学童保育所の資格についてのことでございますので、ちょっと私どもの方ではその点についてはつかんでおりませんので失礼いたします。

議長（杉浦和人君） 学校教育課参事。

学校教育課参事（山添美実君） 教員免許状の更新についてお答えさせていただきます。

教育現場の方では、教員免許の更新については、各校で免許の失効がないように、その期間を必ず毎年確かめて行っております。

それから、臨時の先生方、非常勤の先生方、また多くの教員免許を持っておられる方に教員免許の更新をするように呼びかけまして、失効することがないように説明をさせていただいております。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） また委員会等もありますので、その中でもお尋ねしていきたいと思えます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

10番、高橋 涉君。

10番（高橋 涉君） それでは、まず1点目でございますが、一般会計補正予算についてでございますが、ただいま池元議員の方から畜産農家に対する補助の件でお尋ねがございましたが、これに関連してお尋ねをさせていただきたいというふうに思っています。

事業内容等々につきましては、今お聞きをいたしました。畜産クラスターとは、畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携、結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するためと、このような形で定義をされておまして、現在全国各地でこのものがもう始まっているということでございます。今回日野町でそれを取り組まれるというようなことでございますが、目的とするところにおける畜産農家の補助という形になっておりますが、そういった意味の中で、今お聞きしましたところ、J A、県も構成させて組織団体にするということですが、日野町における農家がこの中でどのぐらい、何軒ぐらいが加盟されているのかどうかということと、ならびに加盟されている軒数に対して、今畜産をやってられる方に関しての何パーセントが加盟されておられるのか、この辺をお聞きいたしたいとこのように思っています。

それから、池元議員の質問と関連するわけでございますが、今後における部分というのはどういう形で日野町としては分析されておられるのか。これによってどういう形の部分で、日野町としての畜産農家の支援という形のもので、これで十分な

のかどうかという形の検証をされているのかどうか、これについてもお聞きをさせていただきたいというふうに思います。

それから2点目でございますが、西大路地区定住地地の整備事業について、また皆さん、質問があると思いますので1つだけお尋ねをさせていただきたいと、こういうふうに思います。

西大路地区の定住地地の整備対象地区として、計画の段階においてAゾーン、Bゾーン、Cゾーン、Dゾーン、4ゾーンにおける地区が検討されたと、このような形で聞いておるところでございますが、今回Bゾーンの整備事業が提案されておるといことでございますが、そういった意味の中で残る3ゾーンについては今後どのように考えておられるのかお聞きをさせていただきたいと、こういうふうに思います。

議長（杉浦和人君） 10番、高橋 渉君の質問に対する当局答弁を求めます。農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） ただいま高橋議員の方から、何点かご質問をいただきました。

最初にお尋ねの、クラスター協議会の畜産農家の構成員ということでございますが、今回構成員として加入、加盟をいただいています畜産農家、養豚、養鶏、あと法人も含めまして8者の構成員となっております。そのほかに、加盟をいただけない個人の経営者が2軒ほどおられます。加入に際しましては、養豚、養鶏で2者、あと酪農、肉用関係で6者というようなことで、合計8者がこの協議会には加盟をいただいております。

そして、この事業の取り組みでございますが、畜産関係者が地域と一体になるということで、畜産農家、そして県の関係機関、JA等の関係機関が集まる中で、収益性を上げていこうというようなことの目的での設立をしているところでございますが、その中で、加盟する畜産農家がそれぞれの経営目的、規模拡大等を計画する中で、それにあたっての助成をいただくというようなことで進めていくことになるわけでございますが、現在では1者が規模拡大の経営計画を持っているということでございます、それについての国からの助成を求めていくというようなことでございます。

分析をした支援ということでございます。経営計画等につきましても、関係機関の中でという部分も確認をしておるわけでございますが、一番は畜産農家さんが今後の経営にあたっての、資金計画を含めて規模拡大という部分を計画されていく中での経営を目指しておられますので、それについて資金等も含めまして、関係者が協議、確認していく中で、一定、規模拡大されることについては問題ないというような判断をしておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） おはようございます。

今日は13日でございます、昨日米朝首脳会談が開催をされました。あれだけ世界中で2人の指導者がいろんな意味で注目をされてきたわけでありますが、会談の中身は課題がいろいろあるというふうに言われておりますけれども、一触即発の危機を心配しておった中であして握手をされたこと、これがアジアにおける、そして世界における平和につながればと誰もが期待するところでございまして、新聞でも一面トップで報道をされているところでございます。

また現在、滋賀県知事選挙が行われております。これから先の滋賀県をどのように。

議長（杉浦和人君） 質問の要旨に答えて下さい。

町長（藤澤直広君） ということで大変大事なものと思っておりますが、滋賀県もまた人口が減少する県になりました。そして、滋賀県の各市町におきましても、とりわけ周辺部においては人口が減少するというようになっておりまして、日野町もその例外ではございません。

こうしたことから、西大路の団地の話でございますけれども、国においては地方創生対策を講じるということで、東京一局集中を打開し、地方が元気にやっていかなければならないということで方針が出されたところでございます。

日野町もこれを受けまして、平成27年度に日野町の地方再生戦略について計画を策定させていただき、それぞれいろんな事業の取り組みをさせていただきました。

そうした中で、国の補正予算を活用いたしまして、平成27年度予算、補正予算を活用しながら、平成28年度に日野町定住団地調査事業を実施いたしたところでございます。その段階におきまして、日野警察署跡地、そして西大路の市街化区域ということで、これの定住団地化に向けた調査を実施いたしたところでございます。

問題意識は、今述べましたように、人口減少社会の中でいわゆる農業、農村部も含めたところが何とかそれを食い止めて、住み続けたい町、住んでみたい町をつくらんと。その中で、日野町もまたやはり町外に出ていかれる方もあるわけでございますので、何とか町内に踏みとどまっていたいただきたい、こういう思いでございます。

日野町におきましては、いわゆる農村部と日野や必佐の市街化区域というところがあるわけでございます。そして、かねてからの開発団地、リバーサイド、曙、サンライズ、こういうようなものがあるわけでありまして、今現状を見ておりますと、日野や必佐の市街化区域においては、いわゆる一戸建ての住宅が割とつくられれば売れていく、またつくられるというような状況になっておるわけでございます。そうした中で、定住したい、してもら、移住してもらということも含めて、いろんな選択肢を準備する必要があるのではないかとということで、地方創生戦略の中で

議論をいたしてきたわけでございます。

そして、ただ住宅団地というのはどこでもできるわけではございませんので、日野地区や必佐ではなく、いわゆる周辺部とは言いませんけれども、日野、必佐の市街地以外のところでこういうことが可能なところはどこなのかということになりますと、かねてから市街化区域に線引きされております西大路地区のあの477国道沿いがその地域でございます。あの地域は、ご承知のように約20年ほど前から線引きがされて、一旦は区画整理で住宅開発をしようやないかと、こういうようなこともあったわけですが、種々の事情によってなかなかこれの実施が難しかったと、こういう経過があるわけでございます。

そうした中で、西大路、そして日野、必佐でない地区も含めて定住団地をつくることによって、日野全体の人口流出に歯止めをかける、そして人口流入の1つのきっかけになる、こういうような可能性はないのかということで、地方創生の予算を活用して調査を行ったところでございます。

その時点におきましてはそういう調査をやりながら、それまでから地元の皆さんにはそういう調査をすることについてご協力をいただいたわけでございますが、28年度に調査がまとまり、29年度から改めて具体的な計画概要について地元にご説明を申し上げ、そしてこの議会においても特別委員会をはじめ、一般質問でもいろいろご質問などをいただき、お答えをしまいたったところでございます。

そうした中で、A、B、C、Dという4地区で、可能な開発ということで調査をいたしたわけでございます。もとより、当初はあの地域全体の区画整理事業という計画がされておったわけでございますが、現時点でされてこなかったいろんな事情を見ますと、やはり一挙にたくさんのところをやるということは、これは大変大きなリスクを伴うものでありますので、町といたしましてはおおむね1ヘクタール程度を基本にしてこれをやっつけようやないかと、こういうようなことで考えたわけでございます。

そうした中で、1ヘクタールをそれぞれの区域で調査いたしまして、それを地元の皆さんにお示しをしながら、やはりこれは地元の皆さんの協力、合意がなければできないものでございますし、用地代につきましても、高額なものになればこれは計画自体が成り立たないということで、そうした条件なども含めて地元の皆さんと協議をさせていただく中で、現在のB1地域が妥当であろうと、こういうような判断をいただいたところございまして、現在B1地域を滋賀県土地開発公社に委託する方向で、細部はまだまだ調整中でございますけれども、そういう形で何とか踏み出していきたいと、こういうような思いでございます。

そのほかのB1地域以外についてはどうなのかということでございますが、このB1地域が二十数区画を予定しているわけでございますけれども、やはりそこがし

っかりと売れていく、そういうようなことを見きわめることも大変大事でございますので、現時点でまずはB1地域の開発と、その販売に全力を尽くしていきたいなど。その結果を見ながらまた全体として考えてまいりたいと、このように思っております。

議長（杉浦和人君） 10番、高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 再質させていただきます。

まず1点目の方なんですけど、今回国の予算とはいえ、2億9,000万というような形の大きな予算づけになっておるといことですね。そういった意味で言いますと、これがすぼんでしまわないように、畜産農家の方の経営基盤をはっきりさせ、継続的に拡大できるようなことにしなけりゃいけないと、こういうふうな前提があるんじゃないかなというふうに思います。

そういった意味で、日野町もどこまでそれに携わって支援ができるかという形でお聞きしたわけですので、それについてはお願いというより、これからもそういう部分の中で見ていただき、支援体制を含めて経営基盤がしっかりするような形でちょっとお願いを申し上げておきたいと、こういうふうに思います。

それから、2番目の西大路地区の定住宅地の整備事業ですが、縷々今までのいきさつ等々について町長の方から説明をいただいたと、こういうふうなことでございますが、今回の西大路地区につきましてはとりあえず、とりあえずという言葉が適当か分かりませんが、1ヘクタールの部分につきまして先行して、試験的な要素も含めてでしようけど、これについては実施をする方向で今検討していると、こういうことでございます。

しかしながら、日野町における今、定住移住促進の部分の中で、ここだけじゃなくて日野町全体的における部分の中でやっぱり考えなきゃいけない部分はあると思います。そういった意味の中でのこの西大路地区じゃないかなというふうに思いますので、一度、今回についてどういう結論になるか分かりませんが、Bゾーンも含めて、あと、A、C、Dですか、これについてもやっぱり検討する必要があると思いますので、その辺のところも今後についての部分の中で検討されるよう申し上げて質問を終わりたいと、こういうふうに思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

9番、富田 幸君。

9番（富田 幸君） 私も議第52号、平成30年度日野町一般会計補正予算（第1号）について、この中で今、高橋議員の重複になるかもしれませんが、質疑を行いたいと思います。

まず、債務負担行為として西大路地区定住宅地整備事業が挙げられておりますが、今、町長の説明ありましたように、もう一度この4つのゾーンがありますね、Aか

らDまで。もうひとつこのBゾーンで計画を行うという根拠がちょっとあいまいなふうに分かれましたので、再度Bゾーンで計画を行うための根拠をもう一度説明をお願いしたいと思います。

次に、町長は土地買収価格を1,000平米当たり300万円というふうに明言をされておられますが、これは所有者の同意を得ているのかどうか。

また、今日まで公共用地購入には必ず土地鑑定評価を経て購入をしておられましたが、今回その措置をとらない理由は何かお尋ねをいたします。

3点目は、一般財源の負担と3,000万円を見込まれておりますが、事業総額試算の内訳を明確にお願いしたいと思います。

4つ目、土地開発公社の関係者が西大路地区の用地を現地調査されたというふうに分かっていますが、なぜ地方創生の調査地である旧日野警部交番跡地について調査依頼をされなかったのか。この点についても理由をお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） ただいま富田議員から、4点にわたってご質問をいただきました。

なぜB1なのかと、こういうことでございますが、先ほど申し上げましたように、この市街化区域につきましてはかなり幅の長い区間でございます。以前はここを区画整理事業で開発しようということでありましたが、種々の事情によってできなかったということございまして、その中で何とかやりたいということでございますが、繰り返しになりますけれども、地元の皆さんのご同意がなければこれはできない事業でございますので、地元の皆さんと協議をさせていただきながら、このB1地区に決めたということございまして、その細部については、また建設計画課長の方から知り得る範囲で答弁をさせていただきたいと思っております。

300万円での買収ということはどうかということでございますが、もともと条件が厳しい地域でございますので、なかなかペイをしないと、しにくいということでございますので、その中で実施をするということについては、町が持ち出す財源の部分も必要となりますことから、やはりそこは地元のご理解をいただくということでこの額を議論しながら決めてお願いをしたところでございまして、ご同意はいただいております。

なぜ鑑定をしないのかということでございますが、今申し上げましたように、鑑定をするよりも、むしろこの事業が成り立つかどうかの部分でぎりぎりのところで判断をした額が300万円だということでございます。

それから、町の住宅への持ち出しは3,000万程度というふうに町長は言ったじゃないかということでございますが、これは1億七千数百万円の債務負担行為をするわけでございますが、この中にはかねてから町道から国道へ抜ける町道整備のご要望

等も受けておりましたことから、今回それも含んで住宅開発に生かしていこうということを考えますと、それを少し別枠に置けば、純粋な住宅開発に、それ以外にも下水道や水道もあるわけでありますが、それ以外の部分で住宅開発に対する町の持ち出しは現時点、概算の概算でございますけれども3,000万のレベル、3,000万台というようなことになるのではないかとというのが現在の試算でございます。これも後ほど、もう少し建設計画課長の方から概略の数値を申し上げます。

それから、土地開発公社が西大路を見たにもかかわらず、警部交番は見なかったのかということでございます。警部交番につきましても28年の調査で実施をいたしたわけでございますが、その時点では警察との話し合いの中で、警部交番用地については町に無償で譲渡、返還をするというような話もございまして、それは無償で譲渡されるのであれば、これはかなり使い勝手がいいなということで実施をしたわけでございますが、その後、警察の方から無償では無理だ、時価だと、こういうような話になってまいったところでございます。時価となりますと市街地の中心部の大塚でございますので、かなりの用地代が高くつくということで、ここを開発するのはなかなか難しいなというのが1つと、もう1つは、日野地区については中道をはじめとして、中道はほぼいっぱいになっておると聞いておりますけれども、そのほかでも区画が造成をされれば住宅が建っていくというような状況でもございまして、また現に区画、小区画、数区画でも住宅開発を民間の力でやっておられると、こういう状況でございますし、日野町においても日野地区に対して周辺の地区から人口が流入しているというような現状でございますので、日野地区についてはある意味では民間活力によって開発をされることによって、住宅需要については応えられるのではないかと。

そういう中で、西大路のこれまでからの市街化区域ということがある中で、そこでしっかりと町がサポートすることによって、定住団地を設けていくということが必要であるというふうに考えたところございまして、警部交番跡地についてはまず優先は西大路地区の市街化区域からということにしたわけございまして、土地開発公社に警部交番を対象に見ていただくということにはいたさなかったところでございます。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） おはようございます。

それでは、今富田議員に質問いただきまして、町長の方がお答えしましたが、補足という形で回答の方をさせていただきたいと思っております。

まず、宅地整備の地域が何でBゾーンなのかということでございますが、町長が申しましたように、この事業につきましては地元の協力とご理解がなければできないということでございます。調査結果におきましては、エリアの形状より若干公共

地率、割合等が変わってきますので、金額的には変わってくる部分もございますが、町が提案させていただきました4つのゾーンにつきましては、全て開発が可能やということで判断をさせていただき、地域に提案をさせていただいたということもございます。決定されたエリアにつきましては、地権者の同意書が添付された要望書も提出をいただいております。これにつきましては、西大路地区全体の総意と熱意であるということを町の方も重く受け止めるということで、整備ゾーンのBゾーンにつきましては地元の総意やということで、Bゾーンの方で整備を進めるということで進めた経過でございます。

次に、鑑定をしなない理由ということで、これも町長の答弁と被るかも分かりませんが、それぞれのゾーンで試算はさせていただきました。これについて、事業としてほんまにできるのかどうかというところで概算を出したところ、土地の買収については例示させていただきました平米3,000円というのがもう限界かなということで、その金額は判断させていただきました。この部分についても地元の方で説明をさせていただき、これについてもご理解をいただいているというふうに思っています。

鑑定につきましては、調査の方で当然近くの地価調査等もしておりますので、ほぼぼつかんではおったんですけれども、とてもやないがその価格では整備が成り立たないということで、平米3,000円という金額を地元の方に説明をさせていただいて、ご理解をいただいたところでございます。

それから、内訳の方なんですけれども、今回提案させてもらった金額につきましては、このB1のゾーンのいわゆる調査の結果の図面に基づいて、開発公社の方で概算をされた額でございます。それぞれ概算費用につきましては、用地関係、業務関係、工事関係、それから分譲までお願いをするということで分譲に係る金額、それぞれ全て合わせた合計が1億7,681万5,000円ということで、この金額を上限として今回債務負担行為ということで提案をさせていただいているところでございます。

最後に、現地調査の件でございますが、公社の方が現地の方を確認したということでございます。これにつきましては、公社の方に相談に行きまして、1回うちの方も現地を見るわということで、現地の方を見ていただきました。特に今進めているのがBの1のゾーンということですので、あえてほかのゾーンの視察については公社の方もされませんでしたし、うちの方も依頼もしなかったということでございます。

今思いますのは、地域からの熱い要望を受けて決定させていただきましたゾーンでございまして、これの整備に向けて全力を挙げたいなというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） どうもBゾーンは地元の総意だということで、それプラス国道

と現道の町道を結べるという計画にも基づいているところもあるというふうにお聞きをいたしました。

1点だけ、現在の町道と結ぶという計画につきましては、Cの1のゾーンでもあると思います。Cゾーンというのは公民館の手前になるわけですから、ここはですから地元さんの同意が得られなかったどうかを再度お尋ねいたします。

それから、平米3,000円、これは了解をさせていただきました。ただ、事業総額、先ほど項目だけつらつらと課長、言っていたいただきましたが、概算、工事費がどうだとか何がどうだというのを分かれば、もう一度お尋ねをさせていただきたいと思えます。

それと、4点目は日野警部交番ですが、町長、無償のつもりがそうでなかったという答弁でありましたが、そうかといいますが、我々、地域経済対策特別委員会の中でも、「ここはどれぐらいの費用があれば県は譲ってくれるのか」というような質問を再三しておりますが、「何の話もしておりません」ということです。こちらの方が宅地を整備すれば、おそらく中道とかそこらと同様、販売が早いんじゃないかと思えます。ですから、それは県と交渉の結果、これこれこれだけの高額ではとても買えないというのなら分かりますが、その辺についての説明をお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 大変失礼いたしました。1億7,681万5,000円の内訳でございます。用地関係に3,650万、それから業務関係、これは測量、実施設計、開発申請を含むものでございますが1,440万円、それから工事関係でございます。これは道路、緑地、上下水道、宅地、全て含めまして1億1,660万円、それから分譲関係ということで、ほぼほぼ2年ぐらいで販売を考えておりますが、これに係る費用として931万5,000円、合計1億7,681万5,000円というところでございます。

それから、Cゾーンでも町道整備ができるやないかということでございますが、これにつきましては、先ほども申しましたように、それぞれ各ゾーンでそれぞれの特徴がございます。そんな中で地元の方で選択していただいたゾーンということで、特にCでもということではございますが、そこについては地元の総意ということで判断をしております。

先ほど用地関係で3,650万という金額を申し上げました。これにつきましては、当然8,000平米の用地と、それから埋蔵文化財確定測量、その他建物補償等、それに係る費用が含まれておりますので、用地の買収費としましては3,650万のうち約2,450万、8,171平米で2,450万ぐらいの金額になります。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 警部交番の跡地の方がすぐに開発できて販売しやすいのではな

いかと、こういうご意見でございますが、先ほども少し申し上げましたけれども、現在でも日野地区への周辺地域からの人口流入が続いておると、一定部分では続いているということでございまして、何とか日野地区、必佐地区でないところで定住団地を町がつくることによって、周辺部という言葉は妥当じゃないかも分かりませんが、日野、必佐地区以外でできるということが大事なのではないかということで選定をいたしたところでございます。

そして今、富田議員もお話しされましたように、警部交番跡地であるならばすぐに売れるんでないかということでございますが、あそこも割と格好は悪うございます。そして、どれだけの値段で開発をすれば宅地になるのかということもあるわけでございますが、いずれにしても既に日野地区に人口が寄ってきている、そして日野地区においては民間開発でいろんなところで宅地開発がされているということでございますので、民間の皆さんの力で開発ができてきているということから、町の施策として開発をやるにあたっては、長年の経過があり、そして地元住民の皆さんの熱意があり、そして何とか日野地区一極じゃなくて、それ以外の地区にも人口を定住してもらえる可能性ということから、優先的には西大路地区を選択したということで、警部交番よりも優先をしたというのが現状でございます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 富田議員より、警部交番跡地の譲渡についての交渉という件でご質問いただきました。

警部交番が移転するというような話を伺ってから、そういった話については警部交番の会計課の方と交渉をさせていただいていたという経過がございます。もともとは日野町の土地であったということで、警察の本部の方と、日野町の土地であるので、無償でそのまま日野町に返還いただけるというようなお話の中で、期待を持って交渉していったわけでございます。

その経過の中で、当初はそうやって動いていたわけでございますけれども、28年の11月に正式に、県の方で条例がございまして、その条例の中での規定では、もともとの所有者に返すというのもあるんですけども、20年を経過したものについては無償譲渡は無理と。有償になるというようなお話を伺ったところでございます。ただ、当時の、警部交番の方に交換をさせていただいた土地を提供させていただいたときに、条件として解体後、更地にした後に無償で日野町に返還するというような条項があれば、それは当然無償で返させていただくというようなことが言われたところでございまして、そういった文言があるような契約があるかというように県の方から問われまして、こちらの方で探すわけでございますけれども、そういった文言のある書類の交わしたものはございませんで、今のところ有償でしか県としては扱えないというような対応となっているところでございます。

現在解体が済まされまして、本年度、30年度の予算で官民境界をして、翌年には競売に移したいというふうに言われておるわけでございますけれども、まずは地元ではありますので、県の関係機関、それから日野町には一応有償で購入いただけないかという確認をとらせていただくというようなお声をいただいているというところでございます。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） おおむね答えていただきましたが、ちょっと今の警部交番跡地のことは、もうひとつ合点がいかんところもあります。

再三申し上げているのは、やはりこの日野町の中で、町のど真ん中で警部交番跡地、そしてこの問題とは関係ありませんが平和堂の跡地があります。非常にあつた更地であっているところは、情けないような思いを我々はすることもあるわけです。そういった意味で、警部交番跡地も無償でないなら、有償であるなら、どの程度の価格であればどうなるという検討も今後していただきたいなということをお願いして、私の質問を終わります。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

8番、蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） それでは、私もいつものように質疑に参加させていただき、既にただされました点につきましては除きまして、何点か質問を行わせていただきます。議案自体に関します質疑は、同士の議員各位にお任せをいたしまして、私は少しいつものように角度を変えて、3議案と1報告に関連しての質疑を行わせていただきます。

まず、議第46号、八日市布引ライフ組合規約の変更についてに関連してお伺いをいたします。近年死亡者数が増加してきているためか、死亡なされた日から2日後、最もよく希望される火葬日に炉が満杯のために火葬ができず、1日おくれたの火葬日となるケースが増えてきているように思っております。

12月6日から新施設が稼働となります。漏れ聞くところによりますと、現施設の今日の火葬に要する時間は2時間と10分程度というところでございますが、この火葬時間が新施設では半分程度の1時間余りになるそうですが、実際のところどうなのでしょう。

また、火葬時間が短縮となれば、1日の火葬件数を増やされることになるのでしょうか。

また、炉の数を現在の数より増やされるのでしょうか。

以上3点についてお尋ねいたします。

次に、議第47号、財産の取得について（日野町消防団消防ポンプ車）についてに関連してお伺いをいたします。今回の消防ポンプ車の取得から、標準装備にドライ

ブレコーダーを新たに加えられることとなったところでございます。近年の消防団、消防ポンプ車の取得につきましては、15年での更新を基本となされ、平成26年に第1分団日野詰所配備車両を、平成27年に第1分団西大路詰所配備車両を、平成28年に第3分団配備車両が更新されています。これらの3台にはドライブレコーダーが装備されているのか。装備されていない場合には、後づけ装備をされるのでしょうか、お伺いいたします。

また、ドライブレコーダーといっても、2,000円前後の安価な物から数十万円もする高価な物まであります。車両の前のみにカメラがあるものもあれば前後にカメラがあるもの、360度をカバーするものまであります。どの程度の装備を考慮されているのでしょうか。

また、地元の鎌掛地区が特別に別途装備なされる備品等があるのでしょうか。

また、残ります第2分団配備車両の更新年度はいつなののでしょうか。

以上4点についてお尋ねいたします。

次に、議第52号、平成30年度日野町一般会計補正予算（第1号）についてと、報第5号、平成29年度日野町一般会計繰越明許費繰越計算書についてお伺いいたします。補正予算の担い手育成対策事業720万円と、繰越明許費繰越計算書の担い手確保経営強化支援事業716万5,000円の2つの事業は、名称も金額もよく似ております。非農家の者にとってはよく分かりかねますので、どこがどう違うのか、違いをお尋ねいたします。

以上、3議案と1報告と思いますが、お尋ね、お伺いし、明解な答弁を求めます。

議長（杉浦和人君） 8番、蒲生行正君の質問に対する当局の答弁を求めます。住民課参事。

住民課参事（柴田和英君） 議第46号、八日市布引ライフ組合規約の変更についてにつきまして、蒲生議員の方から3点のご質問をいただきました。今現在整備工事が進められております布引斎苑の関係でございます。新しく新火葬炉の利用開始が平成30年の12月6日から始まります。これに伴いまして、東近江市の愛東・湖東区域の編入に伴う共同処理をする事務区域の変更をお願いするものでございます。

まず、質問の1点目の火葬時間でございますが、現行施設の火葬所要時間は、受付の後、2時間10分程度の火葬時間の後、お骨拾いの時間を含めて2時間30分でございます。今度新しくなる施設の場合は、受付時間の後、1時間20分程度の火葬時間とお骨拾いの時間を含めまして1時間45分となりまして、所用時間は45分程度短縮をされます。

続いて、2点目の1日の火葬件数でございますが、現行施設は1日8件でございます。新施設は火葬時間の短縮によりまして、1日10件まで対応ができるようになります。

続いて、3点目の炉の数についてのご質問でございます。現行施設は7基の炉ですが、新施設は6基となっており1基少なくなっておりますが、新施設は全て現行炉の大型炉よりも一回り大きなサイズが標準となっております、そのためさまざまなケースに対応ができますので、1日のローテーションを崩すことなく管理運営ができ、1件当たりの火葬時間が短縮されますことから、1日当たり火葬件数は2件増えるということでございます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 蒲生議員より、議第47号、財産の取得についてご質問をいただきました。

まず1点目の、ドライブレコーダーを今回の購入から標準装備とさせていただいたわけですが、最近新しく導入した車での装備関係でございます。26年に第1分団の日野に装備しておりますものと、27年の第1分団の西大路、その2台につきましては装備はされておらないというところでございます。28年に第3分団に導入しましたポンプ車については、地元寄附によってドライブレコーダーが装備されているというようが状況でございます。

今後の装着の予定でございますけれども、今のところ車の更新と同時に対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それと、タイプはどんなものかというところでございますが、今現在、町の公用車に装備しておりますのが2万円から3万円ぐらい、前方だけの記録というふうになるものがございますが、今ポンプ車での仕様についてはその程度というふうに思っているところでございます。

それから、本年度、今購入予定をしております第1分団の鎌掛の特別装備でございますけれども、地元の方と分団の方と地元の運営会の方と1度協議をしたわけでございますけれども、まだ特別これといったものは決定はされておりませんが、協議中であるというところでございます。ただ、これまで西大路や必佐の3分団で導入された車等の特別装備をもとに検討していきたいというふうなお話ございました。

それから、残り第2分団のポンプ車でございます。これにつきましても実は平成15年が購入でございます、ちょうど今年で15年がたつということで、同時に数台も買えるものではございませんので、今回は1分団の鎌掛を優先させていただいたということで、できれば次年度に更新をできるように考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 3点目にご質問をいただきました、補正予算と繰越明許費計算書にございます担い手育成対策事業、そして担い手確保経営強化支援事業につ

きまして、名前もよく似ている、金額も似ているということでの違いのご質問でございます。

この2つの事業につきましては、農業用機械等の導入に対しまして国の助成が受けられるというもので、適切な人・農地プランが作成をされています地域で、そのプランに位置づけられた中心経営体に助成をするというような内容になってございます。

その中でも繰り越しをいたします事業につきましては、さらに条件が厳しくなっております、農地プランを作成しておりますけれども、さらに農地中間管理機構を活用していくということがさらに条件がありますのと、そして中心経営体への助成になりますけれども、その中心経営体である人は認定農業者であることということがさらに条件がつけられておまして、繰り越しをいたします方が条件的には厳しくなっておるといような違いがございます。補助率につきましても、繰り越しをいたします事業の方が2分の1以内になっておまして、今、今回補正で上げさせていただいております部分が10分の3以内といような状況になってございます。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） それぞれの担当者より詳しくご説明いただいて、よく分かったところでございますが、議第46号、八日市布引ライフ組合規約の変更についてに関連いたしまして、1点だけ再問をいたしたいと思えます。

現施設の火葬時間に要する時間、2時間余りが、布引斎苑火葬場で火葬が2時間余りもありますので、火葬を待たず、一旦葬儀場ホールからご自宅に帰られたり、地域によっては呼び方が違うんですが、死去参りとか、灰葬参りとか、野帰参りとか、こういうお名前がいろいろあるんですが、これらのためお手つきの寺院に行かれたりしておられるところがございます。火葬時間が新施設では極端に短くなり、半分程度の1時間余りとなれば、お手つきの寺院等に行かれる時間がなくなり、布引斎苑組合で火葬が終わるのを待たれると、こういうことになるのかなと、こういうふう思うところでございます。

新施設に今、先ほどの説明では10件、10件が全部待たれるわけではないんですが、半分としても5件ぐらいが待たれると、こういうふうになってまいりますと、それだけの布引斎苑には待たれる、5組ほどおられるとしたら、その会葬者が待たれるだけの待合所、そういうものが新たな施設ではきちっとできるのかなと、そういう点についてお伺いをしたいなと思えます。

また、現施設の内容から新施設、こういう時間の短縮、そういう面で、また待たれるとかそういうふう内容が変わってくるのかと、こういうふう思うんですが、葬儀業者等に対してそういう説明がきちっと行われておるのか、また行われるのかお伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（柴田和英君） ただいま2点ご質問をいただきました。時間が短縮されることによりまして、45分短縮でございますので、従来ですとそういった時間を戻って、死去参り等をされるというような慣例になっているところでございます。葬儀の形態もさまざまではあると思えますけれども、そこで待たれて待合を、時間をそこで過ごされるというようなこともあります。

今、新施設の待合につきましては、12月からオープンします火葬炉棟の方はこの12月で完成をしまして、その後、今現在の施設がございましてところを解体して、そこに待合棟という形で木造平屋建ての施設を建設されます。そこで待っていただく時間というのをとっていただけるような形で計画がされております。

あと、葬儀業者さんとの連絡調整なりということでございまして、今現在準備期間ということで、各市町の担当者、また葬儀業者等の方についても説明の場を設けまして、稼働に向けた準備を斎苑の方でされているところでございます、斎苑に聞いておりますと、9月と11月に斎苑に登録をされている葬儀業者の方を対象に説明会をするということでございまして、そうした機会を通じて円滑な運営がされるものと考えております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） 待合所を今の現施設のところに新たにつくると、こういうところでございますが、何組ぐらい入れる、いわゆる今と同じようなものをつくられたんじゃ、全く意味がないところでございます。最低5組ぐらいが待ち合いできなければ意味がないのかなと思いますので、その点はお答えがなかったのでしょうか。再度お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（柴田和英君） 待合棟についてのご質問でございますが、今現在の待合棟の面積は340平米ということでございまして、現行の待合室よりも大きい待合室を考えているということでございます。あと、部屋数とか内容につきましては、図面等がございまして、十分にゆっくりと時間を費やしていただくような形で計画がされているというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） 明解な答弁はいただけなかったところでございますが、きちっと何組ぐらい入る、仕切りをきちっと設けなければ、またこれも意味がないですので、大きなところにばさっと何組も入るのも、これもどうかと、こういうふうに思います。きちっと仕切りを設けて5組程度が入れる、そういう場所をつくってもらえるように、町長にもこれからまた組合の方にも要望、また組合議員さんもここにおられますので要望していきたいなど、こういうふうに思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

7番、齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 私の方から、2つの議案について質問をいたします。

議第44号の専決処分について（日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）質問をいたします。この条例は、保険税の課税限度額を54万円のところを4万円引き上げ、58万円とするものであります。また、被保険者に対する軽減措置の算定方法の変更ということであります。

ということで、3点ほど質問させていただきます。

課税限度額が引き上げられたことによる対象者数、そして課税額はどのくらいになるのか。そして、軽減措置の対象者数、その減額による対象者の課税軽減額はどのようになるのか、お教え願いたいと思います。

そして、この改正の課税限度額の引き上げと軽減措置は何を目的としているのかというところでお伺いをいたします。

次に、議第52号の平成30年度日野町一般会計補正予算（第1号）について質問いたします。

2点質問いたしますが、1つ目は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業についてであります。先ほどからもご質問が出ています中で、クラスター協議会というものが今年の3月に設置されたということでもあります。その内容についても議員が既に聞いておられますので割愛させていただきますが、あわせて整備事業内容についても割愛させていただきます。

その中で1つ、この事業につきましても2億9,000万からの補助が認められるということで、1事業所に対する補助ということでもあります。この事業に対して今、国は何を目的としている事業なのかお尋ねをいたします。

2つ目に、担い手育成対策事業についてであります。この事業は地域の中心的な農業経営者の経営に必要な設備の導入に対する補助ということでもあります。対象となる農業経営者と導入される設備は何か、お伺いをいたします。

そして、これは経営体育成支援事業の中で、農地プランの認定農家が対象となるということでもあります。日野町における認定農家の数はどれだけあるのか。そしてまた、認定農家の資格を受けるにはどういった基準があるのかというところでお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 7番、齋藤光弘君の質問に対する当局の答弁を求めます。税務課長。

税務課長（増田昌一郎君） ただいま齋藤議員の方から、議第44号の国民健康保険税条例の改正につきましてご質問をいただきました。ご質問は大きく分けて2つの事柄についてかと思えます。

今回の改正におきましては、1つは課税限度額の引き上げがございます。国民健康保険税といたしましては、加入されているそれぞれの方の所得、あるいは資産、あるいは加入者数に応じてそれぞれ保険税をご負担いただいているわけですが、さらに医療分、それから40歳以上65歳未満の方については介護分、それと、これは保険者全ての方ですが、後期高齢者医療の支援分という形で、3つの区分に分けてご負担をいただいております。この3つの区分につきましてそれぞれ計算しまして、上限を設けるといって運営をしているわけですが、今回の改正の中でその医療分、条例の中では基礎課税額という表現をしていますけれども、医療分の限度額につきまして、従来は54万円を限度としておったんですけれども、これを4万円引き上げて58万円にするという改正でございます。

背景につきましては、これは全国一律の基準での改正になるわけなんですけれども、全国的な傾向としまして所得水準の伸びが見られるということで、従来限度額へ据え置いた場合には、これを超過する世帯が増えるであろうという推測がされております。そういう意味で、主に所得が多い方が超過している世帯の中には多いわけですが、そういう意味で税負担の公平性をより図ろうという趣旨がございます。限度額を引き上げようというのが今回の目的というか、改正の趣旨でございます。

対象者につきましては、試算をいたしましたところ、4万円の引き上げによりまして、これによりまして保険税が増額するという世帯は、試算では24世帯ございました。金額につきましては約87万円。24世帯で87万円の負担増になるという試算結果が出ております。

それからもう1点、今回の改正では、加入者の所得等の状況によりまして、軽減措置というのを仕組みの中で設けております。所得によりまして、7割、5割、それから2割という形での軽減をしているわけなんですけれども、今回はここで5割と2割につきまして、計算の中で加算分についての引き上げをしようということで、判定所得が引き上げになりますので、それによって対象となる世帯が増えるということにはなりません。

ただ、今回の改正につきましては、背景につきましては、もちろん減額される世帯が増えることにはなるんですけれども、それほど大きな増加にはならないということになります。今回の目的としましては、先ほど言いましたように、全国的な傾向としては所得に伸びが見られるということにはございますけれども、ただ一方で、物価等の上昇もございますので、例えば従来はぎりぎりの数字で軽減を受けられていた世帯が、所得が伸びることによって軽減は外れてしまうと。一方で、物価上昇があることによって、それぞれの暮らし向きはそれほど変わらないんじゃないかなという想定のもとで、そういうふうに従来の軽減の判定所得を少し超えてしまった

ことによって軽減を外れる世帯については、物価上昇による分は救済する必要があるのではないかなということ、若干の判定所得の引き上げがされるということになります。

具体的な数字をちょっと試算しましたので、申し上げたいと思います。医療分について計算をさせていただいたんですけれども、5割軽減ですと、保険者数ですと従来は879人だったんですけれども13人増加して892人、世帯数で言いますと467世帯が475世帯ということで8世帯増える形になります。それから、2割軽減の対象でございますけれども、保険者数は645人が654人、それから世帯数が365世帯が370世帯ということで5世帯の増ということで、全体としてはそれほど大きな増加にはなりません。これによりまして、改正前に、今回変更のない7割も含めると、52.3パーセントの世帯が7割、5割、2割の軽減を受けておったんですけれども、それが52.8パーセントということで若干増えるということになっております。

そのような形で今回改正をさせていただきますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 齋藤議員の方より、2事業につきましてご質問をいただきました。

1つ目の、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業について、その中でのこの事業についての何を目的とした事業なのかということのお尋ねでございます。この事業につきましては、平成27年に環太平洋パートナーシップ協定、TPPと呼ばれるものですが、それが合意をされました。それで国産の牛肉、豚肉、乳製品等の安定供給を図るために、畜産の収益力向上を図ると、それを地域一体となって取り組むというようなことをするためにこの事業が起こされ、そしてクラスターの協議会を立ち上げての取り組みというようなことになってございます。

そしてもう1点は、担い手育成対策事業についてでございます。この中での事業の対象となる農業経営者と導入される設備についてでございます。対象となる農業経営者につきましては、これ、4地区からでございますが、1法人4名様が導入をされる計画をされておられまして、トラクターやコンバイン等の導入をされる予定となっております。

そして、農地プランでの認定ということでございますが、現在日野町では農地プランの認定農家につきましては、法人、個人、団体を含めて70名の方が認定を受けていると思っております。

そして、認定農家の基準でございますが、認定農家ということで認定をされるにあたりましては、農業経営改善計画というものを申請いただくこととなります。作付の面積はどれぐらいで、土地をどれだけ耕作しているというような現状から、今

後5年間を向いての計画を立てていただくというような形で申請をいただいて、町が認定会議の中で認定をしていくというようなことでの流れになっておりまして、やる気のある農家さんが改善計画を立てられて、それに向かったの支援といいますかそのような形になっておりまして、具体的に基準でこれ以上なければならんというようなものの基準というものはございません。

議長（杉浦和人君） 税務課長。

税務課長（増田昌一郎君） ただいま齋藤議員からご質問いただいた中で、1点答えを抜かしてしまいました。軽減措置の拡充によりまして、影響ということで、保険者数、世帯数については答弁させていただいたんですけど、金額のところ、ちょっと答弁が漏れておりましたので、失礼いたしました。

先ほど医療分について説明をさせてもらったんですけども、医療分の軽減額につきましては、軽減額で増えるのは、約25万5,000円。それからあと支援分と介護分を含めると、軽減額の増としては合計で約40万円ということになりますので、ご了解いただきたいと思います。申しわけございません。

議長（杉浦和人君） 齋藤議員。

7番（齋藤光弘君） 再質問をさせていただきますが、保険税についてであります、今回の国保保険税の限度額の引き上げの改正は、今回同時に県の統一化の国民健康保険制度の改正も同じ時期になっております。この関連性はあるのかどうかというところでちょっとお聞かせ願いたいと思います。

そしてもう1点、畜産・酪農収益力の強化整備対策事業でありますけど、これについてのことですが、この2事業はT P Pを念頭に置いての事業であるということでもあります。農家の戸別補償といったのが廃止されるという農業事情の中で、この助成制度に対して町はどのように考えておられるのかというところで、町の見解をお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 税務課長。

税務課長（増田昌一郎君） 齋藤議員から再質問ということで、今回の国民健康保険税条例と、あとこの3月に税率改正についてご審議をいただいたわけですけども、そことの関連性ということで再質問をいただきました。

先ほど試算結果を申し上げたのは、新しい税率をもとにして試算はしておるわけでございますので、試算結果についてはそうなります。

それと今回、税率改正の方は住民課と税務課で主に協議等をしまして、運営協議会等でもお諮りをしてきたわけなんですけれども、その経過の中で今回の改正がどうかかわってくるのかという内容かと思っておりますけれども、今回の国保税の改正内容につきましては、昨年の12月に税制改正が閣議決定をされておりますので、ですから税率改正の協議の時点では既に分かっていたことではございます。ただ、先ほど

申しあげましたように、金額対象者の上では影響額としてはそれほど大きくないという見込みを持っておりましたので、税率改正の協議の中では特に反映する、あるいは意識するというものではございませんでしたので、そのようにご理解をいただければと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 再質問をいただきましたことに対しましてのお答えをさせていただきますと思います。

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業でございますが、この事業自体が先ほど申しましたT P P関連のこともあって、地域一体となり畜産の収益力向上を図るというようなことの目的が大前提でございます中で、一定、規模拡大をしていくことにあわせての事業展開と申しますか、それに対しての助成をとということでの国の施策等もでございます中で、クラスター協議会を立ち上げていく関係機関等と一緒に畜産振興を図るというような意味合いを持っておりますので、この事業につきましては町としても協議会の中で支援をしていきたいなというふうにご考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時5分から再開いたします。

—休憩 10時49分—

—再開 11時05分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を許可いたします。

その前に、農林課長の方から訂正がありますので、発言を許します。

農林課長（寺嶋孝平君） 先ほど齋藤議員の質問の中で、認定農業者数はいかほどかというようなご質問に対しまして、70名ということの答弁をさせていただきました。この70名というのを個人さんと法人さんの部分を重複して数えておりました、正しくは69名でございます。訂正をさせていただきますと思います。申しわけございません。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

6番、中西佳子君。

6番（中西佳子君） それでは、2点質疑をさせていただきます。

議第50号、日野町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いいたします。

放課後児童支援員の人員確保は大変だというふうに思っております。また一方、学童保育の児童さんは増えている状況ではなかるうかというふうにお聞きをしております。現在、町では支援員さんは何名おられるのでしょうか。体制と、また十分

な人員となっているのかお伺いいたします。

次に、議第52号の一般会計補正予算、西大路地区定住地整備事業についてお伺いいたします。高橋議員や富田議員が質問されましたので、そこは割愛させていただきたいというふうに思います。

町の人口減少の課題に対して、今後地域に若者が定住してもらえる施策の1つとして取り組みを進められることは大いに評価いたしておるところでございます。

そこででございますが、先ほどご答弁にもありましたが、土地開発公社が分譲までなされるというような答弁があったというふうに思いますが、分譲をされた後、やはりここを買って住んでいただかなければならないわけでございます。町が考えておられるB1地区の利点をお伺いしたいと思えます。

また、この支出予定期間でございますが、平成30年から35年の予定というふうになっております。大変長い期間でこのことは考えていかなければならないものでございますけれども、先ほど答弁にも、先行してB地区を優先したというようなご答弁があったというふうに思いますが、旧日野警部交番跡地についても調査もされ、検討もされたということでございました。

私たちが日野地区でございますので、ここは今後、大変大きな空き地が2つもあるというような状況の中で、現在町も町なか観光という視点でも進められている中에서도ございます。ここを他市の方が訪れられたときに、印象はどのようなものかと懸念をしているところでございます。この旧警部交番跡地につきましても、今後検討をしていただけるのかどうかという点についてお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 6番、中西佳子君の質問に対する当局の答弁を求めます。子ども支援課長。

子ども支援課長（宇田達夫君） ただいま議第50号についてご質問をいただきました。

放課後支援員さんの数ということでございまして、今ちょっと一部、増えたり減ったりしているんですけど、約20名が現在支援員として活躍をいただいております。

ただし、今年度におきまして、「ヒノキオC、D」の建設が予定されていること、また各施設には2人以上の支援員を置くということもございまして。大変支援員さんの確保というのは必要になってきております。そんな中で、今年度につきましても5人の新たな支援員さんを、資格を取っていただく予定をしておりまして、そういう中で対応を進めていきたいというふうに考えております。

町長（藤澤直広君） 議長。

議長（杉浦和人君） 町長、ちょっと待って下さい。議事進行上、流れとして、担当課が説明されて、最終的に町長が答弁されるのはいいのですが、そうでないと、他の案件も先に町長が答弁をして頂かないといけないので。建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） ただいまB1ゾーンの利点についてということでご

質問をいただきました。

基本的には、どこが一番よくてどこが一番悪いという考えは持っておりません。ただ、どのゾーンにいたしましても小学校までの距離、それから平和堂等のお店までの距離からすれば、どこが一番すぐれているかどうかというのは特にないというふうに考えています。

利点と申しますか、1つは先ほどもありましたが、町道から国道までの道路がここで整備できるということで、1点その辺については有効な形になるのかなというふうには思いますが、特に利点という点ではどの地区も変わりはないというふうに認識をしております。

それから、警部交番の跡地の関係なんですけれども、確かに宅地整備について調査をいたしました。これにつきましては、委員会の中でも一部、道路の隅切りであるとか、防火用水の位置であるとかの関係で、今まではどうかというような話もございました。もう1つは、ほんまにここが住宅ありきでいいのかなということもございますので、その辺については今後どんな活用が一番いいのかということについては、それぞれ協議をしていって、決めていかなあかんことかなというふうには考えています。ただし、宅地整備が全てやというふうには考えてはおりません。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 住宅団地の点について申し上げます。一番になって手を挙げてと今お叱りを受けましたが、この間、この点についてはしっかり説明するようというふうに事前にも議員各位からご指摘いただいておりますので、そうした形で答弁させていただいているところでございます。

B1地域については、今、高井課長が申し上げたとおりでございますが、やはり何としてもあの区域で1ヘクタールやろうと、地元の皆さんもやろうと、こういうふうに言っているから、その中でいろいろ地元も議論していただき同意が得られる、そういう中であそこを決めてきたということでございます。

また、警部交番ならびに平和堂についても、それぞれ所有者があることでございまして、県についても県が所有者でございますし、平和堂が所有者でございます。それぞれ担当の商工観光課長や総務課長が所有者の意向を把握するなり、協議するなりしてきてまいっているところでございます。

そういう中で、特に町なかの皆さんにとっては大きな空き地がいつまでも放置されることはいかななものかと、こういう思いを持たれることは当然のことでございますし、特に平和堂跡地はかつて役場跡地であったことから、まさに町の中心地であったという、思い入れという言葉が妥当かどうか分かりませんが、やはりそういうところであったという思いも強く、他地区の方よりも持つておられるのではないかと、このようにも思っているところでございます。

そうした中で、私は9月の議会で住宅団地等に活用するのが民間の力でしていただくのがいいのではないかと、こういうお話もさせていただいたわけですが、いろんな、もう少しお店があったほうがいいよねとか、駐車場がいいよねとか、トイレが欲しいわねとか、いろんなご意見も賜っているところでございますが、そういう中で、1つは都市計画法上、警部交番跡地も平和堂跡地も都市計画法の網をかぶっておりますから、何でも建つというわけではないということでございます。

あわせて、ないよりあった方がええということだけにはならないというのもご承知のとおりでございますので、できるだけいろんな思いが、全てじゃないにしても、そういうことも尊重されて、私としてはそういう方向で定住団地も含めて民間活力、民間の皆さんのお力で開発されるのが望ましいのではないかと、このように思っておりますが、現時点で結論ということじゃなくていろんなご意見を賜っておりますので、そこは最大限、平和堂や滋賀県警察についてもご意見の状況も踏まえながら、それぞれの所有者との相談といたしまししょうか、協議はしてまいりたいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） 再質問をさせていただきます。

西大路地区、B1地区ということで限ってご答弁をいただいたのでございますけれども、西大路地区全体といたしまして、住宅団地を開発されるにあたりましては、やはりこういうところがいいのだというアピールは要るんじゃないかなというふうに思います。それで、自然がいいとか、例えば蛍が発生するとか、本当に交通の便がいいとか、やはり買いたいなと思うようなところを町がアピールしていかなければならないのではないかと思います。そういう視点でもう一度ご答弁をお願いしたいんですが。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） ご指摘のとおりでありまして、地元にとめていただいたのでここだと、こういう建設計画課長の話もありましたが、建設計画課長もどのA、B、C、Dも含めて、どこも開発の可能性はあるんだと。その中で地元の協力が得られなければできないんだと、こういうことでございますが、おっしゃるように、あの地域は見てのとおり、すぐ東を見れば綿向山がぼちっと見えるよいところでございますし、ブルーメの丘でございますし、国道から中心市街地もスムーズに行けるということでございますので、販売にあたっては確かに土地開発公社を中心に委託をすることを今考えておるわけでございますけれども、土地開発公社も当然役場がしっかりと主体性を持って販売PRをするようにというふうに言っておりますので、地元の皆さんとも協力をしながら、あのすばらしいロケーションの中で子育てをやりませんか、こういうような打ち出しを含めて精いっぱい取り組んでまいりたいと

思います。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） 自信を持って、ここしかないんやというように進めていっていただきたいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

5番、谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） 私からは、議第45号、日野町副町長の選任についてを聞かせていただきたいと思います。

副町長はずっとあいたままで、今までから9月、12月、3月と、なぜこのときに提案されず、今この6月議会で提案されるのかをお聞きします。

また、今回のこの冒頭提案になっていたのはなぜなのかをお聞きしたいと思えます。

また、今選任されています高橋さんは副町長に適任しているのかどうかということもちょっとお聞きしたいと思えます。

また、その高橋さんにも期待できることはあるのか、お聞きしたいと思えます。

先ほどから挙がっています西大路定住宅地整備事業について、皆さんから出ていて、今この西大路のB1ゾーン、土地代も了解いただいているということで進められると思うんですが、この工事、開発にかかれ、この工事工程というか販売から完売するまでの工事期間をどのようなことで考えておられるのかをお聞きしたいと思えます。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） ただいま副町長の選任案件についてご質問をいただきました。

なぜ今になったのかということをございます。副町長の選任人事ということで、町長の職を遂行させていただいておりますけれども、やはり副町長の存在というのは大変大事な役割であるというふうに認識をいたしております、昨年9月末が前副町長の任期末でございましたので、その前の段階から議会の各位とは調整といましようか、意向等も述べさせていただきながら相談をさせていただいたところをございます。各議員ご承知のように、それぞれの議員各位にもお願いに回らせていただいたところをございます。

そうした中で、なぜ今かということをございますが、この間、そういうお願いをし続けてきたということで、半年以上が経過する中で、住民の皆さんからもやっぱりしっかりと安心した町政運営をするためには副町長を早く選ばなければならないのではないかと、こういうことも強く私の方にも言ってきておられます。確かにこの間、甲賀市においては選挙と台風が一体としてやってきて、ああした大変な状況にもなったわけをございますが、災害対策も含め、いろんな町行事についても副町長

の果たす役割というのは大変大きいということで、いつまでも放置というか選任しないということについては問題があるということで、今回提案をさせていただいたところでございます。

冒頭になぜ出したのかということでございますが、そういうことから提案をさせていただいたということでございますし、高橋氏については3月で退職をいたしておりますので、それまでは現職でございましたので、そのところは少し提出時期というもどの時期がいいのかということでございますが、既に退職をしておりますので、冒頭に提案をさせていただいたと、こういうことでございます。

次に、適任かと、こういうことでございますけれども、ご承知のように長年役場職員として勤務をされてこられまして、いろんな部署で活躍をしてきていただき、最終、教育次長ということで町の事務方のトップの場で退職をされたということで、私も14年間にわたり支えてきていただいた職員でございます。

その間、教育委員会の前は総務課、企画振興課、農林課、いろんなところで発揮をいただいておりますし、企画振興課長時代には地方創生などの取り組みなども精力的にやっけていただいておりますし、総務課時代にも防災対策をはじめ、しっかりと取り組んでいただいております。また、農林課時代にも、今、日野町ではグリーンツーリズム、田舎体験ということもこれだけ盛んになってまいりましたが、あのグリーンツーリズムという言葉ができたはしりの段階では、高橋氏が農林課の中で大変努力をしてグリーンツーリズム協議会を立ち上げてきたと。それがベースとなって現在の田舎体験が滋賀県で一番先頭を走る、そういうような基礎を築いてきたということについても、私は、私就任以前のことでありますが、承知をいたしておるところでございます。

そういう中で、期待できるのかと、こういうことでございますが、こうした長年の行政経験がしっかりとあるわけでありまして、それぞれの職員の状況を把握をいたしておりますし、町内全体の状況を把握をしているというふうに思っております。特に私が、前任が県職員でございましたので、役場職員の皆さんとの関係についてはまだまだ不十分な点がある中で、長きにわたり町職員として仲間と一緒に仕事を進めてこられた生え抜きの職員である、そして、いろんな部署で役割を果たされた、そしてそれぞれの地域をよく網羅をし、熟知をしておる、そして、地域においても信頼が厚いというふうなことでございます。

これからは、特に当初、中在寺地先につきましては西明寺安部居線の問題もあるわけでございます。ただ、副町長の職は何も道路をつくるつくらの問題ではございませんが、例えば日野町の大きな課題である県道西明寺安部居線なども、ああいいう西桜谷地域が大きな役割を果たす必要があるということでもございますし、今工業団地等の開発も進んでおるわけでございますけれども、さらには第1工業団地、

第2工業団地も西桜谷地区にあるという、ダイフクさんもあるということからすると、企業とのつき合いも含めて、今後大きな役割を果たしてもらえることが期待できると、このように思っております。

なお、次に西大路の定住団地についての工事工程管理でございますけれども、ご了解を得られれば、土地開発公社と精力的に詰め、どの仕事を町がやり、これは道路の問題、下水道の問題、水道の問題、できれば販売の問題などもあるわけでございます。どの分野をどういうふうに詰めてどういう役割分担をしていくのか、いわゆる1億七千五百、六百万の中でということをお急ぎに詰めながら協議をしていくと。そして、事務的なことが詰まれば測量、用地買収を進め、工事にかかっているということになるわけですが、当然そうした過程についてはこれまでから議会の特別委員会にも報告をさせていただいておりますので、しっかりと報告もお認めいただけるならば報告は当然していくべきものと思っておりますが、現時点における工事の工程計画の細部については、建設計画課長から答弁させていただきます。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 谷議員から、事業の工程についてご質問をいただきました。

現時点ではございますが、平成30年度におきましては公社との工事範囲等々の協議等もございまして、平成31年度中に実施設計、それから開発申請等々を済ませまして、32年度当初ぐらいから工事にかかれればなというふうに考えております。

宅地の販売につきましては、おおむね2年から3年程度を考えておりますので、33年に分譲を開始できたとして、35年度中には最終的な精算という形で整理をしたいということで、平成35年までの債務負担行為の期間とさせていただいております。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） 副町長の選任については、今話を聞かせていただきましたし、またよそからはもう入れないという話も聞いていますので、考えていきたいと思っております。

今、西大路の住宅の方なんですけど、これ、道路も関連してきますし、水路の問題も関連してきますし、水とか排水の工事のことも関係してきます。これ、ほんで日野川に落ちるのか、出雲川に落ちるのか、このことも考えていかなあかんと思えますし、あんだけの面積を開発するわけですから、そのことが今言われる年号で進んでいくのか進んでいかないのか、まだはっきり見えるのか見えないのかちょっと分からないし、その点も聞かせてもらえたらありがたいんですけど。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 谷議員から再質問いただきました。

雨水排水につきましては、現在上下水道課の方で雨水排水計画の方がされております。現に整備の方も進んでおりまして、雨水排水につきましてはその排水路に流すということで開発条件はクリアできるものということで今進めておりますので、特に雨水排水に係る大きな工事が伴うということは現在想定しておりません。

ただ、議員言われるように、開発の許可もとらんならん関係等もございますので、実施設計についてはほぼほぼ現地の測量なり何なりをからめますと、31年度中、来年度中にそれが上がればいいのかな、上がるようにしたいなという目標を持っておりますので、基本的には平成32年度中には工事に着手できるというふうには考えております。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） この、開発されていくんですけど、町長がはじめ冒頭に申されましたように、人口減少を防ぐ、若い者に定住してもらうようにするには、やはり即効性をもってかかっていかないといけないと思います。その点、言われたように、早うできるようにお願いしておきたいと思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

4番、山田人志君。

4番（山田人志君） 私からは、議第52号、平成30年度日野町一般会計補正予算（第1号）の中で、債務負担行為を計上しておられる西大路地区定住宅地化整備事業について伺いたいと思います。

この件については、ここまで3議員の方が質問されていて、それに対して町長のご答弁で、一番大きくは人口減少対策であること、そこから地域を選定した理由や事業化に至った経緯などを説明いただきました。そこまではよく分かりました。

そこからもう少し踏み込んで、じゃ、定住化に向けてどのように戦略的にアプローチをしていくつもりなのか、いわゆるソフト面のお話なんですけども、その辺をちょっと確認させていただきたいというふうに思います。白紙の状態から聞いていこうかなと思ったんですけども、時間も大分経過していますし、議論がかみ合わないといけないので、私の方から論点を投げかけさせていただきますので、それにお答えいただければというふうに思います。

定住宅地という言葉から考えれば、地域の若い人たちが住みたいと思うような宅地を開発するというのが基本にあって、プラス町外、県外からの移住も進めようという、そういうコンセプトだろうと思うんですが、その前提で水落町地先という開発エリアの特性を考えると、やっぱり1つ大きなことは、氏子の行事とか、共同作業とか、地域の役割というのは結構大きな地域であって、それを今後も将来的にも維持をしていく必要があるかというふうに思います。

ただその一方で、若い人たちの価値観はどうか。ひょっとして労力的、資金的な負担をちょっと軽うせなあかんのかとかそういうことも考えながら、地域の役割とそれから若い人たちの価値観が両立できるような仕組みをつくと、つくっていくというのが1つのポイントになっていくのかなというふうに思います。

ご存じかと思うんですが、日野町内には実はそういう同じような課題を抱えている地域というのは既に幾つかございまして、つまり昔からの住宅地に隣接して、近年新しく宅地開発がされたというエリアなんです。実は私の住んでいる町内もまさにその1つでありまして、若い人たちの価値観と、それから地域の行事とどう両立していくのかと、今でも試行錯誤です。さらに余談にはなるんですけども、今でもまだ分譲をやっていますから、不動産屋さんから、「そこはお祭り、ありますか」と問い合わせがあったりして、それぐらい大事なきつと話なんでしょうね。

その上で、今回は町が投資して住宅開発をして、その状況をつくっていくということなので、同じような地域のモデルとなるような仕組みを町が考えて、地域に提案していくということがあってもいいんじゃないかなと思います。もちろん決めるのは住民さんですから、町と住民さんが一緒に考えていくということになるかと思うんですが、そして、モデル地域という提案があつてこそ、同じようなことで悩んでいるほかの地域にとっても有益な事業になりますので、町が投資する意味がより増していくのではないかなと思います。その点が1点。

それともう1つは、地域の特性ということ言えば、地域の大事な資源である西大路小学校の魅力というのが多分あると思うんです。その西大路小学校の魅力を新しい宅地開発の中でどう取り込んでいくのか、反映するのか、そして訴求していくのかと。先ほど、中西議員のアピールポイントということもございましたが、それも重要な視点になるかと思しますので、以上の点について執行部がどのようにお考えかお尋ねさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 山田議員から質問をいただきました。

地域の役割と若者の価値観の仕組みづくりということでございます。当然これにつきましては調査の段階、いわゆる宅地調査の段階で地元さんの方とも話はさせてもらっているところです。西大路地区の皆さんにおかれましても、この辺については十分考えてもおられますし、心配もしておられますが、基本的には今言われたような地域としてどうするのか、定住、移住で来てくれる若い人たちをどうするのかということについては、これからいわゆる宅地の造成ができて、売り出すときにいろんな条件的なものも整理をせんらん必要があるなということ、これについては今後も町と地元の方で協議して、詰めていかなあかんというふうな認識を持っているところでございます。

それから、西大路小学校の価値観ということでございますが、基本的には西大路小学校までの通学距離等々につきましても、確かに近いところもございますが、そないに苦になるような距離ではないかなというふうに思っておりますし、地域全体を考えて未整備のあの区域に宅地を整備するということについては、特にここでなければならぬということはないのかなというふうに思っております。

町が投資する意義でございますが、実は長野県の小海町というところへ視察に行かせてもらいました。この町におかれましても同じような悩みを持たれておりまして、町が主体となった宅地整備の方もされておりました。そんな中で、やっぱり何せ人に来てもらわなアカンということが一番の目的やということで、その町についても同じような工事の手法で宅地を整備もされておりました。

全体を見たときに、日野の都市計画を考えたときに、もう広い整備のできる区域というのは西大路地区のあの一帯しかございませぬし、そこへ住居を整備するということについては、全体を考えたときにも有効であるというふうに考えますので、特にそこへ投資することについては問題はないかなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 西大路に住宅団地をするにしても、お祭りをはじめとしていろんな地域との関係はどう考えるのだと、こういうことではありますが、ご指摘のように、まさに山田議員自体が生で地域で感じておられることでございます。

そういう意味では、祭りをすばらしいというふうに誇りに思って頑張る若者もたくさんいます。しかし一方で、なかなか負担やないかと考える若者もいるということだと思えます。これは今の社会の中において、いずれにしても例えば女性会がなかなか成立しなくなった、老人会ですら、すらということは語弊があるかも分かりませんが、老人会ももう県の老人会連合会には入らないんだ、こういうような話がありまして、かつては誰もが当たり前のように参加してきた地域のコミュニティだとか団体への関与について、現在ではその縛りが効かなくなっていると。そのことが必ずしも全て悪ということではないというふうに私は思います。

しかし、そこでやはり地域におけるいろいろな取り組みが自分が生きていく上でいいことなんだと、こういうようなことが思えるような地域の一員となること、そして、それが家庭生活、職業、働くということとも両立をするような状況のもとで地域の伝統文化などを継承していくという努力もまた必要なのではないかなというふうに思います。

5月の末にグリム冒険の森で、HINO BIG TIME GROOVEというすばらしい取り組みを、日野町の若い人たちが中心になってやってくれました。山田議員も参加をされておったところでございますが、そういう意味では若い人たちが自分たちの生まれ住んだところ、あるいは日野町というところに住んできて、

この町を大事に発展させようという思いを持っておられることは間違いないことでございますので、その思いをどのように発揮をしていただくのかということが、地域社会とともに我々生涯学習の観点も含めて取り組むことが大事だというふうに思っております。

そういう中で、西大路地域のこの定住団地、二十数区画についてでございますが、建設計画課長申し上げましたように、地元の皆さんと議論をしながらということでございますが、いずれにしてもなかなか強制して何かをするというようなことができるものではございませんので、開かれた状況のもとで若い人をはじめとしていきいきと生活ができる、そして、願わくば多くの人が自分と自分の家族と会社以外に地域社会との兼ね合いを、つき合いを大事にする、そういう社会をつくるような状況をつくっていくことが本当の意味での地域の活性化なのではないかと、このように思っておりますので、そういう視点でもって教育の場でも企画の場でも取り組まなければならないものと思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 町長ご答弁のとおり、多様な価値観になっていると。その中で、生涯学習などを通じて意識誘導も一定はしていかなあかんのと違うかなと、多分そのとおりだと思います。

その上で具体的にどういう仕組みをつくっていくのかというお尋ねだったんですが、簡単に言えば、それは今から考えるということなんでしょうけども、民間のディベロッパーが大きな投資をする際に、社内稟議を通したいと思えば、ソフト、ハード両面で理論武装をきちっと整理して、その上でプレゼンテーションを重ねていくんですね。そう考えれば、今回のこの議案については一般財源の債務負担行為ということ、つまり今から6年間、役場の自己財源を使っていくし、さらに単年度の予算というのも加算されますよね。そう考えますと、民間ディベロッパーの投資と同じように、最後まで、先々まで結果責任が伴うわけですよ、投資した分の。そう考えたら、もう少しソフト、ハード面、それから販売面、いろんなどころでの役場の考えがもう少し踏み込んでおく必要があるのかなというふうにも思いますし、もう再質問はしませんけども、予算委員会でも多分そんな話が出るのかもしれないので、予算委員会までもう少し時間がありますので、ソフト、ハード両面できちっと理論構築をしていただき、プレゼンテーションができるように準備を整えていただくようお願いして、私の質疑は終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

3番、奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 私の方からも、先ほど蒲生議員が質問された議第46号、八日市布引ライフ組合規約の変更についての中の質問ですけれども、先ほど蒲生議員、聞

かれましたけれども、その中に関連してなんですけれども、現在南側に新しく建てていると思うんですけど、北側を先ほど解体されると言われまして、その中で木造平屋建てを建てるということで、待合室ということなんですけど、駐車場はどこに確保、今度はされるのか、ちょっとお聞きしたいのと、それと、全部解体されるのか、炉だけを解体されるのか。今現在、私、記憶にあるのは、アーチになって、突き当たりが受付になってあると思うんですけども、あそこも全部解体されるのか、その辺ちょっとお伺いしたいです。よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 3番、奥平英雄君の質問に対する当局の答弁を求めます。住民課参事。

住民課参事（柴田和英君） ただいま奥平議員からご質問いただきました。

斎苑の解体計画、解体と進捗計画でございますが、今現在、火葬炉棟が今の現設の隣といいますか右側に建築中ございまして、それができましたら、その後に現在ございまして現行施設を最終的には解体をするわけですけれども、その間、待合とか事務室等の事務がございまして、待合ができる形で残しながら整備をしていくということで、1期工事と2期工事と分けて整備をしております。

駐車場でございますが、新たにあの一帯がそういうような施設用地になっておるんですが、一番奥に駐車場ができると。ということは、今の現施設の奥側に駐車場ができる予定になっております。

それと、解体を全部するのかというのにつきましては、今言いましたように、部分的に解体をしながら、ご迷惑がかかることにはなりますが、来年の31年の12月を最終工期として、最終は外構工事も全て終えて、12月に正式に進めていくというふうな形で進んでおります。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 一番奥に駐車場ができると今言われた、今現在、向かい側にもアスファルトの敷いてない駐車場があったと思うんですけど、あそこはどうなるんですか。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（柴田和英君） 現在は右側に碎石のある駐車場があります。あそこは県警の敷地を借用して、今、仮の駐車場として利用させていただいてまして、最終完成をしましたらそこを返すという形で、奥の駐車場で稼働していくという形になります。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） この件に関してなんですけれども、蒲生議員が質問された中で、炉が1つなくなるとかそういう話も初めて私ども、知りました。その中で、できれば、要望なんですけれども、平面図とか立面図を各議員に配付されたらいいのかな

と。その方が僕らも解釈がしやすいので、その辺、ちょっと要望としてお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

2番、後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） 私からは、大きく3点お尋ねしたいと思いますが、けさ全員協議会の中で、議長の方からも国会での共産党の小池 晃議員の発言をとられまして、論点をずれないように、論点を外れないようにという、そういう答弁を望むという小池 晃議員の発言を適用されまして、私ら議員に対しても論点からずれないように議論を交わして下さいということですので、執行側の方々にもよろしくお願い申し上げます。

まず1点目なんですけれども、先ほど谷議員からもございましたけれども、議第45号、日野町副町長の選任についてをお尋ねしたいと思います。前副町長の平尾義明氏が退任されたのが今年の9月25日だったかと思います。もうあと3カ月もしますと丸1年になるということで、これで9カ月経過しているわけなんですけれども、ちょうど9月議会だったわけでありまして、どうしてその時期に間ができないように、スムーズに次の副町長にバトンタッチができるように、その時期に提案をしてこられなかったのか。これは非常に疑問に思うところがございますので、この点をまずお尋ねしたいと思いますし、聞くところによりますと、私の近所の方々からも、「町長さんから直接、「今度この方を選任したいと思っているんですけれども、ぜひよろしくお願ひします」というふうに言われたよ」と、直接言われたよという方が何人かいらっしゃいまして、私のところにも来られた方もありますし、いろんな席で同席しますと、「町長さんがこんなんおっしゃってたわ」というふうに聞きましてけれども、提案もされていらっしゃる時期で、ましてやそれを一般の住民さんにそういうお話をされていらっしゃるということにもはなはだ疑問を感じるわけがございますけれども、一般の住民さんによろしくと、何をどうよろしくお願ひされるのか、この辺もちょっと理解できませんのでお尋ねしたいというふうに思います。私たち議会に対して議案として提案される前にこのような動きをされるというのは、よっぽど議会を信用していらっしゃらないのかなというふうに思いまして、非常に残念でございます。

その次に、議第47号の財産の取得についてお尋ねしたいと思います。先ほど蒲生議員の方からもお尋ねがございましたけれども、ポンプ車についてですけれども、先日行政さんの方からいただいたこのポンプ車の資料、今手元にあるわけなんですけれども、ご存じのように免許の法律の改正がございまして、今新たに普通免許を取られた方というのは3.5トンまでしか確か乗れないようになっていたというふうに思います。私らが普通免許を取ったころには、もっともう少し乗れたわけで、今知ら

ない間に、普通免許が免許を更新すると中型免許になっていて、8トンまでと書いてあって、こんなに大きいのも実は乗れたんやなど、逆に驚いているところがございますけれども、このポンプ車は3.5トンまでの免許を持った若い方でも乗れるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

というのは、15年ぐらい使われるということですので、今年小学校5年生、6年生の方が消防団に入られるころにも、このポンプ車は活躍していると思うんですね。そういった方が乗れるものなのか。また、来年第2分団の方にもポンプ車ということできき伺いましたけれども、こういったものについてもそういった3.5トンの免許でも乗れるものなのかをちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

次に、議第52号の日野町一般会計補正予算についての中から、先ほどから何度も多くの議員さんからお尋ねが出ております西大路の定住宅地についてでございますけれども、多くの方がお尋ねしていらっしゃるののでできるだけ割愛いたしますが、中西議員からも出ておりましたように、この定住宅地というのは最終的にはやっぱり販売しないといけないものでして、開発したという実績を残すことが目的ではなくて、最終的には開発した区画を購入していただいて、しかも定住していただかないといけないということになりますと、先ほどの話もありましたように、やはり子育て世代の方々に購入していただきたいなという希望があるわけでございます。

こういったときに、学校のすぐ横であるとか公民館の横にあたるC区画ですかね、こちらの方が開発していけない何か理由があるのなら分かるわけですが、CでもBでも、どこでも別に条件として開発できないという条件があったわけではないにもかかわらず、わざわざこのB区画を選んでいらっしゃることにちょっと疑問を抱きます。地元の方から要望書が出たというふうにお話も聞きましたけれども、要望書がありましたにしても、じゃ、そのときにこういう目的で定住化を目指す方々にぜひ購入していただきたいので、学校のすぐそばを開発したいんだけどというような意思表示は、そういった地元住民の方にもされたのか、説明をされたのか、この辺についてもお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 2番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 副町長の人事について、なぜ今なのかということでございますが、副町長の人事提案につきましては、人事案件でありますからやはり丁寧な対応が必要だということで、ここ何度も議会には副町長ならびに教育長の選任案件等についてお願いをした経過がございまして、その都度慎重に関係者の皆さんに申し上げながら、慎重にやってきたということでございます。

ので、そういうことでございますが、先ほども申し上げましたが、議員各位にも直接お願いに回らせていただいたということもご承知のとおりでございますが、こうした人事案件でございますので、そういう場ですら何がどうのこうのという

ことについては、どこまでというのは差し控えさせていただきたいというふうに思っています。

また、一般の住民の皆さんからいろいろ話を聞いたということでございますが、いつ誰がどの時点でどんな話をされたということは、もちろん私は承知をいたしておりませんので、それには答えることができないということでございますが、それぞれの住民の皆さんから、「町長、いつまで選ばへんのや」と、こういうような話も当然いろんな方からお聞かせをいただくこともあるわけでございますが、そういうときには適宜いろんな話をさせていただいてきたということでございますが、基本的に議会の皆さんに一番にお話しをし、全ての議員各位にお願いに回らせていただいたということでございまして、議会でご理解をいただかなければ進まないということでございますので、議会を信用していないのではないかということについてはそういうものではございませんので、よろしくご理解をお願いします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 後藤議員より、財産の取得についてご質問いただきました。

お話がございましたように、道路交通法の改正によりまして、免許の資格といたしますが変わっております。今までですと、総重量5トンまでが普通免許の中で乗車できたものが3.5トン以下と、それと、我々ですと7.5トンというふうに変ったところでございます。

今回もそういったことも承知の上で仕様等を検討してまいりました。その中で、今回の購入するポンプ車の仕様につきましては5トン以下、5,000キロ以下というふうにしておりまして、今まで3分団や1分団、西大路、日野で購入しておりますポンプ車ですと約4,800キロ、5トン以下のぎりぎりのところでございまして、今回もその程度になるというふうに思っておるところでございます。

実は、この点につきましては全国でもそういった免許の基準が変わってきたということで、いろんな検討もされている中でございます。今回にあたりましては、大体15年をめどに更新をさせていただいているわけでございますけれども、今の団員さんの状況等、分団長とお話をさせていただく中で、5トン以下で大丈夫というふうなご判断をいただいたというところでございます。

ちなみに、次のどういった対応をされているかといいますと、今の普通免許から準中型免許に新たに講習を受けて免許を取得するような方へ助成をすとかいう対応もされているところもありますし、今度は逆に、高能率でスリム化したポンプ車をつくっていくというような動きもございます。そういったことは次の更新時に考えていこうというような内容でございます。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 後藤議員より、なぜBゾーンなのかと、それと、C、

Dの条件のいいと思われるところは町からの提案をしなかったのかということで質問をいただきました。

当然議員が言われるように、宅地整備をすることが目的でなくて、当然そこへ住んでもらうということが最終的な目標でございます。この辺につきましては、調査に入る段階から地元さんに話をさせてもらう中で、その中でもこういう話は出ていた話でございます。

Bゾーンにつきましては、繰り返しになりますが、地元を整備場所については委ねたという経過がございます。これにつきましては、以前に計画されておりました区画整理事業やら何やらかんやの経緯もありまして、何せ地元のご協力が得られんところの事業は進まないということでございますので、整備のエリアについては地元さんで決定をいただけたという流れになっております。

町が提案したエリアでございますが、全て整備が可能ということを前提に提案をさせてもらっておりますので、あえて町の方からCにしたい、Dにしたいという話は、地元の方にはさせてはいただいております。

議長（杉浦和人君） 2番、後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） まず、議第45号についてでございますけれども、今、町長の方から、議員をお一人ひとり回って説明もさせていただいたというふうに伺ったわけですが、確かに私どものところに町長、お越しいただいたのは、12月になってからだったように思います。これ、平尾前副町長が退任されたのが9月ですので、じゃ、どうしてこの8月ぐらいにそういうことをされなかったのかということも非常に疑問に思うところでございますけれども、それ以前に、例えばこの3月議会で今宿綾子教育長さんが再任されたわけでございますけれども、そのときにはそういったことをしていらっしゃるなくて、こういうふうに普通にスムーズに提案をしてこられたわけですが、なぜ今回はそのような、言い方は非常に悪いんですけども、根回しととれるようなことが必要だったのか。どうして根回しをしないといけないような提案をされるのか、この辺をちょっと疑問に思いますので、もう一度お尋ねしたいというふうに思います。

また、ポンプ車についてでございますけれども、先日ちょっと動画のサイトをインターネットで見えておりました、東京で行われました新しいポンプ車の展示会が動画で中継されておりました。これを見ておりましたら、今、課長からもお話あったように、小さくて3.5トンまでで乗れる、しかも機能は今までと変わらないどころか、今までよりもいいような機能を持ったものも出てきておりますので、ぜひこれからそういったものも検討していただきたいと思っておりますけれども、こういったものにも前向きに取り組んでいただいているかどうかお聞きしたいと思います。

というのが、消防団になられてから助成を出して、そして普通免許にさらにもう

ちょっと乗れるように加えていくようにしていくと言いましても、そういう手間がかかるんだったらますます消防団になり手が少なくなってしまうんじゃないかというふうに不安に思いますので、どちらかという消防ポンプ車の方を普通免許で乗れるように考えていただきたいと思うわけですけど、その辺の見解もお伺いしたいと思います。

西大路の定住宅地についてでございますけれども、私ども、西大路地区に定住宅地をつくられることについては大賛成でございます、私、以前にも一般質問の中でも、また副委員長をさせていただいております産業建設常任委員会の中でも、日野町は市街化調整区域が非常に多く、外から越してきたい人がおられてもなかなか土地が思うように買えないですから、こういったものを緩和していただくようにというお願いをしておりますので、緩和にならなくても数少ない市街化区域を開発していただくというのは非常にありがたいことであると思います。

ですが、今、課長からもご答弁ありましたように、町としてC、Dというのをこちらから提案したことはないというふうにおっしゃいましたけれども、当然定住ということでしたら若い方が住みやすい方を提案するのが普通じゃないかと思うんですけれども、なぜ提案をされないのか。これは非常に疑問に思うところでございます。もう既にC、Dが開発された後にB地区、A地区をと言われるのであれば分かるんですけれども、C、Dがあつてそこにつくれない条件があるわけでもないのに、なぜ提案をされないのか。ここについても分かりやすくご答弁お願いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 副町長の人事について、議員の皆さん、一軒一軒頼みに行くという根回しをする必要などないのでないかと、こういうようなことでありますが、私の前の町長の時代も、やはり副町長の人事なり教育長の人事というのは、町長がふさわしいという人を選んで議会の選任同意をいただくということでございまして、極めて町長の片腕と、副町長については片腕となる人でございますが、それを議員各位がオーケー、ご同意いただければならないということでございますので、これは私の就任以前から、基本的には人事案件についてはそれぞれの議員各位にお願いをされてきているという、そういうことを聞いておりますので、私はこの職について、基本的には副町長ならびに教育長の人事については、それぞれの議員各位のところへお願いに上がるということを基本としてやってまいったところでございます。

ただそういう中で、「もう来てくれんでもええ」というようなことをおっしゃるときもございましたが、私としてはお願いをする以上、誠心誠意議員各位にお願いをするということが基本と考え、やってまいりました。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 後藤議員より再質問をいただきました。

おっしゃいますように、高能率なポンプ車がいろいろ免許の改正によりまして出てきたというところでございます。今後におきましては、幹部会でそういったあらゆるいろんな手段があるということも含めながら議論してまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞご理解をお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） なぜ条件のええゾーンを提案しないのかということでございます。

町としましては4つのゾーンを提案したわけでございますが、どのゾーンがすぐれている、どこが悪いというような認識は持っておりません。それとこの事業につきましては、何度も繰り返しになりますが、地元の理解と協力がなければ進まへん事業でございます。それぞれのゾーンでそれぞれの特徴があって、その辺も含めて地元の方で選択をお願いしたいというような流れでお願いしましたことから、何でCとDの方がええのに提案せえへんやったかということにつきましては、各ゾーンとも、特にどこがいい、どこが悪いという判断は町はしていなかったということで、あえてどこのゾーンにして下さいというような提案の方はさせてもらっていないということでございます。

議長（杉浦和人君） 2番、後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） それでは再々質問をさせていただきます。

今、町長の方から、なぜ根回ししたのか、そういう必要ないんじゃないかというお話が私の方から出たようにおっしゃいましたけど、別に根回しをする必要はなかったんじゃないかという、そんなことを言っているわけじゃございません。今日、町長さんがしていらっしゃるネクタイ、初めて私、日野菜のネクタイをしていらっしゃるのを拝見しまして、私と一緒にですので、今日のかみ合うかなとちょっと思っていたわけでございますけれども、なかなかちょっとそこの部分は残念かなと思うところでございます。

根回しをする必要がないと言っているわけじゃなくて、されるのであれば、どうしてスムーズに行けるように8月ごろにされなかったのかというふうに思うわけがありますし、今宿教育長再任の場合には、ほかの方は知りませんが、私のところに来て今宿先生を推したいんだけどというお話、された記憶、私ないんですけど、私が忘れちゃったのかもしれないけれども、されたように私は記憶しておりません。ですので、どうしてこれだけの時間があいちゃったのか。

非常に慎重にやらないといけないというんであったら、前の平尾さんが副町長をしていらっしゃった間、3年間もあったわけですから、その間に慎重に考えていただく時間の余裕というのは十分あったんじゃないかというふうに思うわけでございますので、この辺をもう一度お尋ねしたいと思います。

ポンプ車の件についてはもう分かりましたので、ぜひの方でも乗れるポンプ車をまた考えていただきたいというふうに思います。

西大路の定住宅地についてでございますけれども、これ、定住宅地と最初から呼んでいるわけですので、まだ正式名称は決まっていないにせよ、今のところ定住宅地と呼んでいるわけですから、そうしたらもう若い子育て世代の方々が来ていただけたらなという期待がこもっているのは明らかでして、そういう中でどこにも優劣はないとおっしゃいますけれども、そら、普通に考えて学校に近い、公民館に近いほうが、当然子育て世代からしたらいいに決まっているというふうに私は思うんですけれども、高井課長、思われないでしょうかね。ちょっとその辺をお尋ねしたいと思います。目的を失ってしまった宅地開発がどうなったかというのは、びわこ空港の件を見ても分かると思います。びわこ空港の計画が頓挫いたしまして、それをあてにしてつくられた宅地、今さびしいところはやっぱりございます。道路についてもそうですけれども、そういった部分を含めてもう一度お尋ねさせていただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 12月ぐらいに議員各位のところを挨拶回りさせていただいたということですが、なぜそうなら8月までにしなかったのかということですが、通例、第一は人事案件というのはやはり慎重に対応しなければならないというのは、私だけでなく議員各位もそういうふうにおっしゃっていただいているものであります。

ので、ものには順番というものがございますので、やはり基本的にはいろんな課題については議長に相談を申し上げることが基本であるというふうに思っているわけですが、そうした中で慎重な対応をしてきて、そしてこれまでから基本的にお願ひするんだから、議員各位一人ひとりが判断をなされることでもあることとございますので、議員各位一人ひとりにお願ひに上がったということとございます。

なぜ教育長のときにはやらなかったのかということとございますが、もちろん私はこれまでから、繰り返しになりますが、副町長、教育長については全てその人事については議員各位に一軒一軒、一人ひとりお願ひに上がるというのを基本に、今もしておるところとございますが、そうした相談をさせていただく中で、その必要はないというようなことを言われたこともございまして、それはそういう形でご承認いただいたということとございますが、その時々に対応について、人事案件であることについていろいろご相談申し上げたことを、この場でつまびらかに申し上げることについては、それは当然それぞれの相手の方がおられるのでありますから、それはここでしゃあしゃあとしゃべるものではないというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 再々質問をいただきました。

誰が考えてもC、Dが条件がええやないですかということなんですが、私個人的には、学校が近い、公民館が近いイコール一番いいところだということは思っておりません。基本的に、学校へ行くにしろ、一定近いのもそら便利かも分かりませんが、やっぱり通学するのに一定距離を歩いていくというのも1つかなというふうに思います。

それから、先ほども出ておりましたが、地域とのつながり等々もございます。CとDが同じように、Bのゾーンと同じ考えの方が住んでおられて、その辺の調整が全てできておれば、当然その辺の話もあるかと思うんですけども、それも含めた形で地元の方でお願いをしたということでございますので、地元がBの位置を選ばれたということは、私としてはBの位置が一番適した宅地やというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） もう質問できませんので、要望といいますか、私の思うところだけ伝えさせていただきます。

副町長人事につきましては、例えば近江八幡市などでも副市長さんを県から出向されていらっしゃる、出向をお願いされたというふうに伺っております。そういったところ、たくさんございます。町内あるいは、日野町行政の中からOBさんとかを選ばれていく、これが悪いと私は決して言いませんけれども、やはり町内だけではなく、県や国というこういったスケールから俯瞰して日野町を見ていただける方、そういったつながり、パイプを持っていて、そういった関連の中で町政を考えていただける方を町長さんのブレーンに置いていただく、このことも非常に大事なことでないかなと思いますので、そういった部分についてもぜひ考えてみていただきたいなというふうに思います。

また、西大路の定住宅地につきましては、高井課長があそこが一番やと思っているわけじゃないというふうにおっしゃいましたけれども、個人的にそう思っているかもしれないけれども、定住というふうにはっきり銘打っているわけですから、この先ずっと住んでいただこうと思うと、やはり学校や公民館に近いと、買うときもありがたいというふうに買われる方は思われるでしょうし、住み続けていて、ここでよかったなど、子どもを持っていたらなおさら思われるというふうに思います。学校まで行く距離が長くなればなるほど、今よくニュースなどでも流れております、事故、事件、こういったものに遭う確率もやっぱり高まるかもしれませんし、普段暮らしている中で運動会などの声が聞こえてくる、こういう場所に暮らす、そういったことが嫌いな人は、もともとそういうところを買われませんか

しれませんから、非常にこういったものも住んでいてよかったな、ここだと思う部分かもしれませんので、ぜひまたそういった部分も検討していただきたいと思ひまして、私の伝えたいことは以上でございます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

1番、堀江和博君。

1番（堀江和博君） それでは、時間も時間でございますので、端的に2点、大きく質問させていただきます。

まず1点目でございますが、議第47号、財産の取得について、消防団のポンプ車両購入ということですが、過去にご答弁があったかもしれないですけれども、今回買い換えということであるかと思いますが、買い換えで不要になった旧の車両というものはどういった扱いをされておられるのか。有効利用されているのか、また転売をされておられるのか、そのあたりを1点目にお伺いさせていただきたいと思ひます。

大きく2点目でございますが、先ほど来お話がございました、西大路定住宅地化についてでございます。私としまして、やはり人口減少の問題は非常に問題でございますので、このように取り組むということは非常に大事であると思っております。むしろどんどんやるべきで、BとかAとかというレベルじゃなくて、全部やった方がええんちゃうかというぐらいの思いでございますし、むしろ遅いじゃないでしょうか。地方創生の人口減少の取り組みが始まって、もう4年近くたつわけで、住民さんとのもちろん合意というのも大切ですが、やはり町としてビジョンを描いて、そこに旗を振ってこのように日野町はやっていきますと、このように西大路をよくしていきますということを示して、そして住民さんにご同意をいただくというのは、すごく町として大事なことはないかなと思っております。

そういった中で、3点、その中から質問でございますが、人口減少対策ということですので、西大路地区の人口を、じゃ、何人これをつくることで増やそうと考えておられるのか、その目標人数ですね。それをまず1点目にお伺いをさせていただきます。

そして2点目でございますが、先ほど来、PR等の話がありました。やはり若いファミリーに住んでいただきたいという思いが強いかと思うんですが、では、今回の協議の過程の中で、地元の若い子とか若い世代の意見がどれほど取り入れられてきたのか。そして、今後そういったものを取り入れられる予定があるのかというのを2点目にお伺いをさせていただきます。

そして3点目でございますが、今回西大路ということでございますけれども、私の地区は桜谷でございます。やはり日野地区とか必佐地区というのは、人口減少というのがある程度緩やかであるかと思うんですけれども、それ以外の地区というも

のは本当に喉から手が出るくらい若い人が欲しい、そういう地域であると思います。

そういった中で、今回西大路地区にはこういう対策をとられるということでございますが、同時に、それ以外の地区に対してはどのような人口減少対策をとられるのか。それも等しくすべきことであると思いますので、そのプランについて3点目にお伺いをさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 1番、堀江和博君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 堀江議員より、議第47号の財産の取得についてご質問をいただきました。

今回買いかえとなる車両でございます。下取りも含めて入札をいただいて購入をするわけでございます。下取り後のその先ですけれども、業者さん等、聞いております中では、今までは各大きな事業所さんの中の工場の中の消防団というのが組織されているところで、第二の活躍場所ということで販売をされている場合もありますし、企業さんのテストポンプというような使い方ということで、入札で落札された業者さんのテストで使われるというような例があるというところでございます。今のところ、何も無いというようなことも聞いております。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 堀江議員から質問をいただきました。

今計画している宅地で、増やす人数等の目標はあるのかということでございます。現在、まだ計画の段階でございますが、宅地の区画は25区画でございますので、現時点では全て埋まることを想定しておりますので、約75から100くらいの増は見込めるかなというふうに思っております。

次に、若い世代の意見は聞かへんのかということでございますが、地元を通じて地元の若い方たちの声の方も聞かせていただいておりますし、役場の中の若い世代の子にも話を聞いたりはしております。基本的に、全体の場所がどうという話もありまして、今、堀江議員さんの方からしたら全体をとということもございましたが、整備する地区、場所については、それほど皆、こだわってないと。ただ、宅地の面積であるとか値段であるとか、その辺については結構意見が出ておりまして、今後売る値なり区画の面積等も詳細を詰めていかんならんとするけれども、その辺については十分に意見を生かした上で決定していきたいなというふうに思っています。

それから、他の地区の対策はどうすんねんということでございます。確かに言われるように今、市街化区域で広い場所が残っているのは西大路地区だけでございます。南比都佐、桜谷等々でも同じような問題は出ているかと思うんですけれども、現段階では何ともできひんのが現状でございます。

ただ、前からもちよつと話しているかと思うんですけども、市街化調整区域における地区計画制度というのも何とか今年度に制定をしたいなというふうに考えております。その制度を用いて開発が可能な状況を早い段階で整備をしたいなというふうに思っております。

その地区計画についても、町が主体となってできるという制度ではございませんが、どの地区においても住宅の開発を含めて対応できる状況にはしたいなというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 堀江議員から、定住団地構想については遅いやないかと、こういうようなご指摘でございますが、遅いやないかという話は、ある意味では当該地域が市街化区域に線引きをされて長らくが経過をいたしております。その間、区画整理の準備委員会等も立ち上げられ、いろんな議論を地元の皆さんは役場とも相談しながらされてこられたという歴史も承知をしているわけでございますが、遅いやないかという言葉はある意味では地元の皆さんからもそういう思いがあるのではないかと、このように思います。

そうした中で振り返りますと、先ほど少し述べましたが、平成26年がいわゆる地方創生という言葉が国の方で打ち出しをされた時期でございますが、人口減少社会だとか自治体の存続ができないだとか、いろんなことが言われたのが平成26年度でございますが、その補正予算等を活用して27年度あたりから国がいろんな方策を打ってきたということで、日野町は平成27年に地方再生戦略を策定したと。こういう議論も通じて、27年度の補正予算を活用して定住団地調査の実施を28年度に行ったと。その28年度に行った調査結果をもとに、29年度から具体的な対応について、それまでから地元とも相談はしておりますが、深めてきたということで、今日になったということでございます。

長いスパンから見ると、遅いというご指摘はそのとおりだというふうに思いますが、この国が地方創生という旗を上げた平成26年当時の状況を見ますと、何とかやろうやないかということで、地方再生戦略などの議論も含めて、こうした取り組みを進めてきたということでございます。

あわせて、ほかの地域も課題はあるやないかと、こういうことでございますが、高井課長が申し上げましたように、それぞれ都市計画法上の制約があるわけでございますが、例えば南比都佐は曙団地があるわけでありまして、鎌掛だとか日野はリバーサイドもありますし、必佐はサンライズもあると、こういうことでございますが、東桜も、ある方は、「公民館の前にあいた土地、あるやないか」と、こういうような話をよくお聞かせ願うわけでありまして、そういう熱い思いがあつてであります。都市計画法上の制約、さらには開発したときのニーズの問題、費用の問題も

いろいろございますので、高井課長が申しあげましたように、いろんな手法は検討する必要があるだろうと、このように思っておりますが、大きくはやはり都市計画法の枠の中で対応できるのかどうか、そしてニーズがあるのかどうかと、こういうようなことになるのではないかと、このように思いますが、そういうご意見があるということは重々承知いたしております。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） 1点目のポンプにつきましては、承知をいたしました。

2点目の定住地化についても、1点だけ再質問ということで、高井課長の方から、地区計画の制度を考えられているということで、今しがた町長の方からも東桜はそれに該当するような地区もないねみたいなお話があったと思いますが、今後仮にその地区計画が地元の方をもとに策定が上手にされて、そのような定住を、宅地化をしていきたいということになった場合に、同じように町単でもそういった出資はもちろご検討いただけるということですのでよろしいですね。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 地区計画の制度につきましては、現時点では基本的には町が地区計画を決定するという立場でございますので、町が決定して町が整備するということは、今現在のところはどうなんかなというふうに思っています。これにつきましてはこれから研究を重ねて、いい方向に持っていけるようであれば研究をしていきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） もう最後、要望ということで、ニーズは桜谷でももちろごございますので、そこはご安心いただければと思います。やはり歯止めをかけるというのは大事でございます。今、課長の方からはもちろん言えないことであると思いますが、西大路と同様、各それぞれの地域も人口減少で何とかしたいという思いは一緒でございますので、これからは費用の部分も踏まえて積極的な人口減少対策をとっていただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 全員の方が質疑をされたので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

日程第2 議第43号から議第44号まで、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の制定について）ほか1件についてを議題とし、討論を行います。
討論ございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

議第43号から議第44号まで、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の制定について）ほか1件について、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

議第43号から議第44号まで、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の制定について）ほか1件については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第43号から議第44号まで、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の制定について）ほか1件については、原案のとおり承認することに決しました。

日程第3、議第46号から議第52号まで、八日市布引ライフ組合規約の変更についてほか6件について、委員会付託を行います。

お諮りいたします。

委員会付託についてはお手元へ配付いたしました付託表により、総務常任委員会および厚生常任委員会、予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、お手元へ配付いたしました付託表により、総務常任委員会および厚生常任委員会、予算特別委員会に付託いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。それでは再開は1時45分の再開いたします。

－休憩 12時31分－

－再開 13時45分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

日程第4 一般質問を行います。

お手元へ印刷配付の一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

4番、山田人志君。

4番（山田人志君） それでは、事前の通告に基づきまして、これから一般質問をさせていただきます。

まず1点目の質問なんですけども、地域とかかわる職員についてという内容で、これは昨年5月に町議会から町長に提出させていただいた、定住・移住の促進に

関する提言の中にもそのことが書かれていて、そこには役場職員が仕事だけではなく、自らの意思で個人として地域活動にかかわることの期待ということが書かれています。

それともう1つ、これは個人的な話ではあるんですが、3年前に県の職員さんに薦められて、『地域に飛び出す公務員ハンドブック』という本を読んだことがあるんですけども、そこに書かれている内容は100パーセントそのままそのとおりやなというわけでもないんですけども、そこに書かれている地方自治体の職員に求められている自発的な行動の必要性ということは、ある程度共感できるものがございました。

今回の質問はそういったことが背景になって、自治体の職員の視野が内向きに偏らずに、広く外側に目を向けられることを心がけ、さらに中長期のまちづくり戦略に基づく目的意識を持って地域活動の前後左右からサポートすることは、まちづくり、地域づくりの多分大きな推進力になるのかなということでお尋ねするものでございます。

日野町役場における方針とか実際の状況などについて確認させていただきたいと思っておりますので、一問一答方式でお願いしたいと思います。

まず、町長にお聞きしますが、先ほど紹介した、『地域に飛び出す公務員ハンドブック』の中に、他県のプラスワン運動、多分佐賀県だったと思うんですが、という事例が書かれていて、これは自治体職員が仕事以外にプラスワンで地域貢献とか社会貢献をしようという運動のようなんですけども、他県の事例はともかくとして、町長はこのような仕事以外に地域貢献、社会貢献をしようという考え方に対してはどう思われるでしょうか。まず伺いたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 4番、山田人志君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 役場職員が仕事以外に地域貢献や社会貢献をするということについてでございますが、町の職員が自ら地域で生活する者として地域、社会に出て、住民の皆さんとともに活動するということは大切なことであると、このように思っているところでございます。

役場職員は地方公務員でございますので、当然憲法15条にいうところの全体の奉仕者として、憲法を遵守して住民のために頑張るということが求められているわけでございますが、まずは第一義的にこの憲法15条の趣旨に沿って自分の仕事に邁進、精励し、それぞれが責任を持って仕事を通じて住民の皆さんの暮らしの向上に努めるということが大事であります。そのために法令等を遵守しながら地域の課題を把握し、それを政策立案し、実現していくと、こういう力量こそが職員に求められるものであると、このように認識をいたしております。

あわせて、やはり役場で働こうということで、住民の皆さんの役に立ちたいとい

う初期の思いがあるわけでございますので、それはそれとしてそれぞれの職員が大いにアンテナを張りながら、自分の得手とするといいましようか、関心のあるところで頑張っていくということは大変大事なことだというふうに思っております。

ただ、地域社会全体を支えるのは公務員、役場職員だけでは、だけではというよりも、そんなことを言うのは全くおこがましいことございまして、やはり人が生きるということは、自らが自分、家族、そして職場だけでなく、自分が関係する社会全体にかかわりを持って、社会的存在として力を発揮するということが求められているわけございまして、これは役場職員であるないにかかわらず、全ての住民の皆さんが自らのことと自らにかかわる社会のこと全般に関心を持ってお互い協力をし、助け合って生きる社会をつくっていく、こういうような状況をつくること、またこれは生涯学習の観点等からも大変大事な課題になってくると、このように思っております。

山田議員がご指摘されましたように、「自らの意思で個人として」ということございまして、役場行政がこれを押しつけてやるようなものではないわけでありまして、個人が個人の思うセンスに基づいてそれぞれの地域や課題に対応していくということが大事であって、それを捉えるそういうセンスが磨かれるということは私どもとしても大事なことだというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 役場職員であると同時に、住民として、社会的存在としてと、そういうことにかかわっていくのは大いに推進というか奨励すべきことだという、多分そういうことだと思いますので、その上で重ねて町長に伺いますが、具体的に日野町役場では職員が自発的に地域活動に参加しておられる状況というのはどうでしょうか。もちろん任意の活動ですから、全て把握するというのはなかなか難しいかと思うんですが、分かる範囲で教えていただければありがたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 地域活動についてでございますが、今お話ありましたように、自らの意思で個人として参加するわけでございますので、役場の組織としてそれを把握するというはしていませんし、しようとも思わないし、すべきでもないというふうに思っています。

しかし、常日ごろ町なかを見ておりますと、PTAの活動に参加したり、自治会の活動に参加したり、公民館の活動、さらにNPO、さらには農業、それこそ獣害対策、集落営農、いろんところで役場の職員が活躍しているということは、私は直接目にしておりますので、そういうようなそれぞれの個人が自らの意思によって活動の輪を広げていくということは大変大事であるし、ありがたいことだなという

ふうに思っておりますが、それを管理者として、理事者として、雇用者としてそれを逐一把握をしていくということについては、これは少しチャンネルが違うのではないかなというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 私も地域の行事のいろんな場面で役場の職員さんを見かけますので、恐らくおっしゃるとおり、いろんなところに積極的に出かけていってはいただいているのかなと思います。また、それをなかなか指揮監督、把握するというのも違うんじゃないかと、それもそうだというふうに思いますが、ちょっと話は変わりますけど、外に目を向けるという意味では、ほかの自治体職員さんとの間で情報交換とか交流とか、そういう中からどのような地域とのかかわり方が効果的かということを知るといことも大事かというふうに思うんですが、聞いていますと幾つかの自治体の職員が任意で開催されている交流会とか勉強会とかというのがあるようでして、県内ではチョウチョの会ですか、そういう名前を聞いたことがあるんですけども、中身は知りません。聞いたことある程度で。

その他の集まりも含めて、日野町役場の職員さんの参加状況はどうか。それこそ仕事以外の取り組みなので、どなたに聞いてもいいんですけども、代表して企画振興課長に伺ってよろしいでしょうか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） 今、山田議員の方からご質問ございました、自治体職員、町の職員がどの程度そういうところに出ているかという部分も含めてでございますが、先ほどおっしゃったチョウチョの会と申しますのは、県職員さんが中心になって、いわゆる自治体職員が勉強をしようと、交流しようということで立ち上げられた勉強会というものでございまして、何人かうちの町の職員も参加をさせていただいていますし、また、先ほどおっしゃった飛び出す公務員の方々ともリンクする部分もございまして、活動というのは1つのところではなしに、いろんな活動の分野がございまして、そういうところで県の職員、それからほかのいわゆる自治体の職員、それから団体職員、そういう方々といろいろ勉強をさせていただいたり、交流をさせていただいているというところがございます。

町の中でも、住民さんも含めてそうした勉強会をさせていただいている部分もございまして、また町の中の、役場の中でも職員が企画をして自発的に勉強会を計画して、そこへ団体の職員さんとか地域の方に来ていただいて一緒に勉強させていただく、このようなことも行っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） どうしても公式なというか、オフィシャルな情報交換だけでは、市は市だけ、町は町だけという情報交換に偏りがちになるかもしれないので、任意

の活動であれば、大きな市もちっちゃな町も含めて、その垣根を越えて広く情報収集ができるのかと思いますので、それが動機づけにつながると、いろんな得られた情報を町政にとって重要な地域活動に役場の職員が推進役として頼もしい存在になっていただけるのかなと思いますので、積極的なかかわりをお願いしたいと思います。

地域とかかわっていく中で、いろんな情報や人脈が得られると思うんですけども、今からは具体的に実際の状況はどうなのかということ、事業別に二、三、お聞きしたいというふうに思います。

まず、長寿福祉課長に伺うんですけども、超高齢化社会を目前にひかえて、介護予防も日野町にとっても恐らく最も大事な施策であろうかと思えます。地域包括ケアの裾野を広げるためには、地域の支え合い事業というのは必要不可欠な取り組みになってくるかと思うんですが、地域の支え合い事業に担当課以外は、いわゆる長寿福祉課とか包括支援センターとか、それ以外の役場職員が自分の時間で個人として参加しているという、そして推進役やサポート役になっているというような例はあるのでしょうか。教えていただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（山田敏之君） 地域の支え合い事業への職員のかかわりということでございますけれども、地域の支え合い事業につきましては、現在東桜谷地区などで住民の方々が中心となっていただきまして、要支援やたまり場食堂、また見守りの活動などについて話し合いを進めていただいております。この話し合いの場には、地域の職員も住民の1人として参加をさせていただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） ちょっと聞き取りづらかったんですが、東桜谷の話ですね。分かりました。

もともと地域包括ケアって、なかなか制度的に分かりにくいんですよ。すごく分かりにくい上に今のことではないから、なかなか超高齢化社会というのをイメージしにくいところがあって、地域の支え合いが目指すところとか、最も肝心な持続可能な仕組みづくりということもなかなか理解が進んでいるようには見えないところがあって、とかいって、現状の地域包括支援センターの限られたスタッフでは、地域の中に入って仕組みづくりまでかかわるのは難しいと思いますので、そこで担当以外の職員の方が一住民として地域の支え合い事業に参画して、また町のビジョンに基づいてその地域の住民の誘導とかサポートをしていただければ、本当にありがたいのかなというふうに思いますのでお願いします。

同じ考え方で、子ども支援課長に伺うんですが、子ども支援事業、幾つかあると。例えば子育てサロンなど、ほかのものでもいいんですが、そうした子育て支援の中

で担当課以外の役場職員が個人として参加しておられるという例があれば教えていただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（宇田達夫君） 子育て支援事業についてでございますが、私が事業に参加させていただいたときにも職員の顔を見ておりますし、それぞれの職員が地域社会の中で責任を果たしていただいているというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 子育て支援に関しまして、ご存じだと思うんですけども、例えば子育てサロンに参加されているママさんたちって、地区の垣根ってほとんど関係なしに動いて活動されていますよね。つまり、日野町には実は60年以上も前のいわゆる旧村意識というのが今でもちょっと残っているところがありまして、小さな自治体の本当は機動力を発揮できるはずのところ、その旧村意識で利点を生かし切れないという現状も少なからずあるように感じているんですね。それが子育て世代のママさんたちにはそういう意識がほとんどないという意味なのかなというふうに思います。

ですから、地域活動って地縁に頼る場合というのも少なからずあると思うんですが、これからのまちづくりというのは地区とか旧村とかいうことじゃなしに、オール日野町で考えていかなあかん、やっぴいかなあかんことが圧倒的に多いはずですので、担当課以外の職員が子育て支援にかかわるということ、副産物ではあるんですけど、副産物ではあるんですけども、自分が担当の仕事に帰ったときに、地域の垣根を超えるというまちづくりのヒントが得られるかもしれないので、そういう意味も含めて積極的にかかわっていただければというふうに思いますね。

地縁頼みということでは、公民館の実行委員会が今まさにそういう状況なんですけども、その中で公募サポーターの普及というのは、私はそこに風穴を開ける効果があるのではないかなと思っています。実は今、地区公民館で公募サポーターは動いてないようなんですが、そこで生涯学習課長に伺いますが、地区公民館公募サポーターに役場の職員さんが個人として参加していけるような可能性というのはあるんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（日永伊久男君） 地区公民館の公募サポーターに職員が参加する可能性についてでございますが、運動会など、特定の事業に限りまして、役場職員へスタッフとして協力を依頼している事例はございますが、公民館活動で成人サポーターを公募している事例といたしますと、中央公民館主催の日野町町民大学講座だけでございまして、地区公民館では現在のところそのような事例はございません。

ただし、職務ではなく、一地域住民として公民館活動に参加する職員はたくさん

おります。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 一地域住民として公民館活動に参加されているというのは、さっき最初に言いましたように、多分地縁の延長かなと思うんですけども、そこに風穴を開けてほしいという思いでも言っていますので、そこもちょっと意識の片隅に置いていただければというふうに思います。

関連で別の話を伺いますが、おとし9月議会の定例会の一般質問で、氏郷まつりについて質問をさせていただいて、その中で商工観光課がイベント実行委員会の仕事をするのは余り好ましいことではないんじゃないかという話をさせていただきました。しかし逆に、商工観光課以外の職員さんが時間外に個人として実行委員になれば、逆によい効果が得られるのではないかなと思っているんですが、そこで商工観光課長に伺いますが、そのようなことが実現できるイベント実行委員会の仕組みというのは考えられないものなのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） イベント実行委員会につきましては、今年ですと8月4日の夏の陣に向けまして、いよいよ始動したところでございます。

イベント実行委員会につきましては、地域の産業、そして観光がより一層地域の暮らしに根づくようにということで、普及啓発を目的として、地元の商工業者や各種団体など、多様な方々にかかわっていただいて、地域の方々に組織をしていただいております。公募制度もございまして募集をさせていただいておりますが、そういう中で職員が個人の意思に基づいて参画するような状況になればありがたいなというふうに思っておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） イベント実行委員会は今まで各種団体の集合体かなと思っていたんですが、公募委員もあると、公募制度もあるということをお話で教えていただきましたので、それであるならば、職員さんの自発的な参加ということを促していただけるような働きかけをしていただけるようなこともちょっと考えていただければいいのかなと思います。お願いします。

イベントつながりでちょっと聞くんですけども、町長も何回もお話に出しておられます、先月26、27日には、HINO BIG TIME GROOVEというイベントがグリム冒険の森でございました。たくさんの役場の職員さんがスタッフとして参加されていて、たくさん職員さん、手伝うたはんねんやなんて見せてもうたんですけども、これはどういった経緯でたくさんの職員さんが参加することになったのでしょうか。どの課というか、文化振興事業団の事業でもあったので、生涯学習課長に伺ってもよろしいですか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（日永伊久男君） HINO BIG TIME GROOVEにつきましては、実行委員会と、それから文化振興事業団が共催という形で事業を進めておったわけなんですけれども、日野町も共催団体の1つということで、職員の方にも声かけさせていただいて、町の事業としても盛り上げていこうじゃないかということで、生涯学習課の方から職員の皆さんの方に声かけをさせていただいて、あくまでも仕事じゃなしにボランティアということで声をかけさせていただいて、手を挙げていただいた方、2日間合わせまして33名の職員のボランティアの協力をいただきまして、特に駐車場となりましたブルーメの丘の方を中心に、来られる方々のご案内と受付等の業務をボランティアでさせていただきました。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 結果的に33人というたくさんの職員が個人として参加されたんですよね。それはもうすごくよいことだと思います。

ただ、今生涯学習課から声かけをしていただいたということで、少し気になるということ言えば、その伝わり方というか伝え方というか、そこら辺はどうなのかなということなんです。あくまでも33人の人が自分たちの意思で行ったんだということが空気として伝わっていければ、今後の1つの動機づけというか弾みになるかもしれませんが、中に言われたから行ったという印象がもし残ってしまうと、逆に今、今日この質問でお話ししていることのマイナス効果、ブレーキにもなってしまいますので、その伝え方、伝わり方というのは少し注意したほうがいいのかということなんです。特にご答弁は要りません。

ところで、職員が地域活動にかかわる場合に、単なる下働きの手伝いをするだけというのでは少し、それだけでも意味はあるんですけど、もったいないような気がしまして、できれば町政にとって望ましい、必要な地域マネジメントの一翼を担うというぐらいのつもりで、地域の人たちを無理なく少しずつ目標に向けてリードする姿勢というのが期待されます。

そのためには、まずまちづくり戦略が明確で、そして役場全体で共有されている必要があるかと思うんですが、その中で第5次総合計画、あるいはくらし安心ひとづくり総合戦略は、今申し上げている地域マネジメントのもとになりうるのかどうか。いわゆるまちづくり戦略になるのかどうか、企画振興課長にお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） 総合計画、総合戦略それぞれ、総合計画というのは、はっきり言いまして住民さんがたくさん参画いただいてつくってきたものでございます。そうした意味の中から言いますと、このまちづくりをどうするかというバイ

ブルであるというふうに考えております。そうした意味で、そういうふうな中にもカウンターから出て現場を見て、そこで課題をしっかりと把握してやる、これは当然仕事の中の話ですけど、そこからさらに現場の課題を自分なりにやろうやないかいというものは、自分の分もありますけども、そういう部分で言いますと、ここに書かれている部分が実際に実行されておれば、事実として総合計画なり総合戦略のもとになってくるんだらうというふうに思います。

ただ、仕事以外の今のマネジメント、なかなか、簡単に言いますが、そうできるかどうかはまた別として、視点としてはよりよく地域をしようとしているわけですから、おのずと住民さん、生活の中から出てきたそういう政策、施策に立ち返ってくる。そうすれば、おのずと総合計画でうたわれている施策がそこに入ってくるんだらうと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） おのずと総合計画、総合戦略が、バイブルという言い方もおっしゃいましたけども、よりどころになるんだらうとそういう話だと思んですが、ただ、昨年の定住、移住の促進に関する提言でも書いてあったことなんですが、施策の優先順位がはっきりなって、まず何をする、その次に何をするといったアクションプログラムというものがもう1つないと、なかなか戦略としては機能しにくいということがあるかと思うんですよ。みんなが一斉に用意ドンで何十種類をスタートするわけではないのでね。

その意味で改めて企画振興課長に伺うんですが、総合計画、総合戦略に今書かれている施策も含めて、その優先順位や取り組み順序というのが定まっているんでしょうか。定まっているとすれば、役場全体でまず何をする、その次何をするというようなことの共有はできているのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） 毎年総合計画、それから総合戦略、あるわけでございますが、それぞれその施策を計画的に進めるということになっておりますけども、それを若干くじく部分というのは災害であったり、いわゆる課題がある中にそれを緊急で対応せんなんという場合に、国の財政的な支援があるという場合には、その立てている総合計画の中の実施計画がございましてね。3年計画でございまして、それを若干飛び越えてする場合がございますけども、基本的には毎年させていただいております実施計画をもとにそれを進めさせていただいているというところでございまして、さらに今年度、こういうことに取り組む、これに取り組むという部分については、年度当初に職員全員で確認をさせてもらって、その方向に進めていくということで進めさせていただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 実施計画というのは、平たく言えば予算がついた計画という、そんな感じでいいんですかね。これ、いわゆるローリング方式で組みかえていって
はるんですか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） 予算を来年度、再来年度にはこうしたいという分も含めて、じゃ、こういう方向でやろうやないかということでやっているの、3年のローテーション、いわゆる毎年見直しながら優先順位を決めていると、こういうこと
でございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 分かりました。職員が、さっきも言いました、個人として地域活動に参加して、それは例えばサポートやいわゆる下働きであっても、さまざまな経験から情報を得ていくというだけでも、アンテナを張って意味があるかと思うんですが、できれば総合計画、総合戦略のうたい文句のとおり、進取のまちづくりを目指すのであれば、今ちょっとやりとりさせていただいたようなことを共通の目標として役場の方で持っていて、それを背中に負ってというかな、その中で地域にかかわっていただくとなおいいのかなと思います。そのような考え方もお願いしたいなと思います。

先ほども申し上げましたように、日野町には60年以上も前の旧村意識というのが人に根強く残っていて、これはよくも悪くもなんですけども、古い仕組みやしきたりが温存されていって、オール日野町でまちづくりに取り組む場合には、少し障害になる場合があるのかなというふうに感じています。その垣根を越えて、さらには世代間の垣根も超えて、オール日野町という意識を築いていくために、広い視野を持った職員が一住民として地域にかかわって、そして地域の中から地道に意識誘導をしていくということも必要かと思うんですが、企画振興課ではこういうことについてどのようにお考えか、課長のお考えをお聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） 意識誘導というよりは、どちらかといいますと、一番今までの慣習といいますか、そういうものがどうなのか、こういう行事がどうなのかという、地域でよく課題として出てまいります。これが一番大事なのは、やはり話し合うというよりは、先にその意義、意味、なぜこれをしているのか、なぜこういうことをやっているのか、根本ははっきり言わせて、地域をつくっていること自体は、安心・安全に自分たちが暮らすためにやっているわけですね。これが根本にあるわけですが、その中でこういう行事、こういう行事、これは何の意味があるのか、これは何で続けられてきたのか、そこをしっかりと、先人の方と言うと語弊がありますが、先輩方がしっかりと説明して、ああ、そういう意味なのかと

若い人らにしっかりと理解してもらおう。その上で、じゃ、どういうやり方がええのかというようなことをやっていくべきであって、役場の職員が違う地域の方のところへ行ってどうやこうやという話ではなしに、やっぱりそういうところから中心にやっていきたいなど。

ただ、今言いましたような話し合いを持ってほしいということは、出前講座ならびにそれぞれの地域の中にはお話をさせていただいているというところがございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 前段の意識誘導という言葉に余り抵抗感を持たないで下さい。それは午前中でもあったように、一種の社会教育というふうに考えていただければ、そんな抵抗感もないのかなと思います。

後段で言っていた、なぜこれをしているのかということ、それはすごく大事な視点ですし、それに加えて、その中で自分がどこにいるのかと。自分のポジションですね、町の仕事の中でも地域の中でも。それも同時に感じていただくともっといいのかなと思いますね。

余分なことを言うようですけども、自治体の中で企画何とかという課はよくありますけども、大体その企画何とかという課は突破口を開けるような仕事をするような課だとして期待されていますので、ぜひ今の課長の考え方で突破口を開いていただければというふうに思います。お願いします。

ところで、藤澤町長の町政はもう14年が経過しまして、これは長期政権という言い方をしてもいいのかなというふうに思いますね。長期政権はいいところもそうでないところもあるかと思うんですが、これは行政組織であっても民間の会社であっても、あくまでも一般論なんですけども、組織内の意識というのがどうしても内向きに偏っていくという傾向があります。日野町役場が内向きだったかどうか、それはちょっと私はそこまで分からないんですけども、これは誰のせいでもなく、自然現象でそうなるんです。

というのは、トップだけが固定されて、ナンバー2以下がだんだん代わりしていくと、それを繰り返していくうちに、自然にトップの存在感が大きくなっていくというのは当たり前のことであって、そして、組織の意識がトップに向かって偏っていくということが、これは自然現象としてあり得ることです。

ただ、これは功罪ありまして、いい部分もあります。例えば意思決定はスピードですから、内向きに偏ることによって意思決定のスピードが速いという利点もありますし、逆にそうでない部分で言えば、もし内向きになった上で視野が狭くなれば、なかなか人材育成、人づくりが進まないという弊害も生まれてきます。ただ、この弊害を解消するにはトップが気をつける以外にはなくて、それ次第ということなん

ですが、その方策の1つが今日のテーマにさせていただいています構成員、役場の場合は職員さんが外に目を向けて、外にかかわることでアンテナを張って、広い視野を得られるような組織風土をつくることだろうと思います。

このことについては、一番最初に町長にその考え方、方針を伺いましたが、改めて質問の最後に町長に伺いますが、日野町役場では職員が自分の関心と意思で地域に飛び出し、地域とかかわることで知識とか経験とか人脈を広げる風土は醸成されているのでしょうか。最後の質問ですけれども、その風土を醸成するために今度はどんな配慮をされているのかということをお教えいただければと思いますので、お願いします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 最初にも申し上げましたけれども、職員の任務はまずは与えられた職場でしっかりとその職務を遂行するというございまして、その基本は何遍も言いますけれども、憲法15条にいうところの公務員は全体の奉仕者であるということでありまして。全体の奉仕者であるということは、職員が仕えるのは町長に仕えるのではなくて住民に仕えるということで、自らの意思でもって住民福祉の向上のために仕事をすることでありまして。

そして、現場にあるニーズを把握して、法令を読み解き、そしてそれを政策立案していく、これが職員に求められるものでありますので、私はそういうことを常々職員には申しておるところでございまして、政策立案の基本は企画振興課長が申し上げましたけれども、住民の皆さんで作り上げていただきました第5次総合計画が根本にあるということは言うまでもないことございまして、そして、その時々課題をしっかりと把握して政策立案をしていく。そのために、大いに職場、職員が縦横無尽に議論を重ねる中で政策を決めていくということが大事であるということをお、私はこの間、常々大切にしてきたところでございまして。

とは言うものの、確かに自由に職員が意見が言えるのかということもありますので、そういう意味では課長会をはじめ、いろんなところで職員の自由闊達な議論ができるような雰囲気づくりに私個人もしていかなければなりませんし、それぞれの職場において管理職もそうした雰囲気づくりに努力をしなければなりませんし、若手職員も含めてその感覚を吸収することが、出していけることが職場の中では大事なことであるというふうに思っております。

これは基本的に職務として仕事を遂行するにあたって、公務員としての基本的立場ということではございますが、あわせて地域の中で、これは公務員だけでなく、全ての住民の皆さんが自らの暮らしや職場以外に地域社会の中で、さらにはいわゆる地域コミュニティだけでなく、いろんな分野別のNPO的な取り組みも含めて大いに自己実現の場を持ち、社会貢献をするという風土をつくっていく、このこと

が大変大事でありまして、それはやはり生涯学習を含めた教育に大変大事な役割があるのではないかなと、このように思っておりますので、教育委員会におきましても日ごろから日野のふるさと教育をはじめとして、自分たちの地域に誇りを持つ、そういうような人づくりを念頭に置いておるところでございます。

日野町役場におきましても、町外からの職員も当然いるわけですが、それぞれの職員が仕事の場で力量を高め、アンテナを張るということとともに、それぞれの地域でいろんな役割をしっかりと果たしていく、そういうような思いになるように、これは総体として職員研修も含めていかなければならない。ただ、これはあくまで地域における活動は自主的な個人の意思に基づくものであって、上から押しつけるものではないということが大前提であると、このように思っています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 丁寧なご答弁をいただきましたが、今お尋ねしたことの出口の部分ですよね。つまり、人づくりという言葉にもう少しポイントを絞ってお答えいただくとありがたかったんですが、大丈夫です。

なぜかという、日野町のような小さな自治体では、人づくりが多分生命線だと思うんですよ。人材育成ができていないと、まちづくり、地域づくりのビジョンも描けないわけでありまして、そうならないように人づくりの最初の一步として職員が地域とかかわるような組織風土を醸成していただきたい、つくっていただきたいということをお願いして、1つ目の質問を終わらせていただきます。

2つ目の質問は、公民館補助金についてということをお願いしているんですけども、実際には公民館補助金という補助金は存在しませんので、実際には地区社会教育活動補助金についてということになるかと思えます。

地区公民館の管理運営につきましては、これまで平成27年12月定例会、そして平成28年6月定例会の一般質問でとり上げさせていただき、現行制度の問題点についてどう対応するつもりですかということをお聞きしてきました。過去2回の質問は、こちらが感じているあいまいな制度設計の結果として生じている問題点とか矛盾とか、場合によってはコンプライアンスにも抵触しそうな問題の対処についてお聞きしてきたんですが、2回とも理解できるような回答は得れないまま経過しまして、それで結局10年もの間、私が感じるころでは、制度が未整備なままで、あいまいな状態が続いているということになっているかと思えます。

そこで今回は3回目ということで、元々の現行のあいまいな制度ができ上がった原因である地区社会教育活動補助金に焦点を絞らせていただいて、一問一答方式でお尋ねしたいと思えます。

現行制度が考えられたきっかけというのは、平成18年2月にまとめられた行政改革懇話会答申の中に、「正規職員主事を廃止して、地域の人材活用を検討する」とい

うことが書かれてあって、それに応えるためだったというふうに聞いているんです。また、答申を受けて発表された行政改革大綱は、その正規職員主事云々という言葉が抜けているんですが、ちょっとその経緯は分からないんですが、それはともかくとして、まず教育長にお聞きするんですけども、正規職員主事を廃止してという答申に応えるのに、それを正規職員を臨時雇用の職員に変えるだけでもよかったんじゃないかなと単純に思うんですけども、なぜそうはしなかったのか、何かほかの理由があったのかお尋ねしたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） ただいま山田議員より、公民館補助金についてのご質問をいただきました。

まず、公民館主事についてでございますが、地区公民館主事は長年にわたり町の嘱託職員でございましたが、順次町の正規職員を配置してきたという経過がございます。しかし、町の正規職員は社会教育の専門家でないということが多々あり、そしてまた、人事異動によりまして数年で交代となりますことから、安定した公民館運営を継続しにくいなどという課題が顕在化してまいりました。そしてこのような中に、公民館を核とした協働のまちづくりの推進を重要な課題の1つとして掲げる、日野町自律のまちづくり計画を策定しまして、地域住民による自主的な公民館運営ができる体制づくりを目指すこととなりました。

そこで、地区公民館においては地域住民による自主的な活動を保証することが町の責任と捉えまして、地域のことを熟知し、そして即応していただける地域の人材、地域の方を配置して、地区公民館職員の専任化を図ったところでございます。そして、その人件費を補助金という形で町が負担することといたしました。また、公民館主事には町等の補助金や地域の運営協力金等から成る公民館会計を適正に執行するという責務を持っていただいているところでございます。

以上のような経過や理由から、公民館職員の地域雇用制度を導入することとなった次第でございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） お聞きしたのは、簡単に言いますと、なぜ町雇用のままではだめやったのかと。正規職員を臨時雇用の職員にかえるだけではだめやったのかということをお聞きしたんですが、今ご答弁いただいた中の、「自主的な公民館運営ができる体制づくり」というのがそのお答えという意味でしょうか。でよろしいんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 自主的な公民館活動、運営ができるという願いを持って、地域雇用にさせていただいたというところでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 十分ではないですけども、分かったことにして次の質問に移りますが、職員の雇用も含めて、今お話ししたとおり、公民館の事業運営を地域に、地域ということはつまり民間ということですよ。行政でなければ民間ですから、任すことになったとしても、なぜ委託ではなく補助という制度になったのか。

町の業務を民間団体に任す場合、多くは運営委託とか業務委託という形がとられていませんか。最近で言うと、日野駅舎なないろ、あるいは観光交流拠点の感応館の運営は観光協会が運営されていますし、ファミリーサポートセンターは一般社団法人に業務委託されていますよね。それより何より、公民館の担当である生涯学習課では、町民会館わたむきホールは民間団体に管理を任すのに指定管理という制度をとっておられますし、そこでもう1回だけ教育長にと伺うんですけども、なぜ地区公民館だけが委託とかあるいは指定管理とかいうことやなしに、補助という発想になったのか。補助金要綱をつくるだけでその制度が成り立つと思われたのか。当時のことがもし分かるなら教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 日野町地区社会教育活動補助金交付要綱が平成19年度に施行されました、その以前より、町から地区公民館活動を補助する目的で予算を配分していたという経過がございます。また、委託となりますと、委託業務以外の事業を実施することはできないということから、自主的な公民館活動を行う上で制約がかかるということになってしまいますので、日野町におけるこれまでの公民館活動のよさを生かすために、地域を交えた議論を深める中で補助金と決定させていただきまして、現在につながっているというわけでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 今、教育長がご答弁いただくに、委託となると委託業務以外の事業は実施することができないと、そのとおりなんですけども、その裏返しで、地元が公民館の管理までするのかどうかというところがあいまいになっているんじゃないんでしょうか。教育長、お願いします。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） そもそもは、7つの公民館それぞれの自主的な活動をしていただきたいというような願いで、地区雇用というふうにさせていただいているわけでもございまして、それぞれのその地区の中でそれぞれの特性を生かした活動をしていただくというのに補助をさせていただいているというのが今まで続いているというような状況でございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） これ、ちょっと教育長に深掘りして聞いていくのも心苦しいで

すので、少し話題を変えていきます。次からの各論については、生涯学習課長に伺っていきますので、ご了解願います。

今出ている補助金要綱の第2条には、補助対象団体という規定がございますね。別表とあわせてみると7団体が補助対象ということになっています。この7団体だけが補助対象になる理由というのは一体何なのか。

なぜこのことを聞くのかというと、1つ目は、社会教育団体ってほかにも幾つかあるんじゃないかなったのでしょうか。その中で補助金要綱の条文だけを見ると、この補助金はその幾つかある社会教育団体が公民館を使っただけで、それこそ今、教育長ご答弁いただいたようなことなんですけど、社会教育団体が公民館を使って自主的に社会教育活動を行う場合に交付しますよと解釈できるんですけども、いろんな社会教育団体がその可能性があるのに、なぜ7団体だけ限定されるのか、それを伺いたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（日永伊久男君） 今ご質問いただきました補助対象団体の根拠についてでございますが、日野町の公民館では地域住民によって運営委員会とか、あるいは実行委員会が組織されまして、地域の住民の方の自発的な意思に基づいて、住民自身の知恵と力で運営されてきたという伝統がございます。このことが日野町の公民館活動の原動力であり、特徴であると思えます。名称とか、あるいは組織体制などはさまざまではございますが、各地区におきまして公民館活動の主体となる自主的な団体が以前からございまして、それを基礎に体制とか規約等が整えられて、現在に至っていると思っております。

日野町地区社会教育活動補助金は、地区公民館において社会教育関係団体等が行う地区社会教育の活動に要する経費に対して補助金を交付するものでございますので、同補助金交付要綱別表に記載されます日野地区運営協議会をはじめとする7つの補助交付団体を対象としておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） なぜ7つに限定されているのかということには、多分ほとんど答えていただかなかったような気がするんですけども、余り課長、答弁書にこだわって答弁していただく必要はないと。通告はしていますので、こんなことをお聞きしますよとはじめに言っていますので、その前後左右、柔軟にお答えいただかないとなかなか議論がかみ合わないと思っておりますので、よろしくお願ひしますね。

私は7団体を補助対象にしたのは、もっと実際には単純な話じゃないのかなと思っているんですよ。いわゆる安直に補助金を受けるダミーとして最初に考えはったからちやうかなと思うんですけども、7団体のうち5団体は公民館運営協議会、一部審議会という名前もありますが、そういう名称ですよ。公民館はもともと町の

施設であって町の機関ですから、そもそも民間団体が公民館運営と名乗ること自体、本当はおかしいような気がするんですよ。例えて言うなら、それは民間の団体が役場運営協議会を名乗っているみたいなものでして、それはどうなのかなというところがあるんですけども、これに関連して次の質問に移るんですけども、日野町立公民館の管理運営に関する規則ということを見ますと、地区公民館の事業の企画と、それから事業の調査審議のために公民館運営委員会を置くということになっています。この公民館運営委員会は規則全部に見ていくと、教育委員会の内部組織ということになるかと思います。

そこでお尋ねしますが、先ほど来お尋ねしている補助金の受け皿である民間の公民館運営協議会のある地区には、もう1つ、行政の内部組織、教育委員会の規則で定められている公民館運営委員会も置かれているのでしょうか。

それと加えて、必佐地区は補助対象団体が公民館運営委員会というふうに指定されていますよね。ということは、民間団体の公民館運営委員会があつて、もう1つは教育委員会の内部の公民館運営委員会と、同じ名前で2つあるのでしょうか。あわせてお尋ねします。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（日永伊久男君） ただいまのご質問でございますが、地区公民館の多くには公民館運営協議会という組織と、それから公民館運営委員会という組織があると思います。ただ、日野地区におきましては公民館運営協議会は地区運営協議会という名前として、また、西桜谷地区では公民館運営委員会が公民館運営審議会という名称になっております。今、山田議員からも言われましたように、必佐地区におきましては公民館運営協議会と運営委員会という2つの組織がございますが、ほかの地区公民館と比較しますと、その位置づけが逆転しているという状況になっております。

先ほどのご質問にもございましたように、日野町の各地区の公民館では、これまで公民館ができた経過を見てみますと、地域の方々が手弁当でいろんな公民館活動を立ち上げられてこられたということで、そういう方々で実行委員会とか、あるいは運営委員会という組織をだんだん形づくられて今日に至っていることと思いますので、そういう地域の方々のそれぞれのこれまでの経過等を踏まえた上で、いろんな団体を組織されて今日に至っているわけがございますので、一概に町の方からこういうことを、この団体をこういう名前でこういう位置づけでというのを一方的に押しつけたわけではなく、地域のこれまでの自発的な活動から、こういう組織の方を結成してきていただいたというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 最後の方は少し意味が分かったんですが、全体を通じてはほぼ

ほぼ意味不明です、今のご答弁は。

全部聞き直すのは大変ですから、1つだけ聞き直させていただきます。必佐地区では公民館運営協議会と公民館運営委員会の位置づけが逆転しているとおっしゃいましたね。それはどういう意味なんですか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（日永伊久男君） 必佐地区に関係しましてでございますが、現在は公民館運営協議会と公民館運営委員会という2つの組織があるという、先ほど答弁させていただきました。もともと必佐地区におきましては、これは当時は区長会とも兼ねていたということなんですけれども、必佐地区運営委員会と、それから必佐公民館運営委員会というのが、2つの組織が以前からあったということでございます。

平成19年度に、地区雇用をはじめ、公民館に対する社会教育活動補助金を交付するにあたって、そういう規約を整備するにあたりまして、必佐地区運営委員会が上部にあって、その下に公民館の運営委員会がその当時はあったわけなんですけれども、上部組織の方を名前はそのままにして、下部組織である公民館運営委員会の方を公民館運営協議会というふうに変更されたというふうにお聞きしています。

その後、必佐地区の運営委員会から区長会としての役割が分離独立して、公民館運営委員会と名称変更されたということで、現在必佐公民館運営委員会と公民館運営協議会があるということで、先ほど申しましたように、ほかの地区公民館とは団体の位置づけが逆転しているというようなことになっています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） どういう意味ですかとお聞きしたのは、前提となるのは公民館運営協議会というのは地域の民間団体ですよ、補助金をもうてはるわけやから。もう一方、公民館運営委員会というのは教育委員会の規則に基づく教育委員会の内部組織ですよ。そこに上も下もないんですよ。別の、全く別の組織ですので、それを聞いたわけですし、さらに補助対象団体が公民館運営委員会になっているということは、教育委員会の運営委員会が補助金をもらっているという意味なんですかと含めてお聞きしたということなんですけれども、どうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（日永伊久男君） 今の質問の、教育委員会とか、規則によって設けられた運営委員会が補助対象になっているわけじゃなくて、それまで名前が変わってきていますけれども、地域の方々に組織される、いわゆる山田議員さんが言われます民間団体、と言っているんかも分かりませんが、その団体が補助金の交付先になっているということでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） どっちが上か、どっちが下かという話はともかくとして、とい

うことは、公民館運営委員会と同じ名前の民間団体があるということですね、実際には。ということでもいいんですね。はい。

うまく整理ができないんですけど、じゃ、公民館運営協議会と公民館運営委員会のそれぞれの目的とか役割とか、それから構成員はどう違うのか。それぞれどういう役割になっているのか、もう少し教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（日永伊久男君） 公民館運営協議会と公民館運営委員会の目的、または役割の違いということでございますが、公民館運営委員会に関しましては、各地区の実情やこれまでの公民館の運営等の経過に基づいて、規約等が定められております。

おおむね公民館運営協議会は公民館の管理運営や住民の自治活動の支援、公民館職員の雇用などを目的とされています。それに対しまして、公民館運営委員会は公民館事業の企画、実施等の運営内容についての審議が中心というふうに位置づけられております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 聞いておられる方も、あんまり多分整理して理解できないと思うんですけども、本当のところは、平成18年度までのことを考えますと、実は私、当時運営委員やったんですよ、公民館の。公民館運営委員会に補助金が交付されていたんですよ、平成18年度までは。これやったら、教育委員会の裏会計になってしまいますよね、厳密に言えば。さすがにそれではあかんやろうということで、平成19年度に補助金交付要綱ができたときに、補助金は外部団体に交付しなければならんということで、安直にそれまでの公民館運営委員会を外の公民館運営協議会に名前を変えたんやというふうに当時聞いていたんです。多分それが本当の経緯で、ただその後、やっぱり公民館の規則、教育委員会の規則には公民館運営委員会を置かなあかんと言っているから、結果的に似たようなものが2つできてしまったと。じゃ、それが本当の経緯じゃないのかなと思います。そして、その関係は多分今でも整理できてないと思うんですよ。

その点でもう少し掘り下げていくんですけども、補助金要綱の運用のために、基準事業という別紙がございますよね。いわゆる補助金を使ってこういう事業をなささいよという指針みたいなものですけども、そこに補助金を使ってやらなければならない事業ということで、公民館運営委員会と公民館実行委員会の実施ということが書かれていますが、これはどういうことですか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（日永伊久男君） 今の基準事業と申された表でございますが、この表につきましては平成19年度から、これまでも申していますように、公民館職員が地

域雇用ということは補助金の交付とともに始まったわけですが、地域雇用の公民館の職員さんにとっては初めて公民館事業に携わられるということで、そういう方々がとまどうことなく公民館事業が運営できるように、公民館活動として実施すべき会議であるとか、あるいは事業を列記させてもうた表というふうに認識をさせてもらっています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 基準事業の意味合いはよく分かります。戸惑わないように、こういうことをしなさいよという列記したと。そうなんでしょう。

お聞きしたのは、なぜその中に公民館運営委員会と公民館実行委員会の実施というのをやらなければならないという、事業の中に書かれているのかということなんですけどもね。

というのは、公民館実行委員会、運営委員会もそうなんだけど、公民館実行委員会も同じ教育委員会の規則で定められた行政の内部組織ですよ。その事業を実施するために置くことになっているんですが、ところが、実際運営委員会も実行委員会も、予算って持ってないですよ。持っているはずがないから。ですよ。だから、民間団体に交付されたお金を使って、補助金を使って事業をしなさいということなんじゃないかな。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（日永伊久男君） 公民館に交付させていただいています補助金でございますが、日野町地区社会教育活動補助金という名前で、町から公民館の運営協議会等の団体へ交付をさせていただいております。公民館運営協議会等の事務を担われるのは事務局ということになりまして、その事務局が公民館であったり、公民館の職員というふうにされておりますので、公民館あるいは公民館職員等の方が会計を執行していただいているというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） だんだん議論が離れていっているような気がするんですけども、何を聞いているかということ、結局のところ、教育委員会から交付されたはずの補助金を教育委員会内部で使っていることになりませんかということを伺っているんですよ。

これ、もしこのことについて住民監査請求でもあれば、対応できないんじゃないですかね。ここまで話をすれば、もういかにあいまいな制度運用なのか、多分誰でも分かると思うんですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（日永伊久男君） 公民館へ交付させていただいている補助金でございますが、公民館長なり公民館の職員が支出調書を整えて、決裁を得た上で支出をさ

れておりますので、その公民館の館長も公民館職員も運営協議会のメンバーというふうに位置づけられていると思いますので、その協議会等の一員として執行しているというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 物すごく苦しい答弁をしていただいて、努力を認めます。ただ、実際に館長も主事も、仮に町雇用の主事であれば、教育委員会の職員であっても民間団体に出向しているんですから、主体は民間団体に交付されているお金ということですよ。

多分、11年前の最初の段階で、補助金という制度で進めようと思ったそのときに、そう進めるのであれば、先ほどから申し上げている町立公民館の管理運営規則、あるいはその周辺制度の改正、全部含めて見直しをする必要があったのに、補助金要綱だけを定めてスタートしたのが多分間違いの始まりなんです。本来ですと、役場は制度的な整合性を住民に指導、支援するのが役割の1つであることを考えれば、そのままずっと10年間も制度運用、そのあいまいな部分を続けているというのは、私は問題やと思いますよ、ずっと言い続けていますけども。何よりも恥ずかしいと思いますよ。

時間も経過していきますので、この補助金交付要綱に関して、少し枝葉のことも2点ほど聞いておきます。

教育委員会の規則には、「分館を設けることができる」と規定されていて、補助金の、さっきから言っている基準事業には分館長会議をするように書かれているんです。実は、現行制度、平成19年度ごろ始まって、しばらくしてから、日野地区のある区長さんから、公民館や区長会に対して公開質問状というのが出てきたんですよ。いっぱい質問をもらいまして、その中に、「分館とはどこのことなのか。分館長とは誰のことなのか」という質問があって、日野地区では誰もそれを明確に答えることが、根拠を示すことができなかつたから、日野公民館ではそれ以来、分館とか分館長という言葉は使っていません。

そのときと同じ質問を、今度生涯学習課にお聞きしますが、分館とはどこのことで、分館長とは誰のことなんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（日永伊久男君） 今ご質問いただきました分館長でございますが、今、山田議員さんもおっしゃられましたように、日野町立公民館の管理運営に関する規則第8条に、「各公民館の運営を円滑に行うため、分館を設けることができる」という規定がございます。

かつてはこの規定に基づいて、7つの館全てに分館長というというのが置かれておりました。多くの公民館では、分館長イコール各地区の区長さんが兼ねておられ

たということで、現在もそうだと思いますが、公民館の運営活動をしていただくにおきまして、町からの補助金だけではなく、地域から協力金などの名目でお金の方をいただいておりますけれども、そういう協力金等をいただくにあたって、やっぱり区長さんも公民館活動の一員だというような形で分館長に位置づけておられたのではないかと思います。

ただ、現在におきましては、分館長は日野地区と西桜谷と必佐の3地区においては、分館長の決定は余りされてないようでございますが、ほかの館につきましては、広報で年度当初等にあります各役員さんのご紹介の一覧を見ますと、区長さん（分館長）とかというような書き方でまだ、実態としては分館長の仕事はないのかも分かりませんが、そういう位置づけで現在も活動されているところがございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） ご承知のように、区長は事務嘱託員、役場の非常勤特別職ですから、ほかの役場の役をかぶせてくるというのは余り適切ではないと思うんですけども、それよりも何よりも、もう半分ぐらいに減ってんねやったら、基準事業というところから分館長会議というのを外したらどうですか。それぐらいの改正はできると思うんですけども、どうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（日永伊久男君） 確かに言われるように、今現在も分館長という位置づけがある公民館でも、区長さんが全てされているわけじゃなしに、区長さん以外の方がされている場合もあるように聞いております。実務的にも余りないと思うんですけども、それはそれぞれの地域の方で決めていただいていることですので、町の方から一様にしなさいとか、やめなさいとかいうことは言えないと思いますので、それぞれの地域で議論していただいて、必要がなければやめていただいて結構だと思いますし、分館長という役職が今後も必要であるというのであれば、続けていただいたらいいかと思っています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 分かりました。お願いします。

枝葉の2つ目の話なんですけども、補助金申請をする際に、申請をする団体の代表者の決裁というのは当然あるはずなんですけども、生涯学習課では決裁の有無を確認されているのでしょうか。

なぜこのことを聞くのかというと、実は私自身も以前に日野地区の代表者を経験しています。日野地区では、私も含めて歴代の代表の誰も決裁をした覚えがないんですけども、どうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（日永伊久男君） 今の公民館の補助金に関しまして、補助金を交付

させていただくには申請書、あるいはまた実績報告書と、あと請求書も出していただいた上で、その記載内容についてきちっと確認をさせていただいた上で交付をさせていただいているわけなんです。例えば補助金交付申請書を受取するときには、当然ながら補助金の交付を受けられる団体である公民館運営協議会等の代表者の方のお名前と、それから代表者印が押してあるかということを確認した上で受取をさせていただいております。

その申請書なりを出すにあたっての決裁につきましては、それぞれの団体の中できちっと処理をされた上で町の方へお出しいただいているものと考えておりますし、あと、年2回ほど、秋と年度末近くに各地区をずっと回らして、事務点検ということで、公民館の中での書類の決裁がきちっとできているかとか、あるいは会計処理について、この補助金の実績報告を出すときにあたって、間違い等がないかというような点検の方も、職員が各公民館を回らしてさせていただいているところがございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） それなら今度からぜひ調査、把握の中で実際に代表者が決裁しているのかどうかというのをまず見て下さい。実態としては、代表者が知らないうちに補助金額が決まっています、知らんうちに補助金が交付されているというのが現実かというふうに思います。これも実際、住民監査請求とか、誰かがすれば困るんやないかなとは思っているんですけども。

その答弁は結構ですが、今回私は公民館のことについて、最後通告のつもりで質問しているんですよ。というのは、今現在、東桜谷地区では既に人件費補助がなくなっています。ですよね。ということは、もう正味の事業費補助だけになっている。日野地区も、実は来年4月にはそうしようかということを決めておられます。

そうなってくると、人件費補助がなくなって職員の雇用がなくなるということは、補助対象団体に交付されるのは事業費補助だけになりますので、その事業は、さっきから言っていますように、補助金を受けた対象団体が実際にやっているわけじゃないに、公民館側の、教育委員会側の実行委員会で実施しているというのが実態になっているので、補助対象団体というのはもう全くのダミーになってしまうんですよ。もう人も雇っていない。ただ補助金が来るけども、それを教育委員会の実行委員会に渡しているだけやと、完全にダミーになってしまうんですよ。

そうなってしまうと、それならもう補助対象団体である必要ないん違うかと、あり続ける必要がないんちゃうかと、補助金の要望もせんでもいいん違うかという議論が当然、発想が出てきても当然やと思うんですけども、生涯学習課ではそこまで想定しておられますか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（日永伊久男君） 今の日野町地区社会教育活動補助金でございますが、この補助金の中身でございますが、それを説明させていただきますと、幾つか区分がございます、管理事務費ということで公民館の一般的な事務に要する経費を補助させていただくのが管理事務費でございます。

それと2つ目が運営費ということで、これは今、山田議員さんがご質問されたような、公民館職員のための人件費が大半を占めていますが、その運営費の中に組織運営費というのがございまして、地域におけるまちづくり関係に要する費用に使っていただくということで、額的にはそんなに多くないんですが、そういう組織運営にかかわる経費も入っております。

3つ目に事業費ということで、いろいろ公民館活動を実施していただく上の直接の経費、それから各地域にございます女性団体であるとか青年団体であるとか、あるいは通学合宿をされている団体への補助ということで、団体補助金というのがいわゆる公民館補助金の中に入っておりますので、今言われましたように、人件費だけなくなったとしても、やはり地域それぞれ公民館活動を実施していただく上には必要なお金がたくさんあるかと思えますし、町から出ている補助金以外にも、先ほど申しましたように、各地区では名称とか、あるいは金額、内容、依頼元とかはさまざまでございますが、地域住民の方から公民館活動に要する経費を徴収されておりますので、補助金を要らないというような公民館はまずないというような認識を持ってやらせていただいています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 地域で、今、協力金とか名前はいろいろですけども、住民協力金とか集めているから、だから公民館の補助金は必要ですよというのはちょっと直結しないような気がするんですけども、それは置いときます。

もう最後の質問の方に移らせていただきますけども、私はこの10年間、歴代の生涯学習課長とこの地区公民館の制度についてずっと話をしてきたんですよ。その時々で立場は違いますけど、あるときは区長の立場で、あるときは議員の立場で、最近はですね。どの課長もこの制度が未整備でおかしいなということは、皆さん理解されるんですよ。理解されるんですけど、なぜか制度の見直しという話にはならないという形で、ずっと10年間来ているんです。前課長のときに、職員は地元雇用か町雇用かで選択できるようになって、それは一步前進というふうには評価しているんですけども、ただ、全体的な改善には程遠いかなと思っています。

そこでもう最後に質問します。もう一度教育長にお尋ねしますが、第5次総合計画の中間年の総合評価報告に書かれている公民館活動のてこ入れというところには、地区公民館の制度的な見直し、整理、ずっとやりとりさせていただいたことの整理、見直しも含まれているのでしょうか。この辺をお聞きしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 公民館活動のてこ入れということについてでございますけれども、この表現につきましては、公民館に寄せられている期待の大きさをあらわしているものというふうに受け止めているところでございます。例を申し上げますと、南比都佐公民館で平成29年の3月1日に文部科学大臣から第6回全国優良公民館というような表彰を受けられたということもございますし、ほかにも多くの館でそれぞれ特色ある活動をして下さっていますので、日野町の公民館活動は本当に胸を張れるすばらしい活動をしていただいているというふうに思っているところでございます。

7つの公民館、それぞれ合い言葉としまして、「集う 学ぶ つながる」というこの言葉を合い言葉にして、それぞれの特色ですとか住民の皆さんの要望等をいろいろな活動に反映して下さるといふようなことを思いますし、これは本当にこれまでの日野町の長年にわたる公民館活動の特色であるというふうに思っているところでございます。

ただ、これまでの山田議員のご質問を聞かせていただいている中で、例えば補助金の制度ですとか、また運営協議会とか、審議会とか、それぞれ名称が地区によって変わっていたりとか、そうしたところの制度面についてはいろいろご指摘のあったところかなというふうに思っておりますので、まずは地域での自主的な活動がより活発に行われますように、公民館職員の資質向上に努め、また教育委員会もそれぞれ支援なり、また指導もさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、その過程の中で課題等があれば検討していきたい、研究していきたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 地区公民館活動に対する期待の大きさとか、それから地区公民館は胸を張れる活動というのは理解できます。私もそれなりにかかわってきましたので、そのとおりに思うんですけども、その一方で、制度的な未整備とか不備とかいうのを10年間そのままにしておくというのは、その神経を私は理解できない。それなら両方そろえて胸を張れるような形にしてほしいなと思います。

先ほど申し上げたように、実は歴代の生涯学習課長はこの現行の制度がおかしいと、皆さん方、思ってはるんですよ。でも、誰も思い切った見直しには手をつけないうまでここまで来ました。その背景にどんな理由があるか、私は知りません。ただ、一度始めた制度は間違っていようがおかしかりうが、ずっとそのまま見直さないという硬直した姿勢が、私は一番の問題だろうなというふうに思っています。そのような硬直した役場の仕事の仕方というのは、結局長い目で見れば町にとってのマイナスに作用するのではないのかなということをおし上げて、今回の質問を終わ

らせていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 次に、後藤議員の質問ですが、暫時休憩します。そのままお待ち下さい。

－休憩 15時03分－

－再開 15時05分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

2番、後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） それでは、通告書に従いまして、私からは大きく2つ質問させていただきます。

まず、1問目でございますけれども、これは先ほどの山田議員さんの1問目の質問と関連する部分でもございますけれども、地域福祉のあり方についてお尋ねいたします。

日野町行政では、この4月から第7期の介護保険事業計画がスタートしたばかりですが、地域の人たちが日々安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者間で互いに協力し合い、地域社会の福祉課題の解決に取り組んでいく地域福祉の実践にあたり、全国でさまざまな取り組みがなされております。

日野町社会福祉協議会でも、支援を必要とする人たちへの見守り、声かけ、手助けなどの支え合いや、地域社会の共通問題の解決に向けた活動をはじめ、ホームヘルプサービスや配食サービス、移送サービスなどの在宅福祉サービス、ボランティア活動など、地域福祉の実践を進めてきましたが、深刻な高齢社会に向け、地域住民間での共助も今まで以上に重要性が増してきております。

去る6月6日には、日野町社会福祉協議会が福祉協力員等研修会を開催され、龍谷大学社会学部現代福祉学科の筒井のり子教授が、ひとり暮らし高齢者や何らかの支援を必要としている方などへ、声かけや見守り活動などを通じて何か悩みごとを聞いたり、問題がないかを気づいたり発見するアンテナ、キャッチ、パイプ役としての福祉協力員のあり方、意義について講演されました。

また、6月9日には、昨年福祉のモデル地区となっておりました東桜谷地区の社会福祉協議会と人権啓発推進協議会が合同で、「触れ合い 支え合い つなぎ合い講座」を開催され、関西STS連絡会の柿久保浩次氏が、「誰でも、いつでも、自由に外出できる地域づくり」と題して、移動制約者の公平で自由な移動について講演されました。

私はこのどちらの講演にも参加させていただきましたが、昨年12月議会の一般質問でもとり上げさせていただいた2025年問題も7年後と、目前に迫っております。この問題は、団塊の世代が75歳を超え、日本の人口の5人に1人が後期高齢者とな

るという問題です。今後生産年齢人口は減り、高齢者人口はどんどん増えていきます。このような中、これからの福祉は何もかもが行政主体というわけにはいかなくなってきました。また、一人ひとりの置かれている家庭環境や地域環境も異なりますから、今までにも増して、一層地域に暮らす人が困ったときはお互いさまの精神で助け合って暮らしていくことが大切だと、改めて感じさせていただきました。

そこで、これからの地域福祉のあり方について、次の点をお尋ねいたします。

まず1番目でございますけれども、昨年12月の私の一般質問や委員会でも触れましたが、米原市の大野木区では、地域住民が一般社団法人大野木長寿まちづくり会を立ち上げられ、高齢者支援、子育て支援を基軸とした地域共生社会構築の取り組みを展開しておられます。

空き家を改修したたまり場と呼ばれる拠点に高齢者が集まり、宅配弁当づくりや漬物づくりを行い、また、たまり場内の売店でそれらの販売もされています。高齢者は生活の知識が豊富です。それを生かして地域内住民の竹塀づくりやしめ縄、民芸品づくりを行ったり、屋敷内の整備作業や垣根の剪定作業なども行い、元旦には大根煮をふるまったりもされます。遠くへ外出しにくい方のためには交代で車を出し、買い物などに連れて行ってあげたりもされるそうです。つまり、高齢者同士で互いを支え合うシステムの構築にチャレンジしておられるわけです。ここは国内でも最も進んだ地域福祉の実践地域の1つとして全国から注目され、連日のように視察団も来ておられます。

他方、当町の東桜谷地域でも、昨年度が福祉のモデル地域であったこともあり、地区社協や地区人推協を中心に、「触れ合い 支え合い つなぎ合い研修会」や、おしゃべり会などを定期的で開催するなど、地域に暮らす住民間での共助のあり方の形づくりが始まりつつあり、町内の他地域もまた同様の動きが見られます。今後ますます必要性とその意義が高まってくるこのような住民共助の地域活動に対し、町行政はどのようにかかわっていくべきか、そう考えられるでしょうか。ここの部分をお聞きしたいと思います。

2つ目ですが、近年大きく変化してきた社会環境や経済状況に伴い、今まで福祉の対象となりづらかったホームレス状態、ひきこもり、虐待、雇用が不安定な労働者といった、新たな社会的課題への対応が早急に求められるようになってきました。平成27年度からは、経済的に困窮し、最低限の生活を維持できなくなるおそれのある人達に対する生活困窮者自立支援制度が施行され、社会福祉協議会で関連事業を受託、実施できるようになりましたが、当町におけるこの制度の利用状況はどのようなになっているのでしょうか。

この2点をお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 2番、後藤勇樹君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 地域福祉のあり方についてご質問をいただきました。

地域での支え合いの活動の推進につきましては、生活支援コーディネーターや社会福祉協議会の地区担当職員が中心となって働きかけを行っており、町の職員につきましても課題の方向性を共有するため、ともに話し合いの場などに参加させていただいております。

今後地域での支え合い活動の具体化に向けまして、住民の方々とともに話し合いを進める中で、具体的な支援、連携のあり方を模索してまいりたいと考えております。

次に、社会環境や経済状況の変化に伴う新たな課題への対応についてでございますが、生活困窮やひきこもりの状態については制度のはざまとなっていることもあり、相談等につながることの困難さがあります。

このような中、本人や家族、また民生委員さんなど、地域の方を通じて相談につながるケースもございます。例えば生活困窮といった表面的な相談の裏には、多重債務や疾病等の問題を抱えていることも多く、根本的な解決に向けて福祉、医療、教育、就労など、さまざまな分野の関係機関が連携することにより、対応しているところでございます。

また、高リスクの方については、就労前の情報収集、就労後のフォロー、子どもたちへの学習支援などの取り組みにより、生活困窮やひきこもりの状態を未然に防ぐ取り組みを実施しているところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） 行政のかかわり方というのをお尋ねしたわけですがけれども、模索してまいりたいということで、何かお尋ねしたことと具体的にお答えいただいたようには余り感じないわけでございますけれども、2番目の質問におきましても、未然に防ぐ取り組みを実施しているところということですので、もう少し具体的にお聞きしたいと思ったところではございますけれども、再質問をさせていただきます。

私も地域福祉の場におきまして、自分にも何かできることがあるのではないかと、こういうふうに思いまして、東桜谷地区社協と地区人推協が中心になって、二十数名の地区住民さんとの間で開催されておりますおしゃべり会という名前の意見交換会や研修、講座などに積極的に参加させていただいているわけでございますけれども、そこでよく話題に上がっておりますのが、お買い物などの送迎時の料金、そういったものや、もしもの事故の際の補償問題、こういったものがやはりよく皆さん、口に出されるところでございます。困ったときはお互いさまといえども、このような部分の取り決めが明確にできておりませんと、親切があだにならないとも限りません。

2006年10月1日に改正道路運送法が施行されまして、市町村運営有償運送、それから過疎地有償運送、福祉有償運送、自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価と取り扱いなどが法整備され、また、地域福祉などの運営協議会に関する国土交通省としての考え方や、道路運送法における登録または許可を要しない運送の対応についても示されました。

一般的には、地域内で住民同士が送迎サービスを行う場合、自家用車での送迎などをする運転者は、明確に示された自動車の燃費の計算などに基づいた燃料代だけは利用者から受け取ることができ、労力に対する対価は受け取ることができないことになっております。ただ、謝礼については要求してはいけませんけれども、厚意として利用者が自発的に提供された場合は、これを受け取ることができるようになっているようです。

このようなことから、今後町内の各地域でこのようなサービスが始まった場合、町としてある程度のガイドラインを示す必要があるのではないかとこのように思います。この辺りの検討などは始まっているのでしょうか。

また、現在このような地域福祉に向けた取り組みの中で、何らかの団体や協議会などはまだ発足はしていない状況でございますけれども、個人としての活動にはボランティア保険への加入も難しいのではないかとこのように思うのですが、その点については何かほかの加入できる保険など、どのような方法があるのでしょうか。あれば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目ですけれども、先ほどお尋ねした、平成27年度に施行され、経済的に困窮し、最低限の生活を維持できなくなるおそれのある人たちを対象とした生活困窮者自立支援制度でございますけれども、この制度が対象としている経済的に困窮し、最低限の生活を維持できなくなるおそれのある人たちというのはどのようにして判定しているのでしょうか。基準などがあるのでしょうか。また、自己申告なのでしょうか。

また、この生活困窮者の自立支援については、地域の社会福祉法人、福祉施設や町、地区の社会福祉協議会、民生委員、児童委員、また当町に400人以上がいらっしゃる福祉協力員をはじめとした社会福祉関係者との協働、連携はどのような仕組みや流れになっているのでしょうか。この点をお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（山田敏之君） ただいま後藤議員の方から、地域福祉のあり方についてということでございまして、地域の支え合い活動を行うにあたっての保険制度、あるいは移動支援の関係で再質問をいただきましたので、お答えをさせていただきますというふうに思います。

まず、保険の関係でございますけれども、民間の保険会社などが行っておられま

す保険の内容までは網羅ができていないのが現状でございますけれども、全国社会福祉協議会が損害保険会社と提携をされまして、社会貢献する無償ボランティアの活動中に発生したけがや事故を補償する保険といたしましては、ボランティア活動保険や送迎サービス補償の障害保険などがございます。また、ボランティア活動保険は掛金は1人350円から700円前後でございます。また、ボランティア活動のさまざまな事故によるけがや障害、賠償責任も補償するものでございまして、後遺症障害にも対応することになっておりますものの死亡の保険金は最高で1,400万円ということでございます。

また、送迎サービス補償の関係の障害保険といたしましては、移送、送迎サービス中によります交通事故による利用者、運転者を含む同乗者全員のけがなどを補償するものでございまして、掛金は1人1,000円から2,000円といったところでございますけれども、死亡保険金は最高で350万円程度と、一般の自動車と比べますと見舞金程度の額となっているということでございます。

なお、こうした保険につきまして、町の社会福祉協議会に登録されておりますボランティアグループ、あるいは宇福社会が行っていただいておりますいきいきサロンなどの関係者へは、町社協からも補助金の申請時などにそうした保険の周知も行っているということ聞いております。地域での支え合い活動を行っていただいております場合や、今後地域の活動に取り組んでいただいております場合には、必要に応じてこうしたボランティア活動の保険の概要なども含めて、周知等、また案内をしてみたいというふうに思っております。

また、移送のサービスの関係でございますけれども、住民の主体の移動支援につきましては、全国的にも多くの自治体で一緒になって陸運局と協議をされている事例もございますことから、公共交通や移動サービスに関する許認可権者でございます滋賀陸運局とともに、移動支援の仕組みについては検討させていただくことは可能であるというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（池内 潔君） ご質問いただきました生活困窮者自立支援制度につきまして、社会福祉協議会が委託事業によりまして事業を実施していただいているということでございますけれども、今般生活に困窮される方の相談につきましては、社協、役場を問わずいただいているところでございます。

自己申告であるかどうかというところ辺でございますけれども、今般の場合は民生委員さんを通じてであるとか、また自己申告という部分もございますし、一定、その障害サービス、福祉サービスを受けられていた場合については、支援員を通じて相談があると、いろいろな場合がございます。

この場合、それぞれ先ほどおっしゃっていただいたとおり、どの部分であったら

生活が困窮であるのかという部分については、それぞれの方の生活のありようをヒアリングさせていただきまして、改善ができる部分については改善していただくということになりましょうし、一定解決がもう困難な状況になった場合には、別の制度でございます生活保護の制度を活用していくということがございます。

ただ、いろんなパターンがございますので、ルールどおりというか、マニュアルどおりにした指導というのはなかなか難しくございますし、それぞれに寄り添った中で一番いい方法を模索していくというのが実情でございます。ただ、困難なケースも最近増えてまいりましたので、一気に進めていくというよりは、長い時間をかけながら本人さんとの相談を承っているというのが現状でございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） 今ボランティア保険、ボランティア活動保険についてお答えいただきましたけども、あれは個人でもいける保険なんですかね。例えばたまたまお隣さんに「ちょっと足、悪うしたんやけど乗して行って」って言われたときに乗せて行ってあげたと。こういうときでも加入できる、単発みたいな場合でも、保険なんですかね。この辺をちょっともう1回お尋ねしたいなと思うわけですが、再々質問をさせていただきます。

平成28年の12月議会におきましても、私は一般質問におきまして、買い物難民対策についてと題して、町行政の取り組みをたださせていただきます。最近近隣市町でも買い物代行サービスという取り組みが増えつつございますけれども、移動に制約がある方の多くは、単に商品を手に入れたいだけではないと思います。それなら、最近はやりのスマートスピーカーというんですか、こういった物に向かって、「お米が欲しい」とか、「おしょうゆが欲しい」などと話しかければ、ネット通販のお店が自宅への配達まで手配してくれますので、それで事が足ります。

そうではなくて、ひとり暮らしの高齢者さんや、町に出向くことが難しい環境の方にとっては、送迎をして下さる方とのコミュニケーションですとか、お店でいろんな商品を手にとって、見て、楽しんで購入できること、活気のある店内の空気に触れること、お菓子の売り場やおもちゃの売り場の前を通ったら、お孫さんの喜ぶ顔を想像しながら欲しがりそうな商品を選ぶこと、これこそが大切なことなんだと思います。そのようなことはネット通販のお店や宅配サービスには実現できないことです。

そこでお尋ねしたいのですが、お買い物や病院への送迎などの取り組み自体は、地域住民自らが考えていくことだと思いますけれども、そのために使用する例えば自動車を、保険にも加入した状態でそのような取り組みをされる地域団体さんに貸与するということではできないものではないでしょうか。行政がそのような取り組みをして下さると、日野町の地域福祉は大きく前進すると思いますがいかがでしょうか。

また、少し前に町内の商店会さんでお買い物バスというものが試行されていた時期がございました。このサービスは住民の方々にも大変好評だったと聞いております。しかし、道路運送法や地域の旅客運送業さんとの兼ね合いで、今は中止されております。このように、実際に住民さんが喜ばれ、サービスを提供する側も前向きに取り組まれていたサービスがあったのですから、これを何とか復活し、継続できる方法を行政も一緒になって考えていくことはできないものではないのでしょうか。まずこの点について1つ、お尋ねしたいと思います。

2つ目ですけれども、生活困窮者支援法は福祉事務所に設置されている地方自治体、日野町でしたら東近江市の東近江健康福祉事務所さんに、生活困窮者に対する自立相談支援事業を実施することを求めています。また、2009年度から実施されている住宅手当事業も恒久化することをこの支援法では定めております。ほかにも任意事業として、地方自治体は就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業などを行うことができるとしております。就労支援の目玉は就労訓練事業、いわゆる中間的就労ですけれども、これです。生活困窮者が一般就労に至るステップとしての中間的就労を実施する事業体を都道府県が認定する仕組みを導入しております。

この法律の評価すべき点としましては、2010年度より一部の地域で実施されてきたパーソナルサポート事業、生活困窮者に対する寄り添い型支援というやつ、これを恒久化し、財源の保証をしていること、それから貧困家庭の子どもたちへの学習支援の財源保証をしていることが挙げられるというふうに私は思います。

しかし一方で、次のような問題点が指摘できると思います。まず、入り口の自立相談支援事業では、生活保護を必要としている人に対して、生活保護制度の説明や申請に向けた助言、援助が行われるのかがこの法律には明記をされておられません。最悪の場合ですけれども、新たな相談窓口が生活保護の水際作戦を担う防波堤として機能してしまうことも考えられます。窓口業務は外部に委託することもできるわけですけれども、そうした場合、受託団体が福祉事務所に遠慮して生活保護申請をためらうという状況は既に他の事業でも起こっておりまして、これもニュースとなったことでもあります。つまり、受託団体の力量によって地域差が出てしまうことも十分に考えられます。

中間的就労では、一部で最低賃金の適用を除外するプログラムが組まれる予定です。ここに悪質な業者が入り込んで、制度を悪用することも懸念されます。生活困窮者が劣悪な労働に従事させられ、労働市場全体の劣化を招く危険性がないとは言えないと思います。

また、この制度では就労による自立を支援することに力点が置かれているために、経済的な給付がほとんどございません。住宅手当は離職者に対してハローワークで

の就労支援を受けることを前提に、賃貸住宅の家賃を補助する制度ですが、原則3カ月間、延長しても9カ月間です。という期限つきであるために、再就職までの一時的な支援という性格が非常に強いものです。調べてみますと、全国での住宅手当の2009年10月から2014年3月における支給決定件数、延長決定の部分も含めてですけれども、これは15万4,493件でした。これは生活保護の手前のセーフティーネットとしては余りにも貧弱だと言わざるを得ません。

東近江健康福祉事務所においては、支給決定件数はどのくらいだったのでしょうか。この点も教えていただきたいと思います。

また、生活困窮者自立支援法のこのような問題点について、当町ではどのように捉え、どのような見解をお持ちいただいているのか、この点もお聞かせいただきたいと思います。

以上2点、お願いいたします。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（山田敏之君） 後藤議員の方から、地域での支え合い活動にあたりまして、組織に加入されていない方の保険制度、また移送サービス、その2点を再質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、保険制度でございますが、先ほどボランティア活動保険、送迎サービスの保障につきまして、内容等につきましては少しご説明申し上げましたが、これらの方はいずれの保険も社会福祉協議会の専用の団体保険でございます、加入対象者は全て社会福祉協議会が運営する活動として登録されてあるものなどが条件でございます、組織に加入されていない中で、今おっしゃいましたように、ご近所の方の厚意によって行われたようなボランティア活動でございますとか、そういった場合の事故には該当されていないということでございます。自らのいわゆる温かいお気持ちで活動いただいておりますそうした部分については、その保険制度としては課題が残るということは否めない状況でございます。

また、移動支援の関係でございます。住民の主体の移動支援に対する物的、費用的な面での支援というふうに理解をさせていただいたわけでございますけれども、先ほどから申していただいております大野木地区では、移送サービスは原則的には社協の車を使用し、片道30キロ以内での見守りの支援の利用として、これによらない場合は地域の車、運転手によるというようなことで運営がされているように伺っております。

しかし、これは先ほどおっしゃいましたように、全国からも視察に来られていると言われるほどの先進的な取り組みの事例でございます。そういう中で、そのまま日野町でもそういったものが運用できるのかということは大変難しい面が出てまいりますけれども、大野木地区の取り組みでは実費程度の料金を払って気兼ねなく、

困りごとの要請に対して依頼する側も依頼される側も対等な立場に立つてこそ事業が継続できるということも話しておられるということもお聞きをしておりますので、町内で実施いただいております高齢者交流サロンなどでの要望もお聞きいたしておりますけれども、いろいろな制約があることは承知をしているけれども、多少の費用を負担してでもサロンの送迎などがしていただけるとありがたいのだがというようなお声はいただいておりますので、大野木地区の取り組みなども勉強する中で、課題も多くなって非常に難しい面もあろうというふうに思いますけれども、今後そのようなうまくいく方法を考えることができればというふうには考えております。

またもう1点、お買い物バスの関係でございますが、これにつきましては今までから行われてきた経過はございますけれども、また廃止になった経過ということもございますので、その辺につきましては、今後その辺の廃止になりました経過も十分に踏まえながら研究をしていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（池内 潔君） お尋ねいただきました東近江健康福祉事務所が支給決定している住宅手当の件数につきましては、今のところ私どもの方としては把握ができ切れてないというのが現状でございます。

ただし、生活困窮者における一歩手前のというお話もございましたけれども、学習支援につきましては昨年度も実施されているところでございまして、生活保護受給者にかかわらず、生活困窮者世帯にまで拡大して実施されているところでございまして、昨年度におきましては11名の方が参加され、学習サポーターについては12名がかかわっていただいて、実施していただいているところでございます。

一歩手前の取り組みについてどのような形で、また、生活保護申請のちゅうちょになることもないのかというようなこともお尋ねいただいているところでございますけれども、確におっしゃっていただいたとおり、生活保護は最終的なセーフティネットであるということから、安易な形での誘導ということはなかなかしかねる部分があるかと思っておりますけれども、現実には即した中でどうしても生活保護にということであれば、東近江健康福祉事務所と役場とともに、その本人さんとの面談を含めて判断をさせていただくというのが現実でございますし、一方では就労対策として、働き・暮らし応援センターも含めて、どのような形で就労ができるのか、これは生活困窮者だけではございませんけれども、障害のある方等についても同じような形で働き・暮らし応援センターの力をお借りして、その方の就労についての支援をしていくというスタンスも持っております。

議長（杉浦和人君） 後藤議員。

2番（後藤勇樹君） 生活困窮者というのはいろんなタイプがあろうかというふうに

思うわけでございますけれども、例えば若くしてひきこもりになっておられて、結果的に生活も困窮している、こういう方はなかなか周囲から分かりにくい部分がございますし、またある程度ご年配になっていらっしゃる方でも、プライドという言い方が正しいかどうか分かりませんが、誰かに助けを求めるということに対して悪いなと思われたり、やはり自分は最後まで自分の面倒を見れないとという気持ちが強ければ、民生委員にご相談ができない方とか、訪問介護などで通っておられる人がいらっしゃるという、なかなかそういう見つけにくい部分というのはあるかと思っておりますので、ぜひアンテナを張り巡らせていただいて、その辺をしっかりとチェックもしていただきたいなとお願いをしたいというふうに思います。

また、後先になりましたけれども、先ほどの保険の件などでも、なかなか今はちょっと隣の人、乗せてというような単発の場合に、見当たる保険なども難しい部分があったりするというところがございますけれども、やはりそういったところの制度、法整備も含めて、条例などでも何か考えていけないかなというふうに思うわけでございます。

大野木地区でも、基本的には社協の自動車ということですが、でも、やっぱり頻繁にご近所の方の自動車も出ておまして、そういったときにただではなかなか頼む方も頼みにくいし、なかなか受ける側もいつまでもずっとボランティアでというのは難しい部分があります。ただ、運転者さんに労力としてお金は払えなくても、この間の講演でもおっしゃっていらっしゃいましたけれども、ボランティアをやっている団体に対して払うことはできるというような制度もあるみたいですので、こういったところもうまいこと活用できないかなという、こういったガイドライン的なものをぜひ行政さんも主体になって考えていただいて、実際活動するのは地域の方であっても、そういったガイドラインづくりにはぜひお知恵とお力をおかしたいなというふうに思うわけでございます。

これからの日本は15歳から65歳までの生産年齢人口がどんどん減少していきまして、それに引きかえ、高齢者の人口が増えていき、人類がいまだかつて経験したことのない超高齢化社会へと向かっていきます。そして、先ほども申しましたように、たった7年、わずか7年後には日本人の5人に1人が後期高齢者という時代を迎えます。ですが、悲観的になる必要はないと私は思っております。医療技術や食生活、健康意識の改善などで長生きする人が増えるというのは、これは幸せなことだと思います。ですが、それを支える人たちへの負担や行政の負担が増大していくのは避けようのない事実でもございます。

それゆえ、私たちが自分たちで自分たちを支える、地域における共助、地域福祉の役割が一層大きな意義を持ってまいります。そして、そのような動きが東桜谷を

はじめ、この日野町でも始まりつつあることはとても喜ばしいことと思います。行政としてもこのような地域の動きに対し何ができるのか、またどれくらいできるのかをぜひシミュレーションを交えて前向きに考えていただき、ぜひ町民の皆さんに分かる形でガイドラインを出していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目は、獣害対策と獣肉の活用についてでございます。私が一般質問で獣害対策を扱うのは、平成27年6月議会、そして平成28年のやはり6月議会に続き、この16期では3回目となりますが、いまだ有害鳥獣による被害は後を絶たず、農林業に携わる方々は頭を抱えているところでございます。

近年日野町でもニホンジカ、猪、ニホンザルなどによる農作物、森林などへの被害が深刻さを増してきております。南比都佐、西桜谷地区などではニホンザルの個体数調整が行われておりますけれども、それでも被害は後を絶ちません。農家の方々の中には、耕作意欲をなくし、離農を考える人がいらっしやるとお聞きしております。

現在、猟友会を中心に有害鳥獣駆除にあたっていており、私も議会の場で行政さんに要望するだけでなく、自分自身でも獣害対策の実際を知り、その一助になろうと、両銃の所持許可と狩猟免許の第一種銃猟免許を取得させていただき、活動をさせていただいているところでございます。その猟友会においても、有害鳥獣捕獲の効率の問題や、捕獲したニホンジカ、猪などの獣肉の利活用にもさらなる改善を求める声が上がっております。今回はこれらの問題についてお尋ねしたいと思います。

まず1つ目、獣害が大きな問題となり始めた今から十数年前ですけれども、こうした当初と違い、現在は様々な対処技術がございますけれども、間違った情報や昔ながらの動物へのうわさ話を信じて、被害に遭っているケースを非常によく目にします。

例えば、猿がいるところには猪が出ない、また、田畑の周辺で家畜を飼えば野生動物は近づかないというのは間違いだと、これは証明されておりますし、猪がミミズを食べるために鼻先で土を掘り返すルーティングという行為を行って田畑を荒らすというのも間違いで、猪が食べたいのはミミズではなく植物の地下の茎、根であるということも分かっております。また獣害対策にしても、猪が蛍光ピンクのテープを嫌うとあって張り巡らせていらっしやる方も結構いらっしやいます。ですが、霊長類以外の哺乳類にはピンクや赤、オレンジなどを見分ける能力はなく、忌避効果はないと判明されておりますし、山に食べ物が無いから人里まで野生の動物がおりてくるようになったと思ひ、山にどんぐりなどの餌となる木の実をまく人がいま

すけれども、実際には山に食べ物はたくさんあります。ただ、人里や田畑にはそれよりはるかにおいしい食べ物が豊富にあり、その味を覚えてしまったからです。とらずに放置されている柿やビワの実、はがしたままの、そのまま畑に放置されたキャベツや白菜の葉、私たちの周囲には私たちにとって食べ物と思えなくても、野生のけものにとってはおいしいごちそうがたくさんあふれているのです。

田畑を荒らしに来たけものを捕獲することも大事ですが、まずは農家の方が正しい知識を身につけることが何よりも大切だというふうに思いますけれども、農家の方や地域住民に対し、獣害に対する正しい知識の啓発などは行っていらっしゃるのか、この点を1つ目、お尋ねしたいと思います。

2つ目に、現在日野町では、わな、網などの猟の狩猟免許取得者は若干増加傾向にございますが、銃猟免許、猟銃ですね。こちらの免許の取得者は著しく減少傾向にございます。わなや網で有害鳥獣を捕獲した場合も、最終的には止めさしを行う必要がございます。私も猟銃を持たなかったころは、集落の獣害対策用わなに獣がかかると、もりをけものに刺し、電気を流す電気式止めさし器を使用しましたが、雨やつゆなどでぬれていたり絶縁が不十分だとこちらが感電するおそれがあり、危険を感じます。100キロを超えるようなけものが二、三秒で死んじゃうような電気ですので、こちらが感電したら同じ目に遭います。安全、確実に、またけものを長時間苦しめないためにも、止めさしは銃で行うことが望ましいというふうに思います。

また、こちらのパネルをちょっとご覧いただきたいというふうに思います。皆様のお手元には資料を配付してございますけれども、こちらのパネルをご覧いただきますと、猪は比較的にわなで捉えられているケースが多いようなんですけれども、鹿は銃器による捕獲の方が多く、ニホンザルに至ってはほぼ銃器で捕獲しているような状態です。

これ、ちょっと表を見ていただきますと、まず平成26年度の有害鳥獣捕獲実績ですけれども、この年はニホンジカが合計325頭捕獲されておりますけれども、このうち銃器による捕獲は233頭です。これに対して、わなは92頭にとどまっております。ニホンザルに至っては銃器が86頭、わながゼロで合計86頭、100パーセント銃器なんです。27年度は306頭のニホンジカのうち、銃器が197頭、わなが109頭でざっとこれは2倍近いですね、銃器の方が。ニホンザルは合計87頭のうち、銃器が85頭、わなは2頭ですね。28年度がニホンジカ329頭のうち、銃器が172頭、わなが157頭、ニホンザルは合計87頭のうち銃器が80頭、わなは7頭ですね。昨年度はニホンジカ261頭のうち銃器が144頭、わなは117頭、ニホンザルは96頭のうち銃器は91頭、わなは5頭だけ。これを見ましても、ほとんど銃器でニホンジカ、ニホンザルというのは捉えているというのがお分かりいただけるというふうに思います。

これに対しまして、表の横を見ていただきますと、狩猟免許の新規取得者数です

けれども、わなを取られた方は平成26年に5人、27年に9人、28年に4人、昨年は3人、そして銃の方はというと、26年はゼロ、27年は1、そして29年に3人と。28年はゼロですね。非常に少ないですね。全体で、猟友会では77人の会員さんがいらっしゃるんですけども、この中で銃の免許を持っている人は21人しかいらっしゃらないわけですね。これが今の日野町の現状でございます。

ですので、現在のように猟銃所持者が減ってきている状況では、今後の獣害対策にとって非常に先行きが暗い状況としか言えません。また、既に町内には集落内に銃猟免許の所持者が1人もいない地域も多くございます。その理由として猟師の高齢化が挙げられますが、狩猟免許や銃砲所持許可申請に係る費用が高額であることも大きな原因になっております。ちなみに、銃器を使って有害鳥獣駆除を行おうと思いますと、銃の所持許可と第一狩猟免許の2つの資格が必要になります。狩猟免許取得に約1万5,000円、猟銃の所持許可に約7万2,000円から、若干地域によっても違いますけれども8万円ぐらい、そして狩猟者登録に約2万円、絶対に入らないといけないハンター保険というのがございまして、これに約1万5,000円、これだけで約12万2,000円、さらに教習射撃訓練という絶対受けないといけない射撃訓練がございまして、こういったものを受けたり、射撃訓練用の実弾の購入費などを考えると、ここまでも20万円前後が必要になってまいります。これ以外に猟銃自体の購入に際しまして多額の費用がかかるわけですが、それに対し、現在当町では狩猟免許の取得時に講習費用に対して1万2,000円の補助を出しているだけです。

先日の6月6日、甲賀市役所で獣害対策を担当しとられる林業振興課の八田忠課長さんに甲賀市の獣害対策について伺いにお邪魔したのですが、甲賀市では銃の購入にも最大20万円、わなの購入にも最大10万円の補助を出しておられ、昨年1年間に21人の方がこの補助を受けられたとのことでした。

今後の獣害対策にあたる人を育成していく意味でも、甲賀市のような補助を望む声は小さくありません。この点についての町の見解をお尋ねしたいと思います。

3つ目ですが、鳥獣害の中でも最近ではニホンザルによる被害をよく聞くようになりました。多くの場合は大型の囲いわなや猟銃での駆除が中心となります。先ほどのパネルを見ても、ニホンザルの捕獲はほぼ銃器で行われておりますが、猿は非常に頭がよく、効率的に捕獲することが難しい動物でもあります。そこで、猿の群れに発信機を取りつけ、パソコンや手持ちのスマホ、携帯電話などで位置情報を知らせるシステムを構築することはできませんでしょうか。

4つ目ですが、捕獲した獣肉の利活用を推進するために、日野町猟友会の有志によって、食肉加工処理施設、獣美恵堂が運営されており、カレーのチェーン店などに鹿肉などが提供されております。この施設のプレハブ冷蔵庫や銃弾を感知する金属検出器の購入には町からも補助が出されており、ありがたく思うところござい

ますが、さらなる利活用の拡大と肉質向上を図るためには、急速冷凍機の導入が不可欠となってきております。

奈良県五條市や愛知県設楽町などの先進地では、自治体からの補助で大がかりな食肉加工処理施設が稼働しており、ご当地の議員さんに、最近では有害鳥獣駆除を職業とする人たちが出てきているよという話も伺いました。

こちらのパネルをもう一度ご覧いただきたいんですけども、これは大手のカレーチェーン店さんの近江八幡店の、これがお店です。この横にありますのは八日市のお店です。この下は津市の一里山にあるショッピングモールのようなところに入っている支店なんですけれども、ここに旗までつくって、「近江日野産鹿カレー」、お店の正面の看板にも、「近江日野産鹿カレー」と銘打って、近江日野産鹿カレーというのが1つのブランドになってきているわけなんです。

これはみんな獣美恵堂さんで処理された鹿肉が使われておりまして、この大手カレー店でも、今見ていただきましたように、日野鹿肉カレーと銘打って販売され、人気メニューとなりました。人気メニューになるには、もう7年、8年の歳月を費やしたそうですけれども、ですが現在、獣肉の供給は追いつかないのが現状でして、せっかく人気が出ておりまして、売り切れという看板が上がっている、いつもそういう状態ということです。フランチャイズの広報担当さんにお聞きしますと、獣害対策にもなり、地域の特産物の拡散にもつながり、脂肪分の少ない赤身の鹿肉は健康にもよく、一石三鳥の企画なので、ぜひとも獣害対策委当たられる方を育成し、供給を増やしてほしいと訴えておられました。

このように有害鳥獣駆除の効率を上げて農業被害を軽減するだけでなく、日野町の特産品を増やす意味でも、既存の食肉加工施設への急速冷凍機購入補助を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。この点もあわせてお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 獣害対策と獣肉の活用についてご質問をいただきました。

まず、農家や地域住民に対する獣害に対する正しい知識の啓発についてでございますが、東近江地域鳥獣被害防止対策協議会と滋賀県との共催により、集落の獣害対策のリーダーを対象とした、集落ぐるみ獣害対策研修会を毎年開催しております。また、日野町有害鳥獣被害対策協議会でも箱わな捕獲や被害防除などの住民を対象とした研修会を開催しております。さらには、集落からの要望に応じて、獣害対策の出前講座を行っております。引き続き正しい知識の普及に努めてまいります。

次に、猟銃に対する補助金についてでございますが、現在のところ補助制度は考えておりません。

集落が箱わな捕獲によって捕獲した野生獣の止めさしについては、より安全、確実にできるよう研究してまいりたいと思います。

次に、ニホンザルの群れへの発信機を取りつけて、位置情報を知らせるシステムについてでございますが、猿の群れが集落に近づいた時点で住民に知らせ、住民が追い払いを行うものでございます。ただ、日野町内には6つの群れがあり、100頭を超える規模の群れもあるため、住民が追い払うには負担も大きいことから、システム導入よりも、まずは個体数調整の大量捕獲によって群れの頭数を減らすことを優先して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、獣美恵堂への急速冷凍機購入に対する補助でございますが、獣美恵堂の獣肉利活用の取り組みを支援できるよう、補助金の活用の検討を獣美恵堂と相談してまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） 担当課さんがこしらえていただいた答弁書をそつなく棒読みで読んでいただきましてありがとうございます。

今お話に出てきておりました出前講座ですけれども、これ、私どもの集落でも昨年お越しいただきまして、担当課さんの方を含めて、いろいろ県の方も含めてご指導をいただいたわけでございますけれども、どの集落でもこの出前講座をお願いして受けていらっしゃるわけではございませんし、出前講座も定時後に職員さんが出てきて下さるわけですから、非常にありがたいと思っているんですけれども、実際に畑や田んぼで作業をしていらっしゃる皆さんがこの知識を知っていただくという必要がございますので、リーダーの方だけを対象にしておられましても、そのリーダーさんがちゃんと伝えて下さるかどうかも疑問なところもございますし、やっぱりそういった知識や今の現実をなかなかご存じなくて、昔からの動物に対する迷信を信じていらっしゃる方が私の身の回りでもたくさんいらっしゃるというのも現実でございます。

そういったことから考えましても、依頼があったから出向くというだけではなくて、各地区の例えば公民館などで獣害対策の基本というような研修会や講座を設けていただきまして、そこでチラシをまいて、公民館の広報などがございますね。こういったものでお知らせをして、そこに皆さんを集めていただいて研修会などを催した方が、多くの方にご参加いただけて、住民の方に正しい知識をもっと身につけていただけるのではないかなというふうに思うわけですが、この点はいかがでしょうか。

2つ目ですけれども、狩猟免許や猟銃の所持許可申請などへの補助でございますけれども、他の自治体を例に挙げるとまた気分を害されるかもしれませんが、ちよつとこらえていただきたいんですけれども、こちらの甲賀市さんからいただいた資料ですけれども、これを見ておりますと、当町よりも非常に手厚い補助が、先ほどの銃とかわなの購入だけに限らず、いっぱい用意されております。捕獲有害鳥

獣に対する報奨金も、周辺自治体には当町より多いところが幾つもございます。特に猟銃につきましては、これ、維持していただくだけでも毎年何万円も費用がかかり、年に最低2回義務づけられております射撃訓練も、射撃訓練の費用以外に高価な実弾を100発以上も使用いたします。

高齢者にとって有害鳥獣駆除で険しい山に入ることは、これは決して楽なことではございません。また、危険も伴います。昨年だったと思いますが、有害駆除に入られた高島市のご年配の猟友会の方が足を滑らせて滑落されまして、結果的に猟友会総出で探しに出られた、こういったニュースもお聞きしております。そういったことから、若くて体力のある猟師さんが増えることを私も願ってはおりますけれども、若い人にこれだけの費用負担を求めるのはやはり無理があるのも、これ、事実だと思えます。

このような現実に鑑み、国、県からの助成金や補助金だけに頼らず、町として若い猟師育成に力を注ぐべきと考えますが、この点についての町の見解を再度伺いたいと思えます。

3つ目ですが、発信機をつけた場合でも、この発信機というのはあそこに群れが出たよというのを知らせて、追いつくために使用する物だというふうに今伺いましたわけですが、ニホンザルの群れの行動は私たち人間が認識しております地域や自治体などの境界線とは無関係に移動していきます。そのような中で有害鳥獣駆除を効率的に、また効果的に実施していこうと思えますと、今どのあたりをどのくらいの規模の群れが移動中であるのかを的確に把握する必要がございます。

猿の個体にGPS発信機などを取りつけて追跡することが、コストとかいろんな面で難しいということであれば、例えば猿の群れを見た人がその場でスマートフォンなどを使用し、ボタンを1つタップするだけで自動的にスマホのGPS機能で日時と移動情報を地図上に記録し、その情報を共有できるアプリを開発したらどうでしょうか。ベースになるものはもう既に、例えばグーグルマップなどで用意されておりまして、プログラムなども組みやすいようになっております。それくらいのアプリでしたら、ちょっと知識のある中学生さんでも開発できるレベルと思えます。大きなコストもかかりません。アプリの開発のコンテストを催してもおもしろいのではないかというふうに思います。ぜひ一度検討していただけないものでしょうか、お願いします。

4つ目ですが、獣肉の利活用についてですが今、獣美恵堂の急速冷凍機の件、検討してみるというふうにお答えいただきましたけれども、今年の2月に、獣害駆除で全国的にも有名な、岐阜県の猪鹿庁というグループさんがあります。漢字の猪と漢字の鹿と、それから役場庁舎の庁という字を書いて猪鹿庁という当て字のおもしろい名前のグループさんがあるわけですが、このグループさんが高島市で開

催された獣肉利活用の祭典にお越しになるというので、私も視察に行き、いろいろお話を伺ってまいりました。イベントには滋賀、岐阜、福井など、近隣の県から多くの獣害対策担当者や獣肉を提供するレストランや業者さんなども来ておられまして、一般のお客様も含め、役場の駐車場に入り切らないほどの車でにぎわっておりました。昨今のジビエブームをまざまざと見せつけられ、私たちもまだまだ勉強も努力も足りないなと痛感させられた次第でございます。

また、4月にはJ I AMの議員研修で親しくなった議員さんをお願いし、愛知県設楽町の獣害対策と獣肉利活用を視察させてもらいに行きました。そちらでは町行政と猟友会、観光協会、獣肉の特産品化に向けて立ち上げられた協議会などが一体となって、有害鳥獣駆除から精肉施設や販売所などの運営、商品のブランド化までの取り組みを行っていらっしゃいます。

農家体験民泊も今では一般社団法人として日野町では活動されておりますけれども、最初の10年間は行政主導で運営されてまいりました。これと同じように、この獣害対策と獣肉の利活用、そしてブランド化などについても、農家体験民泊のときのように軌道に乗るまで行政が主体となって引っ張っていく、行っていく、こういったことはできないものでしょうか。それが結果的には農家の耕作意欲増大につながり、日野町の森林を守り、鹿の食害から守られた雑木が水害や土砂災害から集落や河川を守り、そして日野の新たなブランドも全国に発信していることにつながります。ぜひ前向きに考えていただきたいなというふうに思いますけれども、この点について4点お尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 後藤議員から5点ほど再質問をいただきました。お答えをさせていただきますと思います。

まず最初に、研修会、出前講座等について、公民館を会場としてやればどうかというようなことのご質問でございまして、平成29年度におきましては滋賀県を主体とする広域の研修会を3回と、あと出前講座、集落の要請があったところでということで、5地区の方に出かけさせていただいております。

今年度につきましては、今予定をしておりますところでは、広域の関係の研修会を2回とあわせて、あと地区ごとの公民館を会場といたしまして、獣害対策に関しますところの研修会をしていくような方向で、今調整をして、検討をしているところでございます。

2点目の報奨金等々、いろいろ経費がかかることについての、日野町ももう少しというようなことのお話やったかと思えます。日野町の方につきましては、今現在補助といえますか、させていただいておりますのは、免許を取得、試験を受けられるにあたりましての準備の講習会についての補助金が1万2,000円という形でのみ

の補助をさせていただいておりますところで、報奨金につきましても、猿、鹿については2万円前後の1頭当たりの報奨金の方をお支払いさせていただいているというようなところがございます。あと、有害駆除につきましても、弾代の補助というものもあわせて補助をさせていただいておりますところでありまして、これからの新しい新規の補助というところでは、今のところは考えておりません。

そして、猟師の育成についてもどうかというようなご質問がございました。今、日野町の方では有害の対策というようなことで、集落ぐるみの獣害対策事業補助金というようなものを創設いたしまして、集落ぐるみで獣害に対する知識の啓発やったり、策であったり、捕獲おりを整備していただくというようなことでの、5年間を通じての補助事業というのでも展開をしております、それにつきましても、現在8集落ほどが取り組みをいただいておりますところでございます。特定の人を育成ということで、集落全体で集落を守っていただくというような形での取り組みを進めていただいているところがございます、新たな猟師育成につながるというものではありませんけれども、みんなで取り組むというようなところに重きを置いておるところでございます。

そして、猿の発信機でございます。猿の発信機、議員が申されました電波発信機をつけて、それが近づいてきたらサイレンで接近を伝えるシステムであるとか、あと、見た人がスマホで位置情報を入れるというような方法等、いろいろあるようでございますし、それに伴いますシステム開発というのもいろいろ費用がかかるようでございますが、追い払いにあたりましては、猿を見つける、情報を入れたとしても、やはり最終的には猿が接近してきた部分について追い払うという部分が非常に重要になってきますので、システムに入れたからそれで終わりじゃなくて、見た段階で皆さんが、集落の人が追い払いをしていただくということも非常に大事かなというふうに思います。

それとあわせて、追い払いだけではなくて集落、先ほど申されました、畑に作物の残骸が残っているということ自体が猿を呼び寄せている原因にもなりますので、そういうことをしない、餌場をなくすという部分と、あと、けものが近づきにくい、集落の周りにやぶがあつたりとか、山林が生い茂っているという部分については、隠れる場所をつくっているということになりますので、そういう部分をなくして近寄りやすい環境をつくっていくというようなことも非常に大事になってまいりますので、そういうこともあわせて集落の方でもお取り組みをしていただきたいなというような思いでございます。

最後の農家民泊というようなことでのご提案をいただいたわけですが、今の段階では農家民泊にたどり着くよりも、まずは被害をなくすというようなことでの対策をとっていくのが一番かなと考えておるところでございますので、農家民泊という

ところまでの今のところでは事業展開というのは、そこまでは考えておらないというのが現状でございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） まずアプリ、さっきの件ですけれども、これはもう本当にちょっと知っている人なら簡単につくれます、こういうアプリは。コストなんか全然かからないです。休憩時間にでもつくれるレベルやと、私は思っております。

猿の群れというのは1日で地域をぐるっと回るわけではありませんで、ここで見た、ここで見たという情報がちょこちょこ打ち込まれて行きますと、スマホを見せていただいたときに、大体今どの辺を循環しているかということが非常に分かりやすいですから、猟友会の人が入られてもどの辺に行けばいいかがやっぱりすぐ分かるわけですね。コストがかかりませんし、効率も非常に上がっていいんじゃないかというふうに思いますので、ぜひこれも検討してもらいたいと思います。

ただ、農家民泊について私、今の農家民泊の事業が最初の立ち上げは町主導で10年ほど頑張られて、ある程度軌道に乗ってから今、一般社団法人にかわったという、この例を例えて言っただけでして、別に農家民泊で獣害どうこうと言っているわけじゃございませんので。

それではちょっと再々質問、1問だけさせていただきたいと思います。

獣害の本をいろいろ読んでおりましたら、食物連鎖と自然界の継続性や持続性について書かれているものを非常に多く見つけます。日本にもかつて狼が住んでおりました。ニホンオオカミと呼ばれておりますけれども、これは実際のところ、シベリアや北欧、北米などに住むハイロオオカミなんだそうです。

アメリカにイエローストーン国立公園というのがあり、豊かな自然が守れておりましたけれども、ここでも狼は既に絶滅しており、その結果、ヘラジカという非常に大型の鹿が日本のように繁殖してしまい、それらが森の雑木の新芽を食べ、森の中は針葉樹ばかりになり、針葉樹は雑木のように根が張りませんから地盤が弱くなり、水害が増え、護岸はえぐられ、豊かな自然環境が破壊されてしまったそうです。

この状況を鑑みて、30年ほど前、当局は試しにカナダからハイロオオカミのつがいは何組かイエローストーン国立公園に導入して様子を見たそうですが、狼が繁殖するにしたがって食物連鎖の下位に位置する鹿の数は減少し、今では人間が全く手を加えなくても狼や鹿の数は適正に保たれているそうです。そうすると、鹿の害が減った分、雑木林も再生し、川岸には柳並木が復活し、その結果、美しい景観も取り戻し、また土砂災害や水害がほとんど起こらなくなり、かつて頻発した土石流なども全くと言っていいほど起きなくなったと報告がされております。つまり、鹿などの数を適正に保つことは、農業被害を軽減するだけでなく、環境破壊や災害の

予防にも繋がっている、そういうわけです。

そのためにも若きハンターを増やし、より効率的、また効果的な獣害駆除ができる体制をつくっていただくことは大切なことであるというふうに思います。若い人がハンターとなるためのハードルを下げていくためにも、町からの補助を、そして獣肉の利活用推進を町自らが旗振り役として引っ張っていただいき、鹿肉や猪の肉などを日野菜と並んで町長さんがトップセールスをして下さるぐらいの勢いがあってもよいのではないかと思いますけれども、最後にこの点について見解をお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 再々質問をいただきました。

食物連鎖ということのご質問でございましたが、鹿等の数が減って被害が少なくなるというようなどこら辺の話でございますけれども、滋賀県の方では、猿であったり、猪であったり、ニホンジカだったりというのは保護管理計画というのを策定されていまして、その中で計画的に数を減らしていこうという流れが今の状況でございますので、個体数調整については、今日野町が取り組んでおりますニホンザルとあわせまして、鹿についても同様の手続を踏んでいく中での対応になってくるのかなというふうに考えております。

そして、狩猟者等についてのことでございますが、今の有害鳥獣駆除をやっている部分につきましては、70名近くの免許を持っておられる方が日野町の猟友会にご加入いただく中で、有害鳥獣駆除に取り組んでいただいています。その中で、銃の許可所有者の方が20名余り、あと70名近くの方がわな免許というような形でやっただいておりまして、先ほど銃による駆除が多いなという部分もございましたが、一定それでも効果が上がっているのは確かでございますし、あと、箱わな、おりという部分でも集落の方が取り組まれている部分もございますので、特定の銃での育成をとということもあるかとは思いますが、集落ぐるみで取り組むという部分も町の方では推進をしておりますので、一体となって今後とも進めていく必要があるのかなというふうに考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） もう質問できませんし、質問したところで結局堂々巡りと思えますのでどうにもなりませんけれども、何度も繰り返しますが、獣害というのは単に農作物や圃場を荒らされて農家の利益が減るといような、損益計算書に書けるような単純なものではございません。繰り返される有害鳥獣被害により、もうはっきり言って農家の方の心が折れちゃっているんですね。耕作意欲が失われてしまっております。

そのような環境で自分の子どもに農家を、また農業を継いでほしいとは、やっぱ

りとても言えないと思います。こうして後継者は途絶えてしまって、豊かな耕作地は放棄地へと変わり果てていく。美しかった農村の原風景は失われて、森林環境は破壊されて、果ては災害の危険性さえ増えていくわけでございます。獣害というものがもたらす影響をもう一度見つめ直していただくよう切にお願いをさせていただいて、私の質問を閉じさせていただきます。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。

再開は16時35分から再開いたします。

－休憩 16時16分－

－再開 16時35分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

ここで、本日の会議時間を議事の都合上、あらかじめ延長いたしますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは3番、奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） お疲れさまです。声の方がちょっと出にくいもので、ご了承いただきたいと思います。

私の方からは、一般質問、2点お伺いしたいと思います。

まず1点目ですけれども、日野町の道路際の不法投棄についてです。日野町も今ももうかなりあれなんですけど、町並みには緑が広がり、ええ季節になってきました。毎年道路沿いに草が生え、道路際から見られない状態になります、草が生え。その中で、ペットボトルや空き缶、またたばこの吸い殻、コンビニで買った弁当の食べた後のごみ、解体した材木、おまけにタイヤまで捨てている状態があります。

こういった状態を町の方で、私も毎年、草のことも言っているんですけれども、その中でかなりごみが増えてきたということで、町の方はこの道路の状態を知っておられるのかお聞きしたいということで、知っておられるならば考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 3番、奥平英雄君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 日野町の道路際の不法投棄についてご質問をいただきました。

ご指摘のように、幹線道路を中心として散在性のごみ、さらには不法投棄、こういう状況があるものというふうに認識をいたしております。

そうした中で、日野町ではエコライフ推進協議会とともに、5月にはごみゼロ大作戦、11月には県下一斉清掃を行い、国道307号線および477号線を中心に、散在性ごみ、不法投棄防止の啓発を含めた取り組みを行っておるところでございます。清掃活動には学校、事業所、各種団体など、多くの方々に参加をいただいておりますが、ほかにも自治会独自や事業所独自に清掃活動の取り組みをしていただいている

ところもございまして、行政や住民、事業所などが一体となって美しいまちづくりを目指していく必要があると考えております。

道路際の除草作業につきましては、地域の皆様のご協力によって、周辺地域の自治会や団体で道路愛護活動に数多く取り組んでいただいていることはまことにありがたいことであると考えております。また、不法投棄につきましては、住民の皆様から連絡をいただいたり、県のパトロールにより町に連絡がある場合に対応をいたしているところでございます。

今後も引き続き行政での取り組みと地域の皆様のご協力によって、環境美化活動の推進に努めてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 今、町長が言われたように、各業者の方とか大勢の方々、いろいろと、私も朝、仕事に行くときに、火箸ではないんですが、あれで挟んでごみ拾いされている方も多々見ます。それとこの間、日野青年団の新聞でしたかで、あの中にも、「ごみ拾いをしました、日野町はきれいになるのがよいですね」みたいな内容が書いていたんですけど、見てもらったら分かるんですけども、今図書館から上、あそこも草がもう道路際はかなり生えています。それと、307からこっちへ上がってくるところですね。私、議員させてもうて初めて一般質問の中で言った話が、この草のことだと思うんですけども、なぜ草が生えたところにごみを、僕の考えですけども、草を生やすさかいにごみ捨てよんねんなど私は思ってるんですけど、これまでに何で対応ができひんのかなと思うんですけども、今答弁の中に5月と11月と書いていますけど、今の時期は何でできないのかなと。これからまた、先ほどもお話出ましたけど、氏郷まつり夏の陣ですか、花火の警備で消防団の方が出られるそこの道、あそこは県道だと思うんですけど、あそこもかなり竹は生い茂ってあるわ、ごみは捨ててあるわ、あそこは歩道もあると思うんですけども、かなり危ない高さに竹が茂ってあると思うんですが、あれ、もう目を突くんちゃうかなと思うぐらい垂れ下がっているんですけども、あの辺をもう何も言わずずっともう毎回のよう伸ばしっぱなしで、そこへまたごみが捨ててあるということで、ほんでこの間、日野川ダムの多目的グラウンドから鎌掛に行く細い道ですね。あそこの通りなんですけども、ちょっと私、この間人探しに出たんですけども、あの中であの道を通ると、先ほど言った木のくず、解体した木が道路際に全部捨ててあるんです。あれも町の方は全然、知ってるんか知らんてるのかちょっと分かりませんが、あの辺もちょっとほったらかしやいうんで、そういう対応をもっと早く、草が生えるまでに何でできないのかなと毎年思っているんですけども、グリーンバイパスについて、タイヤが落ちていますし、水が流れて汚い中にペットボトルやたばこの吸い殻、そういうもんが捨ててあるんですけども、町としてはこの時期的、5月、11

月しか、予算のことを言われてしまったら終わりなんですけども、前も1回か2回しか刈れないという話を聞いたと思うんですけど、この辺、ちょっとどういう、5月、11月というのはなぜそんなときに決まっているのかお聞きしたいんですけども、よろしくお聞きしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（柴田和英君） ただいまご質問いただきました道路際のごみの散乱について、时期的にもう少し草が生える前にできないものかということでございますが、ごみゼロ大作戦につきましては、毎年5月30日を基本にしまして、沿線のごみをさまざまな団体でありましたり、事業所でもございましたり、一般の方に協力をいただいて、5月30日を1つの基準にして、その前後でそういった啓発も図りながらやっていこうということで、この時期にさせていただいておるところでございます。

あと、秋の方は県下一斉清掃というのが大体11月を基準にそのあたりで取り組みをしていきたいと思いますということで、滋賀県の大きな中でそういうような呼びかけもございますので、それに合わせてやっていただいているということでございます。

実際、草の繁茂と少し時期がずれる部分もあるんですが、そこはなかなか行政の方で、道路際の幹線道路は一部委託で草刈りもさせていただいているんですが、今も申しましたとおり、地域の皆さんのご協力のおかげでいろんな周辺をきれいにしていただいているということで、ある地域ではその地域の中で大体夏を基準にしてクリーン作戦とかいう名前で銘打って、早朝から大人から子どもさんまで、また老人会さんとか女性会さんとかいろんな、青年会も含めてですけど、そういった草の根で活動もしていただいております、少しそういった草の時期と違うかも分かりませんが、基準を設けてそこでやっていこうということで取り組みをさせていただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 奥平議員から、県道の道路敷の除草、それから竹等の伐採についてご質問いただきました。

今言われておられたのはその県道やと思うんですけども、基本的には県が業者に委託をしている路線になっております。これ、いつも言われるんですけども、東近江土木事務所より甲賀土木事務所の方が対応が早い、草刈りが早いということで、毎回毎回お叱りの方を受けているんですけども、これにつきましても県の方に毎回毎回時期を合わせて早う刈ってもらおうようにということは、今依頼をしているところでございます。引き続き早く作業をしていただけるように依頼をしたいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 私の単純な考えで悪いんですけども、看板を立てるとか、看板

立てても捨てやる方はいやはると思うんですけども、白寿荘の前あたりをこの間通ったら、こんな、「ごみを捨てないで下さい」みたいな、立ったと思うんですけども、ああやってやっぱり、あれは町が立てやったんかちょっと分からないんですけど、白寿荘の方が立てたのかちょっと分かりませんが、ああいうふうな取り組みもされたらどうやろうなと思うんですけども、やっぱり私もこの間ちょっと、余談ですけども、私の空き地の中道の草刈りをしたら、やっぱりペットボトルを放り込んでいた方がおります。草が生えてあると、やっぱりどうしても捨てやるんやなと実感していますので、先ほどちょっと早目に対応するようにつけてくれるはりましたけれども、やっぱり今の時期が一番生える時期やと思うんですけども、できるだけ時期を変えてもらって、取り組んでもらいたいと思うんですけども、看板の件に関してはどう思われますか。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 石原鳥居平線の看板のことかなというふうに思うんですけども、白寿荘のところ。あそこについては、町がシルバー人材センターの方に委託をしている路線でございます、シルバーさんの方がそういうような看板の方は設置をさせていただいているというふうに認識しております。

あと、町として啓発看板ということもあるんですけども、基本的に現在その看板を設置しようという計画はございませんが、特にひどい路線については検討を含めて設置を考えたいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（柴田和英君） 看板についてでございます。全体的な話でございますが、不法投棄等が山間とか河川等でもございまして、不法投棄はいけないというような趣旨の看板をつくっております、また重点的な場所については看板も立てております、また住民さんの方から何か依頼がありましたら、その看板をお渡しさせていただくということもしておりますので、まずは不法投棄も未然に防ぐといいですか、まずは早期に対応して、そういうようなことを未然に防ぐためにもそういうふうな啓発看板もまた使っていただくような形で、要望があればお渡しもさせていただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） ごみの方もかなり私も仕事上、解体した材料とか、かなり値段が上がってきたんで、そういう予算がない方が捨てられるんかちょっと分からないんですけど、材木とか、この辺はまたできるだけ早く刈っていただいて、捨てられない状況をやっぱり町としてつくっていただけたらなと私、思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。要望しときます。

それでは、2点目なんですけれども、日野小学校の排水溝についてなんですけど

も、日野小学校のプール南側、校舎西につながっている排水溝があります。プール南側と校舎西側の角から南方向の排水溝にグラウンドの砂が流れて排水溝につまり、水が流れない状態です。

また、繋がっている角のコンクリートが割れ落ち、排水溝をふさいだ状態で、これからの、梅雨と書いていますけど、もう梅雨に入りましたけども、雨が続く季節になり、続くと逆流するおそれが考えられます。また、角のコンクリートがないために溝ふたもなく、大変危険な状態というのを見ました。早急に直せないかということで、町の考えをお聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 奥平議員から、日野小学校内の排水溝についてご質問をいただきました。

町内の各小中学校の施設につきましては、学校の教職員、用務員はもちろんのこと、PTAの環境整備作業におきまして保護者の皆様方にもご協力をいただきまして、施設の整備と安全対策を講じているところでございます。

ご質問いただきました日野小学校のプール南側から校舎西側につながっている排水溝についてでございますけれども、これは定期的に排水溝の泥上げを実施しておりますところでございます。が、現状を確認しましたところ、一部ご指摘いただきましたように、グラウンドの砂が流れ落ちまして、排水機能に支障が生じている箇所、そしてまた溝ふたが落ちている箇所がございました。

排水溝の泥上げにつきましては、長年堆積している箇所もありますので、日野小学校とも相談をしまして、ほかの修繕箇所、またほかの学校との優先度合いを考慮しながら進めていきたいと考えているところでございます。

そしてまた、排水溝の角のコンクリートが割れ落ちていた箇所につきましては、先日新たにふたを設置しまして、安全対策を講じたところでございます。

今後も学校管理者と連絡をとり合いまして、生徒、児童がより安全に学校生活を送れますよう努力していきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 今、教育長が言われたように、私も確認させていただきまして、早速直していただきましてありがとうございます。

ただちょっと疑問なんですけども、あそこ、コンクリートで固めてしもうてあるんですけども、あれはふたはできなかつたのかなと私、個人的に思っているんですけども、あそこのふたのところから南にかけてかな、がかなり砂が詰まって、あそこの遊具の前にある枯葉やら、この間も直していただいた後だったんですけど、どうやったのかなと思って見に行ったら、直していただいたんですけども、もう一度確認したんですけどもかなり詰まって、南べらに行くと何もない状態で、横にグレー

チングがふたしてあると思うんです。あそこからかなり砂が流れ落ちてあるのかなと私は思っているんですけども、あのグレーチングは絶対要るものなのか分からないんですけども、溝ぶた自体も手を入れて上げるようにはなっているのを知っているんですけども、あそこ、ほんで先ほど言われたように、年に何回か掃除されているのだと思うんですけども、かなりもう詰まって上に上がっている状態になっているんですけども、それともう1点なんですけど、プールの南側のU字溝ですね。あそこ、なぜグレーチングがないのか分からないんですけども、あそこは前に遊具があったんか定かではないんですけども、子どもらが遊びに行ったらちょっと危ないんじゃないかなと私は思うんですけど、溝に足をはめて、ずっとプールのところから次の段差の排水溝ですね。今言うてるところは上ですわね。下の国旗掲揚台側のU字溝も穴が開いていたんですけども、ここも直してもらえたんか分からないんですけども、あれに向かってU字溝があるんですけども、このグレーチングはないんですわ。それと、花壇が植えてある前もない。あれは何でないのか分からないんですけど、危険な感じがするんですけど、両サイドの階段の際も全部グレーチングはありません。砂が落ちてもすぐすくえるようになっているんか分からないんですけども、校舎側の方につきましては、あれ、多分かなりもう前から積もった状態で放ってあるんじゃないかなというような状態になっているんですけども、この辺の清掃はいつごろ今度されようと思ってはるのか聞きたいのと、グレーチングがなぜないのかと、なぜ砂を受けるようなU字溝の施工の仕方をしてあるのか、私、聞きたいんですけども、この辺よろしくお願ひしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（望主昭久君） 奥平議員より、日野小学校の排水路のことで再質問を頂戴いたしました。

まず最初に言うていただいた、校舎の西側に当たって、それから南側に抜ける分につきましては、その上にプレーコートというか小さな運動場みたいなところがあって、その土砂が流れ込んできて、その辺で経年で堆積しているということです。小学校の方とも確認をさせていただきまして、詰まっているのだと。ここを普通の作業というか、PTAさんとの環境整備作業の中でも取り組むこととか、そのようなことを検討をということは学校の方とも話してきたところです。

そして、溝ぶたが欠けているところにつきましては、受けが少なかったので、もう管渠を、下に管を入れてそこへもうコンクリートを流し込んだというふうなことで修繕の方をさせていただきましたのと、グラウンド側の斜面の、ちょうどり面の下のところのふたが欠けている部分には、2枚コンクリートのふたはもう変えさせていただきました。そこについては、5月の環境整備作業で土砂を上げられているところがございますので、今度は上側の校舎、西側のところをするとか、そこ

は一定、学校の方とも相談しながら、PTAさんの作業とかでもお願いしたいなというふうには思っています。

ただ、大きな修繕費につきましては、町の方では5つの小学校全てを持って、余り大きな修繕費用を持っておりませんので、そこは学校の用務員さんであったり、先生であったり、PTAの方でそういういろんな工夫をしていただいた中で管理をしていただきたいというのが私どもの考えでございます。

またそれと、プール南側というんですか、その斜面のスロープのところ辺のU字溝にふたがなかったとか、ちょうどブランコの横のところ辺の植木の下に、ちょうど今直したところから北側に行く水路にグレーチングがなかったということで、そこは240ぐらい、180から240の小さな側溝でしたので、そこは維持管理を含めて作業しやすいように表流水を拾うということでグレーチングもなかったのか、確かに上に立木がありますので、ごみが入りやすいところでございますが、今までからなかったということで、ちょっとグレーチングも今ご指摘いただきましたので、すぐに検討ということもなかなかできないかなと思っているんですが、維持管理をする中でさせていただきたい。

ただ、子どもさんについては、また学校を通じてそういうことやということで啓発もさせていただきたいということで、様子を見ていきたいというふうに思います。

作業のタイミングですけど、年に2回、学校の環境整備作業があります。

それと、先ほど教育長の答弁にございましたとおり、その学校としての修繕箇所であったり、作業をしてもらう箇所であったり、庭木の草刈りとかいろいろありますので、そこは学校の方でも優先順位をつけていただいた中で、学校でまた判断していただくことになるというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 私、思っているんですけど、こっちの西側については、あれ多分、大人の方でも上げにくいのかなと思っています。もしですけど、建設工業会の方々に力をいただいてつってもらおうとか、そういうことも考えたらどうかなと思っています。

ただ私、心配しているのが、この間もちょっと委員会の中で出ました、今度ヒノキオを2階建てで建てはりますね。駐車場として今度日野小学校を使われますよね、送り迎えされる方が、駐車場を。140人から増えはると聞いています。その中でお子さんを迎えに来はったりする中で、街灯がついてるのかこれも分からないんですけども、溝ぶたもなけりゃ、階段、ましておりていかなあかん状態なところを通っていかなければならない。今は日が長いでもいいんですけども、日が短い時期もあるんで、その辺もちょっと考えてもらえたらどうやろうなと思っています。

ほんで、プール側のあそこはグレーチングが要るのかなと僕は思うんですけど

も、この辺どう思っているのかなど。今のもうコンクリ打ってしもうてもええんかなと思ってるんです、あそこでもう勾配とってしもうてるんだったら。あれは何でああいう設計になったんか分からないですけど、その辺はどう考えていますか。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（望主昭久君） プール横側の南側の水路につきましては、ちょうど今コンクリートを直したところからスタートになってきますし、大体勾配自体が既にグラウンドの方を向いておりますので、そう要らんかも分かりません。

ただ、あるもんですので何か理由があるかと思しますので、その辺はまた検討したいと思ひますし、先ほど言うていただきました学童の子どもさんの利用、どのような通路で行くか、その辺はまだ確実に決まってないと思ひますので、そこら辺をあわせまして学校側とも学童とも打ち合わせをさせていただきたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 要望として聞いといていただきたいです。できたらまた、街灯がなければ街灯とかも考えていただいて、できるだけ迎えに来られる方に負荷がかからないように。子どもさんら、どうしても小さい方だとちょけて、走り回ったりされる方が絶対いるんで、この辺をまた考えていただいて、もしグレーチングがないんやったらグレーチングでふたをするとか、その辺も考えていただいたらどうかなと思ひます。

議長（杉浦和人君） 次に、9番、富田 幸君。

9番（富田 幸君） それでは、私の方も通告書に従いまして、2点について分割方式で質問をさせていただきます。

まずはじめに、地籍調査の進捗率の向上に向けてということでございます。このことに関係する質問といたしましては、私、昨年9月議会での一般質問におきまして、所有者不明の土地についてと題して質問を行いました。答弁では、「日野町内に所有者不明の土地がどれくらいあるのか、町では数字を持ち合わせておりません」という返答でありました。また、その説明の中では、土地の所有者が不明になるケースについての説明もございました。

所有者不明土地を巡っては、災害復旧やまちづくりに支障が出る事例が発生しているところがあると言われております。全国での不明の土地の面積は、9月議会でも申し上げましたとおり、410万ヘクタールに上ると。それでは、滋賀県の所有者不明土地はどの程度あるのか。その目安になるのが県内各市町で実施されている地籍調査だとして、去る4月5日の滋賀市民新聞に報じられておりました。県下18市町地籍調査進捗率は、昨年3月の資料として、日野町では15.3パーセント、近隣市町の甲賀市では5パーセント、東近江市20.4パーセントなどありますが、中でも竜王町は43.7パーセント、愛荘町39.7パーセント、豊郷におきましては52.9パーセン

ト、また甲良町は60.8パーセントという高い進捗率となっていて、1つ、多賀町は4.4パーセントと低いのでありますが、この4町の進捗率が抜きん出て、進捗率は高いものとなっております。

これらのことから、町での地籍調査を積極的に進めていただきたいということでの考えはどのような考えを持っておられるのかをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 9番、富田 幸君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 地籍調査の進捗率の向上についてご質問をいただきました。

平成29年度末の滋賀県の進捗率は13.6パーセントであり、1市を除く18市町で着手をされております。その中で、日野町の進捗率は15.3パーセントであり、滋賀県のほぼ平均的な状況となっております。

公表されている進捗率の調査面積には、地籍調査による実施面積のほかに土地改良事業や区画整理事業で換地された土地等が含まれており、これらの面積が多い市町については必然的に地籍調査の進捗率も高くなる傾向がございます。日野町は全域の半分以上を森林が占めていることから、進捗率の高い市町と比較すると低いのが現状でございます。

つまり、町の全面積に占める土地改良等の実施率でございますので、山の少ない豊郷だとか、甲良町だとかそういうところは実施率が上がるわけでございますが、多賀町など、森林面積の多いところは結果として低くなるということでございますので、この数字だけでは実際の地籍調査という部分の結果は反映をされてないと。圃場整備がしっかり進んでいるところで山が少ないところが実施率が高くなるというようなことが現状でございまして、日野町も山もあることから、滋賀県の平均程度というところになっております。

なお、ご指摘のとおり、地籍調査の必要性というのは理解をいたしておりますので、引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） 答弁いただきまして、地籍調査を実施したら所有者不明土地が判明するというものでもないと思いますけれども、今の新聞によります2016年度の県内18市町の地籍調査のうち、一筆地調査を実施した土地は614ヘクタール、9,817筆であります。そのうち不動産登記簿で所有者の所在が確認できない土地の割合は11.9パーセント、1,167筆。この土地の所有者を検索した結果、最終的に所在が不明で連絡がとれない土地の割合は0.3パーセント、31筆だったというような結果を載せられております。

地籍調査ならびに所有者不明土地の問題に詳しいある県会議員が申されているのは、「やはり所有者不明土地の把握は喫緊の課題ですが、そのためには進んでいない各市町の地籍調査の進捗率を上げる必要がある」と、そのように言われております。

今、町長の答弁で、町の森林面積の割合が大きいということでございますが、地籍調査というのはどういう単位でもって発注をされるのか。あるいは、今申し上げているこの集落をやりますというのか、あるいはそのうち山林を除く部分の発注をするとか、その辺の方法、それを分かれば教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 地籍調査の範囲と調査の基準について質問をいただいたと思っております。

現在日野町では平成19年度より地籍調査を実施しておりまして、おおむねどの回も、例えば大字中之郷であるとか、奥之池であるとかいうことで、地域単位で範囲を設定して調査の方をさせていただいているというのが現状でございます。一部、町道整備の関係で西大路なり鎌掛地先では道路に係る部分ということで調査の方もしておりますが、基本的には大字単位で調査をするというような流れできております。

調査箇所につきましては、それぞれ要望のある地域の中で災害リスク等の高い地域から調査を進めるというふうに今進めておりますので、現在4地区ほどの要望の挙がっている地区がございますが、今現在、十禅師の方で調査をしておりますが、次の調査地区につきましては今後、今申しましたように災害リスクの高い地区からということになりますので、要望いただいている地区の中から選定し、調査の方を進めていくというふうな流れになります。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） よく分かりました。今現在進めておられる十禅師というのは、森林はないんですね。そういうところはやりやすいとは思いますが。

我々の方で余り、南比都佐地区でも要望されているところは聞いておりませんが、順次やはりそういうことは進めていかないと、いろんな意味で今後問題が、所有者不明な土地に関しても当然ですし、相続がこれからできない方も出てこられるようなことも聞いたりもいたします。結局は要望を出さないと着手をしていただけないということらしいですので、また町としても啓発に力も入れていただきたいというふうに思いますので、それはよろしく願いして、この1問目は終わりたいと思います。

続きまして、町道の維持管理ならびに新設舗装の考え方についてお尋ねをいたします。町内の町道は381路線、251キロの延長があり、町はこれらの維持管理を行っていると同っております。しかし、これらのうち車両の通行できる町道はどれくらいあるのか。また、そのうちアスファルト舗装のできている町道の延長は何キロあるのかを伺いたしたいと思います。251キロといいますとかなりの距離でございますので、必ずしも舗装ができていないとは思いませんので、そこをまずお伺いしたいと思います。

す。

次に、維持管理といえは一般的には舗装の修繕が考えられますが、町はその他の維持管理はどのような方法で行っておられるのか。現在では防塵舗装なる手法はとっておられないのかどうか。また、大変農道のような町道がございまして、昔で言うグレーダーによる未舗装道路の整生事業とういことは今日実施しておられないと思いますけれども、そこもお伺いをしたいと思います。

今申し上げました舗装のできてない町道というのは、軽トラックが同じところを通ることによってわだちが激しく、軽トラックの走行でさえ苦慮しているのが現状であります。町内の町道舗装は各集落周辺ではほとんど完了していると思いますが、農用地、特に圃場整備田に隣接する町道の舗装は実施できないのかどうか。どのような条件であれば実施をしてもいいと考えておられるのかをお伺いしたいと思えます。農作業時にやはり今のわだちのきつい町道は、安心・安全のためにもぜひ検討をお願いしたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 町道の維持管理および新設舗装の考え方についてでございますが、まず、町道の実延長は248キロでございまして、自動車が通行可能な道路は228.5キロ、また舗装済みの道路は213.2キロとなっております。

次に、道路の維持管理でございますが、通常は舗装の破損した箇所を町の請負業者によりアスファルト合材で対応をいたしております。また、応急的な対応については、常温合材により職員等で対応をしておるところでございます。また、防塵舗装は現在実施しておりません。

次に、未舗装町道の管理についてでございますが、原材料の支給により、地域で取り組みをいただいております。大変感謝をいたしております。農用地に隣接する町道では、町道のご質問もございましたが、引き続き適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

なお、ご承知のように、農道の舗装につきましてはなかなか波がございまして、私、就任させていただく以前には、かなりの農道舗装がいわゆる農林省の補助金によって行われてきた経過がございました。しかしながら、平成の17、8年ぐらいになりますと、そういう農林省の補助金が厳しくなりました。農道舗装というよりも用水対策等に振り向けられるということになり、なかなか農道舗装に対する要望に答えられなかった時期がございました。

しかし一方で、リーマンショック以降の経済対策も含めて、農林省の方では農業体質基盤強化事業というのが、割と手軽な補助事業が行われまして、平成21、2、3ぐらいでしょうか、日野町内のかなりの地域で農道舗装事業に取り組みまして、毎年2億単位の事業も実施をいたしまして、100カ所以上、いろんな農業体質基盤整備

事業を日野町でも取り組んだ時期がございましたが、またこれも補助金の波がございまして、最近ではそういう農道舗装に対する農林省の補助というのはなかなか厳しくなりました、やはり農業に直接影響するような用水施設の修繕更新等に重きが置かれているところでございます。

かなり、三、四年間のうちに町内の農業関係の舗装は大きく進んだわけですが、現在なかなかそういう状況にないのが現状でございまして、今後またいろいろなタイミングでそうした国からの補助事業等が出てくるときには、またタイミングを見計らって、今農林課の方にもいろんな要望は聞いておりますので、そういういいタイミングが来ればまた対応をできるのではないかとということで、ここ長いスパンの中でも、できたときと厳しいときと、できたときと厳しいときというようなことが私自身も実感を持って経験をしておりますので、ぜひそういうときにはイの一番に対応するということも含めて、またそういう使いやすい補助制度についても国等に要望してまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） アスファルト舗装等のできている町道延長等は今答弁をいただいたとおりでございますが、かなりの延長を舗装ができていますという中で、今の町長の説明の中に農道の問題も出てきましたが、私の申し上げているのは町道でございまして、せめて、実はずちの集落でも町道をふさいで防護柵を、扉をつくっています。そこまでは結局圃場があるからそういう形でやっておるんですけども、何とかアスファルト舗装ですね。これをほんで町道の区域の中でしていただくわけにいかないのかどうか。今のアスファルト舗装ができています延長につきましては、農用区域でも進んでいるところがあるかと思いますが、どの地域で施工されているのかが分かれば教えていただきたいと思っております。

今、未舗装の町道とそうでない町道、農道のようなところの町道、こういうところの舗装ができた、そのわけとといいますか、この地域はこういうことがあって町道の舗装をしましたとか、我々、実はできてないところがあって申し上げているんですが、どうも南比都佐地区に未舗装箇所が多いように思いますので、その辺の理由があれば教えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 富田議員より再質問をいただきました。

未舗装部分の町道でございまして、これにつきましては、毎年町道補修用の砕石を町の方から出しているんですけども、平成29年度で7地区の方でその砕石を利用いただいて、集落の方で道普請なりで整備の方をいただいているところでございます。

今言われました町道部分、未舗装の部分の舗装なんですけれども、基本的には現地を確認させていただいて、どうしても必要であれば当然させてもらうというのが原則なんですけれども、現地確認させてもらったときに、まあまあこれはというところは今までできてないというのが現状でございます。

いずれにしても、ここを一回見に来てほしいというような要望がございましたら、当然すぐに現地の方へ行きまして確認をさせていただいて、必要であればその対応はさせてもらうというスタンスでございますので、ご理解の方、よろしくお願いしたいと思います。

それから、町道補修、どの辺をしたんやということなんですけど、基本的には町内くまなく広いところをやっているんですけども、ちょっとどこどこをしたというのは今、資料を持ち合わせておりません。申しわけございません。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） 今、課長の答弁にありましたように、碎石を入れて窪地を補修せいということは我々もしておりますし、現にそういう形で10トントラックに1台もらったことはあります。ただこれは、先ほど申し上げましたわだち部分に碎石を入れるだけでございますので、結局転圧も何もありません。ということは、そこはまた同じように、軽トラック等で通れば飛び散るわけですね。ですから、碎石を入れて窪地を補修せいというようなやり方は、できたらやめていただきたい。そのためにアスファルト舗装をお願いしたいというふうに思っておるわけでございますので、ここで何回もそれを申し上げていてもあれですので、またうちの集落に限らず、当地区のそういうところがあれば一度見に来ていただいて、町道である以上は舗装をお願いできないかということでまた相談に伺いたいと思いますので、その点をよろしく願いをしまして質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、11番、東 正幸君。

11番（東 正幸君） それでは、通告に従いまして、3点ほど質問をさせていただきたいと思います。時間、押しておりますので、早くしますのでよろしくお願い致します。

今年の4月から国保の都道府県化がスタートいたしました。今年度からは市町と県が共同での運営となりました。昨年からの試算の中で、保険料、保険税が値上げになることを懸念してか、厚労省自体も今回の国保改革が被保険者に受け入れられるようになど、被保険者の負担に十分配慮した対応をと要請があったと聞いております。法定外繰り入れについても、赤字解消期間等についても性急なものではないと、理解できるのではないかと思います。それでもやはり制度改革の狙いは、やはり法定外の繰り入れの解消、給付費の抑制であります。その分保険料が引き上がるのではないかと、こう思っているところでもございます。

本年度の標準保険料では、激変緩和措置により、全国的にも半数以上が保険税の引き下げになったとされております。しかしながら、40パーセント程度が値上げされたとも新聞にも載っておりました。しかし、何といても説明会の資料にありましたように、他の組合との比較では、保険料の負担率において健保組合は所得の5.7パーセントであり、共済組合は6パーセント、協会けんぽは7.5パーセント、市町村国保は9.9パーセントと、1割近いものになっております。平均所得が低い中で、これは異常な高率ではないかと思うのであります。何とか自治体独自の軽減策はないものか、払える保険料、払いやすい保険料にならないかと思っているところでもございます。

そこで、一般的には国保の運営方針は3年ないし5年で見直し時期となっておりますけれども、やはり声を上げていただくように、市町が申し出れば見直しができるのではないかと思います。このことについてよろしくお願いいたします。

また、県は統一保険料としておりますけれども、各自治体の独自の施策ができないのではないかという思いでございます。

本年は激変緩和措置がされましたが、この激変をどこに置くのか、どのどの程度が激変なのか、問題だと思っておりますけれども、もうそういうことが決まっているのかどうかお聞きしたいと思います。

財政安定化基金を激変緩和措置に毎年活用できないのか。また、県の調整交付金（繰入金）2号の交付金はどのように活用されていくのかであります。

はじめに申しましたように、法定外繰り入れも厚労省は全く否定しているように思えない。保険料、税を上げないためにも繰り入れはできないものかと思っております。

子どもの均等割を免除できないか、そういうこともお願いしたいなと思っております。

町独自で低所得者に対する保険料の軽減はできないものか、お伺いをいたします。

以上、第1問といたします。

議長（杉浦和人君） 11番、東 正幸君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長（藤澤直広君） 東議員から、国民健康保険税の負担軽減についてご質問をいただきました。

まず最初に今、議員が指摘されたように、いわゆる保険料における自己負担といいましょうか、そういうものが他の組合と比べて重いんでないかと、こういうことでもございますが、そのとおりであるというふうに思います。基本的にはそれぞれの所得に応じて保険料が課税されているにもかかわらず、国保においては人数割なども含めてされているわけでありまして、いろんなところで軽減などの措置もあるわけでありまして、結果として負担感が高いというのは現状でございます。基本的にはここはやはり国の責任において国保全般に対する体質強化の国費の投入ということをしていかないと改善がされないというのが基本的なことでもございます。

もう1つ、都道府県一本化に伴う激変緩和措置のことをございます、法律が通って都道府県が一本化するということになりますと、県の方針で曰く、同じ所得であれば同じ保険料と、こういうことをございますので、そういうことを基本にして算定された標準保険料をございますので、当然今までの経過がある中で、高いところもあれば低いところもあるということをございまして、日野町はそういう意味では、数値の統計のとり方はいろいろあるわけでありませども、相対的に低かったから激変緩和措置でげたを履かせてもらったということをございますので、これを一本化することになれば値上げをせざるを得ないというのがこの制度の根幹をございます。

国の方は3,400億円を投入した、するということ、こういう経費も当たったので日野町においても、あるいは全国的にも、一定のところ激変緩和措置の影響等を受けて、値下げなり据え置きができたということをございます、やはり値上げをせざるを得ないところも出てきたということをございますので、日野町の現状においては、激変緩和を受けるということは、統一保険料の概念から言えば現在日野町の保険料は低いということでありませども、これは将来的にはこの制度のもとでは上げざるを得ない、こういう仕組みになっておるといふふうに思っております。

そうしたことを前提といたしまして、今ご質問いただきました見直し等についてございます、県が昨年策定した滋賀県国民健康保険運営方針の対象期間中の見直しについては、平成30年4月1日から3年間となっております、県内の国保の運営状況および国の制度の動向等に応じて、必要があると認められるときは見直しを行うということとなっております。

ただ、この見直しというものはあくまで基本的な制度の見直しをございますので、今申し上げましたように東議員のご指摘のある負担の軽減等になるならば、これはやはり制度の見直しもありませども、やはり国からの財源の投入ということがなければなかなかできないのではないかと、このように思っております。

次に、各市町における独自施策の実施についてございます、運営方針では平成36年度以降のできるだけ早い時期に保険料水準の統一を目指すこととされておりますが、市町間の保険料率や収納率の違い、保険事業給付サービスの差異など、多くの課題があるところをございまして、今後保険料水準の統一に向けて国民健康保険市町連携会議の中で検討をされますが、独自の施策を行うという場合については別途財源の確保が必要となるため、なかなか厳しいのではないかと、このように思っています。

基本的には、19市町の保険事業などのレベルが改善をされる方向で統一されることが望ましい、このように思いますが、これにもまたいずれにしても財源の確保が必要になるということをございます。

次に、激変緩和措置についてでございますが、日野町については平成30年度で約7,300万円の措置を受けております。激変緩和の比較の基礎となるのは平成28年度決算ベースでの1人当たりの納付金額であり、当該年度の1人当たりの納付金額と比較して一定割合を超える部分については激変緩和措置が行われるということでございます。

次に、財政安定化基金を激変緩和措置として毎年活用できないかということでございますが、滋賀県では財政安定化基金のうち約3億円が激変緩和措置に充当できることになっております。この財政安定化基金がなくなれば、県繰入金も激変緩和措置の財源として活用されることとなります。

次に、繰入金2号分の活用についてでございますが、繰入金2号分は従前の県特別調整交付金のように、市町の個別事情に着目した交付金の財源でございますが、国保運営方針の取り組みや医療費水準、保険事業、財政の健全化などの個別事情により算出されることとなっております。

また、一般会計からの保険料、税の負担緩和を図るための繰り入れについては、被保険者の保険料税負担の急変を考慮し、各市町において平成35年度末までの段階的な解消を目指すことが運営方針に掲げられているところでございます。

また、子どもに係る保険税算定における均等割の免除や、低所得者に対する町独自の保険料軽減については、新たな財源が必要となることから、制度全体の中で国全体の財源充当も含めて検討していくべきと考えております。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） なかなか非常に難しい問題ではありますけれども、やはり3年、それから5年、運営方針を変えていくのは3年ということでございますけれども、必要があると認められるときはということではありますが、こういうようなのもやはり運営協議会といいますか、市町連携会議等がある中で、こういうことが問題として出ているがどうやとか、そういうことはずっとやってもらえると思うんですけども、必要があると認められるということはどの程度なのか、そこら辺を1つお聞きしたいなと思っております。

それと、やはり統一保険料ではこれからインセンティブといいますかそういうのが出てきます。医療費の抑制のための個人の努力がなかなか浸透しなくなるのではないかなというふうに思っておりますが、どのように思われるのかお聞きしたいと思っておりますし、また収納率につきましては、日野町は九十五、六パーセント、非常にいい方でございますので、また栗東の方では90パーセントそこそこということで、非常に差がありますので、これもインセンティブに挙げられるのでありますけれども、やはり個人に対しては余りないことでありますので、そこら辺の考えはどうか、ひとつよろしくお聞きしたいと思っております。

また、医療サービスにおきましても、やはり私らみたいに山奥になりますと、アクセス条件すら異なっているのでありまして、同一保険税が課せられるということはこれは不合理ではないのかなと、考えているところでございますので、そこら辺はどのように思っておられるのか、よろしくお願いたしたいと思えます。

もう1つは、激変緩和措置でありますけれども、医療分や、後期高齢者支援分や、介護納付金などの合計額が非常に上昇した場合はどうなるのかなと。それもやはり激変緩和措置にしてもらえるのかなという思いでございますけれども、その点もお聞きしたいと思います。

また、子どもの均等割についても、やはりこれは少子化対策の中で大変な重要な問題だと考えております。余り子どもさんが多くないわけですが、せめて2人目からぐらいは何とか省いてもらえんのかいなという思いでございますので、そこら辺がもしできましたらお答えを願いたいと思えます。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（澤村栄治君） ただいま東議員さんから、国民健康保険税の負担軽減についての再質問をいただきました。5点ほどあったかなというように思えます。

まず、運営方針の見直しの区分についてご質問をいただきました。運営方針の対象期間が平成30年4月から3年間となっております、その間に仮に見直しが必要やったら、その必要がどのように認められるかというご質問ですが、まず運営方針が策定されたときに各市町からも意見聴取がありまして、例えるならば、例えば保険料水準の統一について、目標年次を入れるべきではないと日野町は主張したわけなんです。けども、多くの市町からは逆に目標年次を入れた方が取り組みやすいと、こういう意見が出て、最終的には県の考え方が反映されるという形になりましたので、多くの市町からの意見を参考に、最終的には県の判断によってこの必要があるという判断は県の考え方によるものではないかなというように思えます。

2点目の、保険料水準が統一されれば、医療費抑制の努力や収納率の向上の努力がなされなくなるというようなご質問をいただいていたかなというように思えますけども、県全体の医療費が上がるということになれば、県内の被保険者の負担も上がると、こういう仕組みになっておりますので、医療費抑制の取り組みというのは当然必要な部分であるというように考えております。特に財政運営の責任主体である滋賀県という保険者と、あわせて19市町それぞれの保険者が積極的にこうした取り組みをすべきものであるというように考えています。

そうした取り組み等については、今後国民健康保険市町連携会議の中で議論をされていくかなというように考えていますし、先ほど東議員さんの方からもインセンティブという言葉が使われておりますけど、今回の制度改革で介護保険なり国保についてはこのインセンティブという言葉がよく使われております。今回制度改革に

伴って、国では医療費適正化や収納率に資する取り組みを誘引するために、新たに保険者努力支援制度という制度が各都道府県向けに国予算で500億円、各市町向けに国予算で500億円確保されて導入され、インセンティブの強化が図られたところがございます。この保険者努力支援制度にそれぞれの保険者が積極的に取り組むことによって、医療費抑制の全体の底上げが図れるものというようには考えております。

次に、3点目の保険料水準の統一について、医療機関への交通アクセスの違いをどのように考えているかというご質問をいただきました。先に後藤議員さんの方から、移動支援という形での病院への通院支援、そういった部分のご質問があったんですけども、現段階においても町内において病院とか診療所に近い方と、そうでない遠くに住んでおられる方では、やはり交通アクセスの違いはあるかなということで、これは県内どこを見てもそういう条件があろうかなというように考えております。

しかし、県内市町村間の医療費格差という点で見れば、そう大きい違いがあるかと申しますと、県内1人当たりの療養諸費費用額を見ても、平成28年度で言いますと、最大の多賀町と最少の豊郷町を比較しても1.2倍であり、日野町は県平均とほぼ同じ額となっております。滋賀県は全国の中でも市町村間の医療費格差が少ない都道府県というように言われておまして、保険料水準に向けては比較的取り組みやすい都道府県だというように言われております。

次に、4点目の支援金分や介護納付金分が急激に増加した場合に、激変緩和措置はどうかというご質問をいただいております。支援金分や介護納付金分についても、医療分と同じように激変緩和措置の制度がございます。平成30年度で言いますと、日野町は医療分で約7,100万、支援金分で約200万円の激変緩和措置をなされておまして、また他市町では介護納付金分についても激変緩和措置がなされている市町があります。今後支援金分や介護納付金分が急激に増加した場合においては、一定の条件があれば激変緩和措置がなされるというように考えております。

最後に、5点目の子どもに係る保険税均等割をなくすことについてでございますけれども、議員おっしゃるように、保険制度の公平性と子ども・子育て支援の観点から重要な課題であるというのは私も認識をしております。しかし、導入につきましては、財源を含めて国全体、社会保障制度全体の中で議論されるべきものだというように考えております。このため、全国の知事会、また市長会などの地方団体からは、子どもの均等割保険料、税を軽減する支援制度の創設について、提案や要望がなされているところがございます。当町としましても町村会とも連携を図りながら、国に要望していきたいというように考えております。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） 私らもどの程度が差なのか分かりませんが、先ほどの説

明では、医療費が1.2倍ぐらいではもう普通やないかというようなことでございましたけども、1.2倍でも結構大きいのではないかなという思いでございますが、その点は、もう普通なのか、もう一度お伺いしたいなと思います。

子どもの均等割のことでございますけれども、やはりこの30年度以降の国の拡充についても、市町村の過去の実績に基づくというようなことも書かれておりました。やはりそういう実績がある県や町はそういうふうにしていくというふうなことも聞いておったんですけども、そういうことに着目いたしますと、もう今からでもそういうような子どもに対して均等割の、それを見ないということにしていったらどうかという思いでございますけれども、そういうように30年以降の拡充についてという項目で私は見たことがありますので、そこら辺、もし見ておられたら何かお答え願いたいなと思います。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（澤村栄治君） ただいま2点、再々質問をいただきました。

まず、医療費の市町村格差、県内が1.2倍、これが多いか少ないかということでございますけども、全国的に見たら滋賀県は最小であるというように聞いております。この1.2倍の市町村格差につきましては、日野町が先ほど県平均ぐらいやというような説明をさせていただいたかなというように思うんですけども、これは年度によって、県平均よりも高い年度もあるし、低い年度もあるということで、これはどの市町村もその年度によって医療費は異なってきますので、そういう変動がある中で1.2倍はそれは適正な数値かなというふうに私は認識しております。

2点目の、子どもの保険税の均等割をなくしていくことについて、30年度からの導入ということをご意見をいただいたところでございますけども、先ほども言いましたように、これは財源が必要になってきます。私もちょっと事前に調べたんですけども、分かる範囲で調べていると、仮に被保数で年齢回数で分かるのが29年の9月末で、全体で4,809人おられます、被保険者が。そのうち、5歳刻みでないちょっと年齢が分からなかったのも、ゼロから9歳までが該当するとする場合に、471人が子どもというように考えますと、この数字をもとに子どもの保険税の均等割をなくすということになれば、医療分で今1人当たり2万300円、支援金分で8,500円、合わせて2万8,000円を減額することになりまして、これを471人で乗じて計算すると、年間約1,356万4,000円という形になります。この中には、もう既に7割や5割、2割軽減を受けている世帯に属する子どもさんもおられますので、マックスで1,300万円余り必要になるというように思いますので、これを日野町が先駆けてやるというのが、これ、ずっと続けていくのはなかなか厳しい状況というように認識しておりますので、現段階はやはり国が国の制度の中で対応していただくよう要望していきたいというように考えています。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） 町長が言われましたとおり、やはり国保は構造的な問題でもございますので、何とか国なりに強い気持ちで臨んでいただきたいなど、こう思っております。

また、子どもに対してもやはりこういった少子化でございますので、何とかならないのかなという思いでございますので、今後とも善処の方をお考えいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは次の質問にまいります。

環境こだわり米のことでございます。環境こだわり農産物の取り組みにつきましては、安全・安心な農作物の供給に向け、取り組みがされているところと思われませんが、完全な無農薬栽培や有機栽培は滋賀県では少ないかと思われれます。以前より減農薬、減化学肥料などの環境こだわり米などの生産はされておりました。しかしながら、当町では地理的な関係もありますのか、また日野米については他地区と比べて非常に美味いんだと、おいしいんだという思い込みも感じられ、なかなか広がりがありませんでした。近隣市町では最下位クラスであったと思っております。

最近環境こだわり農業技術の普及と環境こだわり農産物の生産拡大が図られているとされておりますが、この環境こだわり米の現況はどうなったのかお伺いいたします。

また、当町は近隣市町との比較はどうなのかお伺いをいたします。

しかしながら、最近米づくりにおいて斑点米が出るカメムシが大量に発生しております。カメムシ防除がされてきたところでもございます。このカメムシ防除に使用される農薬は残効性、浸透性が強く、神経毒性の農薬で、昆虫類に強い毒性があるとされております。このことから、ミツバチをはじめアカトンボなど、大幅に減少していると言われております。滋賀県では使用されていないと思うのでありますけれども、実態についてお伺いするところでもございます。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 環境こだわり米等に関するご質問をいただきました。

まず、環境こだわり米の現況についてでございますが、滋賀県においては環境こだわり農産物の生産面積が年々増えております。特に環境こだわり農産物のうち、大分部を占める環境こだわり米、米は、中核品種であるみずかがみが日本穀物検定協会による食味ランキングで特Aを獲得するなど、ブランド化の基礎が整いつつあります。また、日野町の生産者が近江米振興協会主催の平成29年度みずかがみ食味コンクールにおいて最優秀賞を受賞されており、良食味への努力が重ねられております。

次に、近隣市町との比較についてでございますが、日野町の環境こだわり米の生

産面積は、5年前の平成24年度は約150ヘクタールでしたが、平成29年度には300ヘクタールを超える面積に拡大しています。ただ、環境こだわり米の作付比率は、東近江地域内では水稲全体の45パーセントであるのに対し、日野町では水稲全体の約30パーセントにとどまっております。消費者に受け入れられる、売れる米づくりを進めるためにも、環境こだわり米の作付推進について、県やJAとも連携しながら推進してまいりたいと考えております。

次に、カメムシ防除に使用する農薬についてでございますが、米の品質に大きく影響するハンテンカメムシ類を中心とした病害虫防除を行うため、日野町病害虫防除協議会により、農業者自らが共同防除組織を編成して、8月前半に一斉防除が行われております。使用薬剤については日野町病害虫防除協議会で決めますが、ミツバチに対しての影響があるとされておまして、養蜂業者へは連絡を徹底し、危害防止に努めているところでございます。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） 私、この質問に関しましては、ある方から電話が1人かかってきまして、またもう1人の方から、出会うたときに、「これ、知ってるけ」というようなことで、ぜひとも質問してくれということでは言われましたので、そんなことでございます。

やはりミツバチに対しての影響があるということでもありますけれども、どこか東北でしたか、そこでは箱剤にカメムシに効くやつをまかれているということで、その影響が非常に強いということを私は聞いたわけでございます。その箱剤もこの地区でも使われているのかな、どうなのかなという思いでございますので、そこら辺をお尋ねしたいと思っております。

やはり、確かにミツバチなんかは減っております。みんなの畑でも割に飛んで来ないので、このごろスイカにしてもカボチャにしても、人工授粉をされる方が増えてきたということで非常に心配しておりますので、これは何とかせなあかんという思いでございますので、そこら辺、箱剤が使われていると余計危ないのかなと僕らは思うんですけども、もう1つは、やはり散布されるその中が、これはあかんのかなという思いでございますけれども、そこら辺についてどういう見解を持っておられるのかお尋ねしたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 東議員より再質問をいただきました。

ハンテンカメムシに対しますところの防除で、ミツバチに影響があるんじゃないかというようなところの再質問でございます。箱剤というものにつきましては、苗に対する箱剤であるのかなというふうに思っておりますが、防除協議会で決められております殺虫剤につきましては、カメムシをやっつけるという部分に対する効果

があるということで、ネオイコチノイド系の殺虫剤を使っておられるということで、これにつきましては粉剤、液剤、粒剤というのの3種類ございまして、その3種類のを殺虫剤として使っております。

ミツバチに影響もあるということも殺虫剤の説明書等にも書かれてございますので、使用する際については養蜂家の方と連絡を密にとって、被害が及ばないように事前に対策をとりなさいよというようなことの注意書きもございまして、防除協議会でもそういうような対応をとっておるというふう聞いております。

箱剤の方につきましては、苗箱にまかれるということでございますので、直接ミツバチに液剤でかかるとか、粉剤で濃度が高いのかかるというふうになってきますと、ミツバチには影響が出てくるということになりますけれども、粒になりましたら、直接ミツバチには影響はないというふうに思っておりますのでございます。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） やはりこのネオイコチノイドというそういうものが非常に危険なということが新聞にも出ておりました。やはりこれは再生協議会なんかで言うてもらわんと、止めてもらわんとどうにもならんのかな。東北で大分人体にも被害が出ているというようなことを聞きましたんで、質問しているわけですけども、オリゼスタークルというのがあるんですけども、その中の箱剤に結構きついもんが入ったって、ずっとそれを箱剤にやっておくと、稲が生長するまでずっと効くというようなやつでございまして。それ、ここでは使っていないのかも分かりませんが、今後やはりこれは改めてもらいたいなと思っておりますので、ひとつまた再生協議会かいろんところでそういうことも動いていただきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは次の、西大路地区にあります中野城址であります。中野城址は日野の城主蒲生家の本城であると記されております。その後、市橋藩主が陣屋を構え、本丸と塀の一部が残されましたけれども、ある専門家では、ほかにも中野城址の一部ではないかと思われる部分もあると言われております。この土地について、今はほか何名となっているそうですけども、このような土地はどのように町としては認識されているのか。やはりロケとかそういうことも行われているという、またこのごろそういうブームでございまして、いろんな観光客も来ておられるということでございまして、そこら辺はやはり中野城址ということで西大路のものよりもそうした方がよいのではないのかなというふうに思っております。

土地の所有者等を決めることが可能なのか、そういうこともお伺いしたいと思います。

また、周囲の安全策についてもお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 中野城址の土地について、町の認識、土地所有者を決めることの可能性や周囲の安全策についてご質問をいただきました。

中野城址の土地につきましては、廃城後に市橋家のゆかりの神社や稲荷神社が建立され、地域の皆さんの信仰の場であったことから、今日まで西大路地域の皆さんの努力によって維持管理してきていただいたものと考えております。

神社周辺の土地の所有者は、174名の共有名義と聞いております。平成28年1月に、大字西大路の役員さんから相談をお受けした際には、土地の所有について法務局にも相談したという話も伺っております。

近年、ご指摘のようにお城に対する人気が高まる中、また、映画のロケ地でもある中野城址には観光客が訪れられておりまして、大字西大路さんには石垣の老朽化等のご心配もいただいているところでございます。現在、散策時における注意喚起の看板の設置を準備しているところでございます。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） この問題につきましては、前々回もお伺いしたところでございます。やはり神社とお稲荷さんが祭っております。そのことにつきましては、前回申しましたように、西大路でこれからどうするか考えていってもらっておりますし、そのチームをつくって、何とかその部分についてはこちらの氏神さんの方へこうしようかというようなことも考えているところでございます。

しかしながら、やはり西大路は地縁団体でございますけれども、このときにこれを探していくとなると大変でございますので、何かいい方法はないものかと、町にも考えていただきたいなと思うのでございますけれども、そういうことはどのようにしていったらいいのか、何かお考えがございませんでしょうか。

それとも、もしこの後、所有者がずっとこれは代々の、名前を探していくのもこれは大変ですし、そうなってくるとお金もかかってきますので、どのようにしていったらいいのか、もしお考えがありましたらお願いしたいと思いますし、最後にはやはり音羽城址みたいに史跡、城址というようなことで町で考えてほしいなという思いでございます。そこら辺のことをよろしく、もしお考えがありましたらお伺いしたいところでございます。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） ただいま中野城址の土地の所有につきまして、何かええ方法はないかということでご質問をいただきました。

平成28年のご相談いただいたときにもお話が出ておりまして、地元の方でたくさん、174名もの方々の共有ということで困ってんねやという話もお伺いしているところでございます。いろんな土地の経緯がございまして、中で法務局が不動産登記をするわけですが、いろんな裁判所の判断を仰ぐ、そして法務局の指導を仰ぐとい

うところで一定の判断がされていく方法は見出せるのではないのかなというふうに考えておるところでございます。

なお、史跡として今後町として何とかならんのかという話も総代さんからもお伺いしているところではございますけども、今町の方では、土地の所有のこともございますし、現在のところ計画を持ち合わせているという状況ではございません。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

なお、町としましても、ご相談を受けましてどうしたらええのやと、一緒に考えてくれということであれば相談にも、当然一緒に考えさせていただきたいなという思いでございます。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） いよいよ看板を立てるそうでございますけれども、やはり何年か前に子どもさんがはまってけがをされておられます。そういったこともありますので、何かやはり囲いをするとかそういうこともやってほしいなと思いますけれども、そこら辺については課長の方はどのように思っておられるのか。看板だけは立てても、本当に結局、西大路の方がやっぱり出んならんですので、そこら辺は安全策をどのように考えておられるのか、もう一度お聞きしたいなと思います。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） ただいま安全対策につきまして再々質問を頂戴しました。

ああいうロケーションのところでございますので、地域の方々の憩いの場といいますか、親交の場でもございますし、そういう中で景観やらも含めましてどのようにしていったらいいのかということにつきましては、地元の方々のご意見もお伺いしながら一緒に考えさせていただく中で、対策を考えていかなければならないなというふうに思っております。

いつか、数年前かに子どもさんが落ちられたという話も、そのときではなくて後からお伺いしたこともございましたけども、その注意喚起をやっぱりこちらの方としても、観光客が来られるという実態を見まして対策をせなあかんなということで、喫緊に注意喚起の看板を3カ所ですけども設置をさせていただきましたので、今後もそういう形で、いろんな形で情報発信して、安全対策には十分気をつけて情報発信をする場合につきましては対策をとっていききたいなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） 大変字で管理するのは非常に難しい問題も出てきますので、町としても一緒に考えていただいて、できることならそこら辺は史跡ということで、町の方へ何とかしてもらいたいなという思いでございます。どうかよろしくお願ひ

いたしまして、私の質問といたします。ありがとうございます。

議長（杉浦和人君） 以上で5名の諸君の質問は終わりました。その他の諸君の一般質問は明14日に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、それではその他の諸君の一般質問は明14日に行いますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） お疲れさまでございました。

－散会 18時09分－